

第3回定例会会議録目次

第1日目（平成17年9月12日）		頁
○開会宣告		4
○開議宣告		4
○日程第 1	会議録署名議員指名	4
○日程第 2	会期決定	4
○日程第 3	議長報告	4
○日程第 4	行政報告	4
○日程第 5	報告第 1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第4号））	9
○日程第 6	報告第 2号 専決処分について（平成17年度滝川市水道事業会計補正予算（第1号））	11
○日程第 7	報告第 3号 専決処分について（調停の申立て等）	12
○日程第 8	議案第 1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第5号）	13
○日程第 9	議案第 2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）	22
○日程第10	議案第 3号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）	
	議案第 4号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例	
	議案第 5号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例	
	議案第 7号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例	23
○日程の追加について		32
○日程第11	議案第 6号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例	32
○日程第12	議案第 8号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例	33
○日程第13	議案第 9号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例	34
○追加答弁		35
○日程第14	議案第10号 工事請負契約の締結について	35
○日程第15	議案第11号 市営土地改良事業の施行について	
	議案第12号 北空知頭首工の管理に関する事務の委託について	37
○日程第16	諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について	39
○日程第17	決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告	
	認定第 1号 平成16年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について	
	認定第 2号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の	

	認定について	
認定第 3 号	平成 16 年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 4 号	平成 16 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 5 号	平成 16 年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 6 号	平成 16 年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 7 号	平成 16 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
認定第 8 号	平成 16 年度滝川市病院事業決算の認定について	
認定第 9 号	平成 16 年度滝川市水道事業決算の認定について	
議案第 13 号	決算審査特別委員会の設置について	
選任第 1 号	決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について	4 0
○休会の件について		4 3
○散会宣告		4 3

第 17 日目（平成 17 年 9 月 28 日）

○開議宣告		4 7
○日程第 1 会議録署名議員指名		4 7
○発言の訂正について		4 7
○日程第 2 第 1 決算審査特別委員長の付託事件審査報告		4 7
○日程第 3 第 2 決算審査特別委員長の付託事件審査報告		4 8
○日程第 4 一般質問		4 9
11 番 田 中 敏 男 君		4 9
7 番 渡 辺 精 郎 君		6 1
4 番 大 谷 久美子 君		7 4
2 番 三 上 裕 久 君		8 2
16 番 窪之内 美知代 君		9 0
○議事延長宣告		1 0 0
○延会の件について		1 0 6
○延会宣告		1 0 6

第 18 日目（平成 17 年 9 月 29 日）

○開議宣告	1	1	1
○日程第 1 会議録署名議員指名	1	1	1
○日程第 2 一般質問	1	1	1
15番 酒井隆裕君	1	1	1
8番 清水雅人君	1	2	2
○日程第 3 議案第14号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第6号）	1	3	9
○日程第 4 報告第 4号 株式会社滝川振興公社の経営状況について	1	4	1
○日程第 5 報告第 5号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について	1	4	2
○日程第 6 報告第 6号 株式会社滝川グリーンの経営状況について	1	4	4
○日程第 7 報告第 7号 監査報告について			
報告第 8号 例月現金出納検査報告について	1	5	0
○日程第 8 意見書案第1号 自治体病院の医師確保対策を求める要望意見書			
意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書			
意見書案第3号 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める要望意見書			
意見書案第4号 17年産米の需給適正化等に関する要望意見書			
意見書案第5号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書			
意見書案第6号 がん対策の推進強化を求める要望意見書	1	5	1
○日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について	1	5	2
○市長あいさつ	1	5	3
○閉会宣告	1	5	3

平成17年第3回滝川市議会定例会（第1日目）

平成17年 9月12日（月）

午前10時01分 開 会

午後 2時52分 散 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議長報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分について（平成17年度滝川市水道事業会計補正予算（第1号））
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分について（調停の申立て等）
- 日程第 8 議案第 1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 9 議案第 2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 3号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 4号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例

○追加日程

- 日程第11 議案第 6号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 8号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第 9号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第11号 市営土地改良事業の施行について
- 議案第12号 北空知頭首工の管理に関する事務の委託について
- 日程第16 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第17 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告
- 認定第 1号 平成16年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て

認定第 4 号 平成 16 年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 平成 16 年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6 号 平成 16 年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7 号 平成 16 年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8 号 平成 16 年度滝川市病院事業決算の認定について

認定第 9 号 平成 16 年度滝川市水道事業決算の認定について

議案第 13 号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1 号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○出席議員 (21名)

1 番	山 腰 修 司 君	2 番	三 上 裕 久 君
3 番	久 保 幹 雄 君	4 番	大 谷 久美子 君
5 番	石 田 昇 君	7 番	渡 辺 精 郎 君
8 番	清 水 雅 人 君	9 番	本 間 保 昭 君
10 番	大 累 泰 幸 君	11 番	田 中 敏 男 君
12 番	堀 田 建 司 君	13 番	谷 口 昭 君
14 番	山 木 昇 君	15 番	酒 井 隆 裕 君
16 番	窪之内 美知代 君	17 番	中 田 翼 君
18 番	田 村 勇 君	19 番	藪 内 英 之 君
20 番	井 上 正 雄 君	21 番	水 口 典 一 君
22 番	坂 下 薫 君		

○欠席議員 (0名)

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	門 山 伸 夫 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	大 竹 敏 章 君	保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
建設水道部参事	木 下 善 雄 君	教 育 部 長	辰 巳 信 男 君
監 査 事 務 局 長	谷田部 篤 君	病 院 事 務 部 長	東 照 明 君

秘書課長 若山重樹君
企画課長 舘 敏弘君

総務課長 高橋賢司君
財政課長 西村 孝君

○本会議事務従事者

事務局長 林 弘君
主 査 中川祐介君

事務局次長 飯沼清孝君
主 査 鈴木靖子君

開会 午前10時01分

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました平成17年第3回滝川市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は21名、全員であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において渡辺議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月29日までの18日間といたしたいと思
います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

◎日程第3 議長報告

○議 長 日程第3、議長報告を行います。

報告事項は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議長報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議 長 日程第4、行政報告を行います。

行政報告を求めます。市長。

○市 長 ただいま会期が決定されましたように、本日から来る29日まで18日間にわたりま
す第3回定例会が招集されまして、ご提案申し上げております諸議案につきまして議員各位全員の
ご出席のもとにご審議を賜りますことは、市政の発展上ご同慶にたえないところでございまして、
また市長の立場からも厚く感謝を申し上げたいと存じます。

提案されております諸課題につきましては、それぞれ所管から詳しくご説明、ご報告申し上げま
すが、十分議を経て原案にご協賛を賜りますよう、冒頭お願いを申し上げたいというふうに存じま
す。

行政報告として発言のご許可をいただきましたので、ご報告を申し上げますが、6月7日から9月5日までの行政報告の内容につきましては、印刷配付のとおりでございます。ご練達の議員各位でございますので、重複をして補足をさせていただくことは避けさせていただきます。したがって、ご一読を賜りたいと存じますが、数点にわたりまして口頭でご報告を申し上げたいと存じます。

まず、第1点目は、台風第14号における対策及び被害状況等についてであります。9月7日夜半から8日未明にかけまして北海道を通過した台風第14号における対策と被害状況でございますが、台風第14号は北海道に上陸する可能性が高く、大きな被害をもたらした今年の台風第18号以上の強い勢力を保って18号同様の進路をたどっておりましたことから、7日午後7時に台風14号滝川市災害対策本部を設置をし、自衛隊、警察署、消防団を初め、国、道などの防災関係機関とも連携をし、対応してきたところであります。本部設置前の対応といたしまして、6日午後には災害時における避難場所一覧をすべての連合町内会会長さんにお渡しをし、各単位町内会会長さんへ周知していただくようお願いをしたところであります。また、7日午後には市職員、消防職員で土のう900袋作製をし、台風の接近に備えました。本部設置後の7日午後8時以降、雨足が強まりまして、一部の区域で宅地の雨水があふれそうという連絡が入りました。また、江部乙川の水位が上昇しているという情報とあわせまして、近くの水田が冠水しかけているという情報も入ったところでありまして、早速市職員及び消防職員が現地に飛びまして対策を講じたところであります。雨の降り方が午後10時から11時までの時間雨量15ミリメートルをピークといたしまして落ちついてきたこともありまして、宅地の雨水についてはほどなく解消をいたしました。江部乙川第2樋門と水田には排水ポンプを設置し、排水を行ったところでありますが、幸いにも河川のはんらんによる災害もなく、水田においても収穫に影響を及ぼす大きな被害は受けなかったところであります。また、本部設置後は、土木班を中心に4班編成で8日明け方まで市内のパトロールを行いましたほか、台風通過後の早朝から市内全域のパトロールを実施してきたところであります。8日午前1時以降の降雨はほとんどありませんで、心配されました熊穴川の水位も下がってきましたことから、さらにはパトロールの結果これといった被害報告がなかったことなどを受けまして、8日の午前8時40分に台風14号滝川市災害対策本部を廃止したところであります。災害対策本部にご協力をいただきました関係者の皆さんに心からお礼を申し上げますとともに、引き続き災害対策につきましては市民の皆さんや関係機関のご協力をいただきながら努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目は、職員による交通事故の報告と安全教育の充実についてであります。職員が加害者となり引き起こした死亡交通事故と同時期に発生した2件の人身事故についてご報告を申し上げます。1件目につきましては、8月1日午後零時16分ごろ、市立病院の外来に勤務をするパートの看護師が国道451号名店ビル前交差点の横断歩道で自転車で横断中の方をはねる人身事故を引き起こしました。被害者は、市立病院に搬送されまして病院で懸命の手当てを行いましたが、8月7日に帰らぬ人となりました。当日加害者本人は休日であり、臨時的任用職員という身分でありましたが、休日中のマイカーを運転する事故でありましたけれども、この職務の内容、あるいは勤務の態様を

問わず、地方公務員として交通安全を推進をし、全体の奉仕者の立場である公務員が交通事故の加害者となり重篤な結果を招くようになりましたことは、あってはならないことであります。

2件目につきましては、8月2日午後3時47分ごろ、公務を終え、市役所に戻る途中起きた事故であります。車同士の接触事故には至らなかったわけですが、後方を確認をせずに発進をしたために後続車が急ハンドルを切らざるを得なかった。急ハンドルを切ったときに、後続車の助手席に乗っていた方に全治3日間の被害を与えたものであります。

3件目につきましては、9月2日でございます、午後零時ゼロ分ごろ、公務を終え、公用車で市役所に戻る途中接触をし、相手に全治3週間の被害を与えたものでありますが、交差点において左折しようとしたところ、自転車で横断していた被害者に気づくのがおくれで接触をしたというものであります。

いずれの事故におきましても、不注意から引き起こされた事故であります。とうとい人命を奪ってしまった看護師による交通事故につきましては、加害者である看護師は事故後自宅謹慎の措置をとりまして、処分等につきましては刑事罰、行政罰の動向を勘案し、検討中ではございましたけれども、本人からみずから退職したいとの申し出があり、これを受理することといたしました。9月2日で退職したところであります。9月1日には、これに関連をいたしまして上司であります看護部長ほか関係職員に厳重注意の服務上の措置を行ったところであります。事故の再発防止、服務規律の徹底を指示したところであります。

私は、市長といたしまして、これらの事故について極めて大きな責任を痛感しているところであります。ここに故人に対し改めて哀悼の意を表しますとともに、ご遺族、市民の皆様、市議会議員各位に対し深くおわび申し上げますとともに、交通事故の再発防止に全力を傾ける所存でございます。市立病院では、早速委託業者を含めまして市立病院に勤務する全職員を対象に交通安全講習を3回に分けて進めているところであります。また、市役所では毎年交通安全講習を実施しておりますけれども、今後さらにその方法等を十分検討しながら、一層効果的な講習を実施するなど、交通安全の徹底に一層努めてまいりたいというふうに考えております。

3点目でございますが、まちづくり懇談会についてでございます。平成17年度のまちづくり懇談会が滝川市町内会連合会連絡協議会の主催によりまして8月18日から12回の予定で現在開催中でございます。当懇談会では、最初に地域から出されたテーマをもとに懇談をさせていただき、引き続きまして活力再生プランの進捗状況及び平成18年度から取り組みたいとする固定資産税率の改定等についてご説明を申し上げ、質問やご意見をいただいているところであります。

4点目でございますが、公共施設のアスベスト調査についてでございます。公共施設におきますアスベストの使用状況につきまして、8月31日現在の調査結果をご報告を申し上げます。市所有の公共施設、さらに第3セクター及び関連法人も含めまして全234の公共施設等を点検をした結果、26施設で吹きつけ材を使用しているということが判明をいたしました。26施設の吹きつけ材につきまして分析調査の結果、1%以上のアスベストを含む吹きつけが施工されておりました施設は、勤労青少年ホーム、江部乙小学校、文化センター、市立病院、4カ所5施設でございました。これらの施設につきましては、囲い込みもしくは除去による改善対策を早急に実施をすべく、一部

は予備費を充用して対応するとともに、今議会において所要経費の補正予算を提案させていただいているところであります。また、現在分析調査中の施設は、関連の社会福祉法人1施設であります。現在調査中でありまして、今月22日ごろに結果が出るようになっておりますけれども、この施設は吹きつけの状況も安定をしております、外的要因から剥離するなどの状況にもなく、施設の使用については問題ないと判断をしているところであります。この天井裏に断熱材をブローイングをしているという状況であります。その他分析調査の結果、含有なしと判明をいたしました施設は18施設、既に改善対策済みの施設は3施設であります。なお、国及び道の各窓口についてでございますが、健康相談については滝川保健所、健康診断につきましては美唄労災病院及び岩見沢労災病院、労災補償につきましては滝川労働基準監督署がそれぞれの相談窓口ということになっておりますが、滝川市といたしましては8月29日にアスベストに関する市民相談窓口を市民生活部環境課に設置をしたところであり、総合的な対応を図ってまいりたいというふう考えているところでございます。

5点目でございますが、農作物の生育状況についてでございます。9月1日現在の農作物の生育状況は、ことしは雪解けが遅く、5月中旬までの低温などにより生育がおくれました。さらに、5月下旬から6月上旬まで降水量が減少したわけでありましたが、その後の平年を上回る高温などによりほぼ平年並みとなったところであります。なお、先ほど申し上げましたように台風14号による被害も大きな被害はほとんどございませんでした。

以下、主な作物について生育状況をご報告を申し上げます。水稻につきましては、生育は平年より1日ほど早く推移しております、穂の数が平年よりやや多いという状況にあります。小豆でございますが、生育は平年並みであります、開花時の高温などにより、さやの数は平年の54%、かなり少ないという状況がございます。大豆につきましては、生育は順調、近年と比較いたしますとさや数がかかなり多いという状況がございます。タマネギにつきましては、収穫は平年より4日ほど早くなっていますが、降水量の減などによりまして玉の大きさは平年より小さ目の状況がございます。リンゴにつきましては、生育状況は2日おくれとなっております、降水量の減などにより大きさは平年より小さ目となっております、その後の降水量の増加によりまして果実の生育は回復傾向にございます。秋まき小麦は、既に収穫をし、調製中でございますが、収量は多少少なく、粒も小さいという状況にございますが、1等麦の比率は昨年25%でありましたけれども、ことしは65%程度が想定をされているところでありまして、品質は向上している状況にございます。

次に、6点目でございます。市立病院のあり方調査委員会発足についてでございます。滝川市活力再生プラン及び平成17年度市政執行方針で老朽化や狭隘化が進む市立病院の今後のあり方について、医療環境、地域動向などを踏まえ、17年度中に検討しますとしていたところでございます。今まで病院職員で検討し、一定の取りまとめをしたところでございますが、将来に向け重大な決定であり、禍根を残さないため、専門的視点を含め多面的に検討する必要があると判断をし、関係する職員による調査委員会を去る9月1日に発足をしたところでございます。医療を取り巻く環境は、医師の大都市志向、専門化志向による地方での医師不足、産婦人科、小児科等医師の不足問題、中空知2次医療圏の過剰病床と圏域の将来人口の減少予測、さらに国の医療費抑制政策など大変厳し

い変化が背景にあるわけであります。一方、本年１月に出されました滝川市立病院の耐震診断結果では、すべての施設で推定耐震性能が目標耐震性能を満たしておらず、大規模改修が必要と指摘されたところであります。今後とも地域医療を支え、市民の安全と安心を確保する市立病院としての役割を果たしていくためには病院の建てかえが必要と考えますので、調査委員会では市立病院のあり方を含めた改築基本構想をまとめてまいりたいというふうに考えます。調査委員会は、助役、収入役、総務部長及び保健福祉部長並びに市立病院長及び病院の部長職で構成をし、専門的視点から助言いただくアドバイザー、調査分析、提言等を行うコンサルタントの協力を得て改築基本構想案をまとめたいと考えております。また、高齢化の進行や生活習慣病の増加を考えた場合、保健、介護、福祉と連携をさせた施策の推進も必要と考えておりますので、関係する市民の皆さんも加わっていただいた市民組織での検討も今後必要と考えているところでございます。専門的視点を反映するためのアドバイザー、コンサルタント委託料及び病院建てかえの基礎資料を得るための委託料等必要な経費を今回の補正予算に計上いたしましたので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。なお、独自取材ではありましたが、一部報道が先行しましたことに以後対応に慎重を期してまいりたいというふうに考えております。

最後でございますが、このたび江部乙小学校におきまして極めて残念な出来事があり、後ほど教育行政報告がございすけれども、現在医療スタッフによりまして懸命の措置がとられているところであります。子供さんの早い回復を強く祈るものであります。あわせて、各方面にわたる万全の対応につきましては、教育委員会と連携の中に市長として必要な措置をしっかりと対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、７点にわたりまして口頭でご報告をさせていただきます、行政報告を終わらせていただきます。

○議 長 次に、教育行政報告を求めます。教育長。

○教 育 長 教育行政報告につきましては、お手元の教育行政報告に記載のとおりでございますが、次の点につきまして口頭でご報告申し上げます。

１点目は、給食用回転がまにおけるアスベスト対策についてでございます。公共施設におけるアスベスト対策につきましては、さきに市長から報告申し上げたところでございますが、新たな課題として９月２日に市内６小中学校施設で使用されております給食回転がま１５台にアスベストが使われていることがわかりました。このことから、関係者との十分な協議のもとに、衛生管理上９月５日月曜日から該当する給食室の使用を禁止し、また回転がまを密封し、囲い込みを行うなど緊急措置を講じたところでございます。また、江部乙中学校を加え７校では、９月５日、６日はパンと牛乳の給食に変更し、７日からは弁当持参という対応をさせていただきました。給食の早期再開を目指し、６日に実施したアスベスト浮遊調査の結果、不検出ということでありましたので、保健所の指導をいただきながら、９日には該当する回転がまの撤去を行い、給食室を整え、安全を確認した上で１３日、あすからでございますけれども、給食を再開することといたしました。この間児童生徒、保護者の方に大変ご不便をおかけいたしましたことをおわび申し上げますとともに、今後ともより安全でおいしい給食の実施に努めてまいりたいと考えております。

2点目でございますが、市内の中学校から部活動において見事に全国大会への出場を果たした2選手の皆さんをご紹介したいと存じます。一人目は、中学校体育連盟陸上競技大会棒高跳びにおいて全国大会出場を果たした江陵中学校3年生、越後翔馬君であります。越後君は、全道大会で優勝し、岐阜県で開催された全国大会に出場いたしました。もう一つは、全日本ジュニアバドミントン選手権大会への出場を果たした明苑中学校2年生、島谷航平君と中木広大君であります。二人は、北北海道大会において優勝、準優勝に輝き、10月に徳島県で開催される全国大会に出場することになりました。指導者の皆様にお礼を申し上げますとともに、今後とも子供たちの大きな可能性を開花させるべく支援してまいりたいと存じております。

3点目につきましては、博物館における子供たちのための体験学習の実施についてでございます。美術自然史館、こども科学館では、はくぶつかんすくーを初めさまざまな体験学習を実施しており、その中からユニークな活動について紹介申し上げます。美術自然史館では、市内在住の大仏師、長岡熙山さんを講師に迎え、彫刻講座「軟石に彫刻してみよう!」、これを8月27日、9月4日に実施しました。市内小中学生67名が参加し、30センチメートル四方、高さ10センチメートルの札幌軟石に自分の好きな絵をかき、のみとハンマーで削り上げました。子供たちにとっては軟石の彫刻は初めての体験であります。使い方に苦労しながらも楽しみながら作品制作に取り組んでおりました。完成した作品は、12月17日から開催する美術自然史館ワークショップ展に展示されることになっております。一方、こども科学館では、夏休み「真夏の実験室」液体窒素実験Show〜!、これを8月6日、7日に実施しました。体験を通じまして科学に興味を持たせ、理科離れを防ぐことを目的に実施し、マイナス196度の超低温の世界の中で物質はどのように変化するかなど、2日間で226名の子供や家族がさまざまな現象に驚き、楽しみながら科学の学習を行いました。

なお、最後になりますが、新聞報道にありましたように9月9日に市内の小学校において極めて残念な事故がありました。皆様に申しわけなく思っております。あわせておわびを申し上げたいと存じます。現在状況の把握とその対応に努めているところでございますが、まず第一に入院中のお子さんがいまだ意識不明の重い状態にあり、この回復を強く願っているものであります。また、該当校の児童全体の心のケアなどに努め、保護者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら学校と教育委員会が十分に連携し、万全の体制で臨みたいと思っております。あわせて、解明とその対応のために取り組みを今後とも行っていききたい、このように思っております。

以上、口頭報告とさせていただきます。

○議長 これをもちまして行政報告を終わります。

◎日程第5 報告第1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第4号））

○議長 日程第5、報告第1号 専決処分について（平成17年度滝川市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

説明を求めます。総務部長。

○総務部長 報告第1号 専決処分について説明をさせていただきます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したことにより、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めたいとするものでございます。

専決事項は、平成17年度滝川市一般会計補正予算（第4号）でございます。

衆議院が8月8日に解散し、30日告示、昨日であります。9月11日の投票及び開票事務を行うことから、早急に予算の補正を要することとなったものでございます。

第1項で歳入歳出にそれぞれ2,063万1,000円を増額し、予算の総額を212億3,389万9,000円とするものであります。

歳入歳出の補正は、第1表によるところでございます。

専決処分年月日は、8月11日でございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正でございますので、お目通しをお願いいたします。

補正の内容については、歳入歳出予算事項別明細書でご説明申し上げますので、まず歳出の8ページ、9ページをお開き願います。

2款4項3目衆議院議員選挙費、補正額2,063万1,000円でございます。箇所数19カ所の投票事務及び開票事務に係る事務従事者等報償費637万4,000円、130カ所のポスター掲示場の設置等委託料204万5,000円、そのほか投票立会人、投票管理者等報酬、選挙管理委員会事務局職員の時間外手当、臨時職員賃金、郵便料などの通信運搬費などで1,221万2,000円が支出の内容となっておりまして、歳出合計で2,063万1,000円の増額補正となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページ、7ページをお開き願います。16款3項1目総務費委託金、衆議院議員選挙事務委託金2,063万1,000円の増額となったところでございます。

以上申し上げます、報告第1号の説明とさせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は承認することに決しました。

◎日程第6 報告第2号 専決処分について（平成17年度滝川市水道事業会計補正予算（第1号））

○議長 日程第6、報告第2号 専決処分について（平成17年度滝川市水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

説明を求めます。建設水道部参事。

○建設水道部参事 ただいま上程されました報告第2号 専決処分につきましてご説明を申し上げます。

1ページでご説明をさせていただきたいと思います。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をし、承認を求めたいとするものであります。

専決事項は、平成17年度滝川市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

補正の内容につきましては、上水道高料金対策借換債の借換えに伴う補正でございます。公営企業金融公庫資金の企業債で利率が6パーセント以上のものが対象であります。これに対する借換えの要望に対しまして平成3年3月借り入れ分の未償還額7,400万円のうち6,090万円の借換えの決定が7月8日にございまして、同日の申し込みでありましたので、借換えにつきまして予算の議決または起債の許可が必要でありますので、専決処分をさせていただき、申請を行った次第でございます。借換え日は、7月29日でございます。

第1条は、総則であります。

第2条、収益的支出の補正で、1款2項営業外費用で支払利息及び企業債取扱諸費で借換えに伴う利率の軽減によりまして271万3,000円の減額補正でございます。補正後、水道事業費用は12億7,128万5,000円、営業外費用は1億7,614万6,000円とするものでございます。

第3条、資本的収入及び支出の補正でございますが、当初予算第4条の資本的支出3億9,121万6,000円を3億9,207万9,000円に、当年度損益勘定留保資金2,860万4,000円を2,946万7,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を収入で1款資本的収入に第3項企業債を加え、借換え分6,090万円を補正をし、補正後、資本的収入6,132万4,000円、企業債6,090万円とするものでございます。

支出の1款2項企業債償還金は、借換えによる償還金6,090万円と償還元金の不足分86万3,000円を合わせた6,176万3,000円を補正し、資本的支出4億5,340万3,000円、企業債償還金2億7,276万2,000円とするものでございます。

第4条、企業債の補正であります。当初予算に1条を加えまして、第9条、企業債として2ページに記載のとおり上水道高料金対策借換債を加え、起債の目的、限度額、方法、利率及び償還方法は2ページの表中に記載のとおりでございますので、お目通しをいただきたいと思います。

専決処分は、平成17年7月8日でございます。

以下、補正予算実施計画、資金計画、予定貸借対照表補正の明細書を所定の様式で記載をしていただきますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以下、公営企業金融公庫資金の企業債のうち高利率の企業債がまだございますので、引き続き要望しながら借換えに努めていきたいと思っております。

以上、報告第1号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。本件は承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、報告第2号は承認することに決しました。

◎日程第7 報告第3号 専決処分について（調停の申立て等）

○議 長 日程第7、報告第3号 専決処分について（調停の申立て等）を議題といたします。

説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました報告第3号 専決処分についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決事項は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する調停の申し立て等でありまして、相手方は記載のとおりでございます。

申し立ての趣旨でございますが、相手方が市営住宅家賃を滞納していることから、再三にわたりその支払いの催促を行ったが、履行されないため、当該市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求の申し立てをするものでございます。

調停の追行の方針でございますが、調停において目的を達することができないときは、裁判所に市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する訴えを提起するもの。2点目で、調停において必要があるときは、適当と認める条件で和解に応ずるものとするということで、専決処分年月日は17年9月1日に専決処分を行いました。

このことについて経済建設常任委員会並びに議会運営委員会等にも報告をさせていただきましたが、9月の7日になって近隣住民からの通報により無断退去したということが判明をいたしました。

この通報を受けまして、直ちに連帯保証人宅を訪問し、滞納家賃の納付及び退去届の提出並びに退去住宅の残存物の片づけ等を早急に行うことをお願いいたしました。その結果、本人が来庁し、調停申し立ての滞納家賃の8割程度、これは滞納22万余りでございましたが、18万円、これを納付いたしました。また、残り4万円ほどにつきましては、12月までに分割で完納するという誓約をいたし、また住宅の退去届も提出されましたことから、調停申し立てを行わないということいたしましたので、報告をさせていただきたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第3号は報告済みといたします。

◎日程第8 議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第5号）

○議長 長 日程第8、議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助 役 ただいま上程されました議案第1号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第5号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、道路新設改良事業、施設園芸振興対策補助金、アスベスト対策に係ります経費、市立病院の今後のあり方検討調査に要する経費などが補正の主な内容となっております。

第1条で歳入歳出にそれぞれ1億2,167万2,000円を増額をし、予算の総額を213億5,557万1,000円とするものであります。

歳入歳出の補正は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正で、5ページは第2表、地方債補正でございますので、お目通しいただきたいと存じます。

続いて、歳入歳出補正予算について説明をさせていただきますので、最初に歳出の12、13ページをお開き願いたいと思います。2款総務費、1項1目一般管理費、補正額400万2,000円につきましては、庶務事務に要する経費100万2,000円、地域安心安全情報共有システム実証実験事業に要する経費300万円の補正でございます。まず、庶務事務に要する経費の補正につきましては、自動体外式除細動器の購入の補正でございます。自動体外式除細動器は、通称AEDと呼ばれていますが、突然心停止状態に陥ったときに心臓に電気ショックを与えて、もとの状態に戻す医療機器でございます。心臓の心室が小刻みに震えた状態、心室細動が起こりますと脳や体に血液を送り出すことができなくなるために、数分間続くと死に至るという危険な症状でございま

して、このような心室細動を伴う心臓突然死を起こす人の多くは虚血性心疾患あるいは肥大型の心筋症といった心臓病を持っていると言われております。日本における突然死は年間8万人と推定されまして、そのおよそ半分が心臓病による突然死で、大部分が心室細動が原因だと報告されています。一般に心室細動を起こすと3秒ないし5秒で意識を失いまして、呼吸が停止すると言われ、心臓マッサージなど心肺蘇生術を施すことによって除細動器の到着まで救命時間を幾らか延ばすことができるというふうに言われておりますが、心肺蘇生術だけの救命は大変難しいと、発症から1分経過いたしますと10パーセントずつ救命率が低下をされると言われております。少なくとも5分以内、できるだけ早く除細動器で救命することが大切だという報告がされております。こうしたことから、厚生労働省は平成15年の8月に一般の人の使用を認める方向で条件整備をするという発表をいたしておりましたが、平成16年7月1日から一般人の使用解禁となったところであります。今回購入する器械は、コンピューターを内蔵し、電極を胸に張ると心電図を自動的に解析して心室細動か否かを判断をして、器械が電気ショックを音声などによって指示をする。だれでも簡単に操作できるというふうにつくられております。ちなみに、先週9月8日金曜日でございますが、第5回目になります救命の集い、約350名の市民の皆さんがお集まりになっていただきましたけれども、AEDを使うと、そういう趣旨普及をテーマにした集いでしたが、市民の皆さんに学んでいただき、そしてまた非常に関心が高かったということもご報告をさせていただきます。既に市立病院では本年7月に5台設置をしております。今回新たに3台を購入いたしまして、1台は市役所、1台はスポーツセンターを中心といたしますスポーツゾーン、それから温水プールに1台設置をしたいとするものであります。なお、閉庁日にはイベント等にも有効に活用することを予定しております。なお、消防事務組合では一般市民の皆さんを対象とした救命講習用としてトレーニング用のAED6台を所有しておりますが、市民の皆さんに対して周知、普及を努めているところでもあります。市の職員、既に7割が通常の救命講習を受講しておりますが、設置する施設の職員はもとより、改めてAEDのトレーニングの徹底を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域安心安全情報共有システム実証実験事業に要する経費につきましては、総務省及び財団法人地方自治情報センターで開発いたしました地域安心安全情報共有システムの実証実験の地域として選定を受けました。このことから、補助率は10分の10でございますが、事業として実施したいとするものであります。ソフトウェアは地方自治情報センターより無償で提供されますが、システム構築費、カスタマイズ費用等を補正として計上したいとするものであります。この地域安心安全情報システムは、地域の火災、自然災害、不審者などの情報集約をいたしまして、携帯電話のメール、インターネットの掲示板などにより町内会、小学校、中学校、消防団員など地域の方々に情報を発信するものでございます。こうした仕組みを通じて、地域住民の防犯防災意識の向上、あるいは自主的な防災防犯活動をさらに高めていくということも含めての実証実験にしていくものでございます。

3目企画費、補正額619万4,000円につきましては、市立病院の今後のあり方について検討調査に要する経費の補正でございます。先刻市長の行政報告の中で市立病院の今後のあり方について17年度中に検討するとしておりまして、調査委員会も既に立ち上がっておりますが、専門的

な視点を含めて多面的に検討するために調査委託料等を補正したいとするものであります。調査委託等につきましては、地域医療を守るための病院、そしてまた健全経営を行う病院として専門的な事項や病院建てかえに関する技術的な資料を作成するために計上したいとするものであります。

8目交通安全対策費、補正額4万5,000円につきましては、交通安全運動推進協議会補助金の補正でございます。寄附者のご意向によりまして、子供の交通安全啓蒙活動の一環として市内の幼稚園、保育所、小学校、計18カ所でございますが、ぬいぐるみなどを設置をいたしまして子供に交通安全を呼びかけようとするものでございます。事業は交通安全運動推進協議会で行っていただきまして、協議会への補助金として補正したいとするものでございます。

3款民生費、2項1目児童母子福祉費、補正額100万円でございますが、地域子育て力強化事業に要する経費の補正でございます。北海道の単独施策であります地域子育て力強化事業の補助が内定いたしましたことにより、補正したいとするものでございます。この事業は、地域全体で子育て支援の取り組みを推進するとともに、地域ぐるみの活動として定着させることにより地域の子育て力の向上を図ることを目的としたモデル事業で、滝川市を含めて道内で43市町村の実施が予定されております。滝川市における具体的な事業といたしましては、中心市街地を子育て支援ストリートという位置づけをいたしまして、現在の集いの広場「とんとん」と「はてい」を2核として、ベルロードなど中心市街地において子育てに関します世話やき、世話好き、通称すきやき隊というような表現をしておりますが、すきやき隊を募り、子供が安心して遊べる場を設置をする、子供や子育て世帯に対するアドバイスや簡単なお世話をするといった場合、地域で子供を育てるという文化がなくなっているわけではありますが、地域で子育てを支える活動やその仕組みづくりを進めてまいりたいということでございます。具体的な内容につきましては商店街などとさらに打ち合わせを重ねてまいります。補正予算の内容といたしましてはすきやき隊の活動に伴う保険料、事業検討の際のアドバイザー招聘費、子育て支援マニュアル等の作成費などがあります。

次の14、15ページをお開きいただきたいと思います。6款農林業費、1項2目農業振興費、補正額1,053万4,000円は、園芸振興に要する経費の補正でございます。当初予算では単独事業といたしまして施設園芸振興対策事業補助金としてビニールハウス16棟の設置費補助金を農業振興基金を財源といたしまして153万6,000円を計上しておりましたが、花卉栽培用ビニールハウス25棟、予冷用冷蔵庫7台が北海道の園芸振興事業費補助金の対象として認められたことから、所要額を補正したいとするものでございます。補助対象となる事業費は、花卉ビニールハウス25棟、1,759万6,000円、花卉冷蔵庫7台、654万9,000円、合計2,414万5,000円で、その2分の1相当の1,207万円が道費補助ということになります。このため、当初予算で措置しておりました113万6,000円との差額1,053万4,000円を補正するとともに、充当していた農業振興基金を減額したいとするものでございます。

5目農業施設費、補正額35万9,000円は、滝川ふれ愛の里運営管理に要する経費の補正でございます。滝川ふれ愛の里はオープンして8年を経過いたしますが、管理棟内の工芸室にあります陶芸用電気炉の取りかえが必要になったことから、必要な経費について補正したいとするものでございます。この陶芸用電気炉は、主にサークル活動で使われておりますほか、一般利用者の体験

陶芸においてもサークル団体の皆様方それぞれの指導を受けながら、そういう形で活用されているところであります。設置当初は市の施設として整備した経緯がありますが、取りかえを契機に利用団体3グループと市の4者で共同に負担をし、更新しようとするものでございまして、全体経費143万4,000円のうち4分の1に相当する額を負担金として補正したいとするものでございます。

7款商工費、1項1目商工業振興費、補正額1,447万円は、工場立地等助成金の補正でございます。商工業振興条例に基づき、中空知流通関連団地の用地取得に対し、取得費の40パーセントを助成するもので、うち2分の1が北海道の補助金となっております。今回取得があったのは、市内事業者の用地拡張に伴う北海道土地開発公社の土地2,662平方メートル、取得価格3,619万2,000円であります。

8款土木費、2項1目道路維持費、補正額1,278万9,000円につきましては、除雪用車両、小型ロータリーの購入費の補正でございます。歩道用除雪車両として現在11台保有しておりますが、除雪機械の老朽化のために国に補助要望していたところでございますが、今年度1台分が認められるということになりましたことから、補正したいとするものでございます。購入予定車両は、1.3メートル級のもの、1時間当たり処理能力は700トンというものでございます。購入後は、古い車両を処分するため11台体制のままということになりますが、新しい車両の導入で除雪能力が向上することにより除雪体制の効率化を図ろうとするものでございます。

2目道路新設改良費、補正額4,720万円は、道路新設改良費3,410万円と測量設計等委託費1,310万円の補正でございます。道路改良舗装工事につきましては、朝日町二の坂東604号線ほか4路線でございまして、車道路盤が未改良であるため凍上などによって簡易舗装の損傷が著しく、交通や除雪作業に影響を及ぼしておりますことから、工事を実施したいとするものでございます。測量及び実施設計につきましては、18年度または19年度以降国の補助事業として要望を行っていくためにも必要な測量を行いたいとするものでございます。なお、19ページに参考資料として工事箇所図を添付してありますので、ごらんいただきたいと存じます。

次の16、17ページをお開きいただきたいと思います。8款土木費、3項1目河川維持費、補正額90万円は、河川の維持管理に要する経費のうち排水場運転委託料の補正でございます。8月21日の豪雨により江部乙救急排水場を緊急運転をいたしました。国からの委託金が増額され、同額を歳出として計上するものでございます。なお、支出科目につきましては、当初で計上しております補修委託料としております。

5項1目住宅管理費、補正額1,050万円は、公営住宅事業特別会計繰出金の補正でございます。議案第2号でもご説明をいたしますが、公営住宅事業特別会計は平成16年度963万円の歳入不足が生じたところでありますのと17年度に家賃収入補助金等が一般財源化されたことなどから、公営住宅の維持管理、特に修繕について不都合の生じないよう一般会計から繰り出ししたいとするものであります。公営住宅を早期に修繕をして入居者増を図るほか、江陵団地建てかえに伴う仮移転に係ります修繕や昨年のお大雪によりますベランダやフェンスの修繕など特徴的な修繕に着目をし、その分を補正したいとする内容であります。

10款教育費、3項小学校費、1目学校管理費、補正額536万1,000円につきましては、教材、教具等に要する経費の補正30万円とその他小学校教育の実施及び管理に要する経費506万1,000円の補正でございます。教材、教具等に要する経費につきましては、寄附者のご意向によりまして学校図書の充実を図りたいとするものでございます。第一小学校、第二小学校及び江部乙小学校での読書活動に活用する絵本、図書を購入する予定でございます。江部乙小学校アスベスト処理工事につきまして、アスベストを含有している吹きつけ処理が行われておりますことから、早急に予算措置をして改修を行いたいとするものでございます。音楽室の天井につきましては、全体約124平方メートルのうち96平方メートルに吹きつけが施されていますが、これを吸音ボードを設置をし、二重天井にする方式で囲い込み工事を行うものでございます。ボイラー室天井については、約98平方メートルに吹きつけが施されておりますが、全体の除去作業を行いたいとする内容でございます。

5項高等学校費、1目学校教育費、補正額267万6,000円は、サテライト教室整備に係る補正でございます。衛星回線やブロードバンドにより映像を受信してゼミを行う（仮称）サテライト教室を来年4月から導入をし、進学希望の生徒のニーズにこたえようとするものでございまして、本年度中に必要な設備を整えるための補正でございます。補正予算の内容といたしましては、備品購入費として計上しておりますが、その内訳は衛星放送などからの受信機器、DVDレコーダーや授業用の大型モニターなどの電子機器、サテライト教室として整備するためのテーブルやイス、パーテーションなどでございます。40人のサテライト教室として1教室を整備するほか、視聴覚室に個別モニター5席を設置をいたしまして、再受講や欠席時の対応を図る予定でございます。来年4月から受信費用などの運営費用が発生してまいります、できるだけ費用を抑えながら受講希望生徒の費用負担を求める中で対応していく予定としているところでございます。

7項4目文化センター費、補正額297万2,000円の補正につきましては、文化センターボイラー室のアスベスト処理工事の補正でございます。約55平方メートルについて早急に除去工事を行いたいとするものでございます。

7項8目社会教育施設費、補正額267万円の補正につきましては、郷土館の改修工事費の補正でございます。郷土館の入り口のひさしの一部が老朽化によりまして破損しておりますが、現状の形を残す必要があるという判断から、最低限で改修したいとする補正でございます。

以上、歳出合計で1億2,167万2,000円の増額補正となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。15款国庫支出金、2項3目土木費補助金852万6,000円、3項3目土木費委託金90万円、16款道支出金、2項1目民生費補助金50万円、4目農林業費補助金1,207万円、7目商工費補助金723万5,000円、18款寄附金、1項1目一般寄附金3万3,000円、8目教育費寄附金30万円は、いずれも歳出関連でございます。

次のページ、10ページ、11ページでございますが、19款繰入金、2項1目基金繰入金153万6,000円の減額ですが、歳出関連でございます。

20款1項1目繰越金は3,654万4,000円、繰越金により今回の補正に係る一般財源の

調整をしたいとするものでございます。

21款雑収入、5款3目雑入300万円、22款市債、1項4目土木債4,820万円、5目教育債590万円は、いずれも歳出関連でございます。

以上、歳入合計で1億2,167万2,000円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。酒井議員。

○酒井議員 それでは……

○議長 長 発言の前に、質疑回数は従来どおり会則53条で3回以内ですから、そしてもし討論がある場合にはこちらの演壇でやっていただきます。どうぞ。

○酒井議員 それでは、議案第1号 滝川市一般会計補正予算（第5号）、この中の滝川市立病院の今後のあり方検討調査に要する経費について3点質疑させていただきたいと思います。

1点目、調査委員会で17年12月末までに今後のあり方の素案を作成するとされますが、どういった内容になるのか、これについて伺います。

2点目といたしまして、先ほど市民委員会について市民組織での検討というお話がございましたが、その中の委員構成はどのようなものになるのか伺います。

3点目は、今後のスケジュールについてどのようになっているのか伺います。

以上でございます。

○議長 長 答弁を求めます。病院事務部長。

○病院事務部長 酒井議員からご質疑のありました3点につきまして回答申し上げたいと思います。

まず、調査委員会の素案の内容はどういうものなのかということでございますが、先ほど市長の方から口頭報告で申し上げましたように、今後の市立病院というものについて専門的な視点を含めて禍根を残さないようなものをしっかり組んでいきたいということでございますので、当然現状の中空知2次医療圏の圏域の医療の現状の分析、あるいは市立病院の医療の現状の分析、さらにまた将来のこの圏域の人口あるいは年齢構成、さらに医療費、国の医療政策の動向とか、いろいろなものを総合的に見きわめていって、その中で滝川市立病院がどういう役割を果たしていくべきなのか、そしてまた具体的にいくと例えば病床数はどれぐらいが適当なのか、あるいは診療科目はどういうものが必要なのかというようなことを、改築の基本構想という形でそういうものにも少し踏み込んだ程度専門的な視点のアドバイスを受けた中で検討、それらをまとめていきたいと思っております。

それから、市民組織での構成ということで、これは具体的にはまだこれからということでございますが、当然これから高齢化がどんどん進んでまいります。さらにまた、生活習慣病が非常にふえてくるというようなことになってきた場合に、市長の口頭報告にもございましたように保健あるいは医療、保健とか福祉とか介護と連携した施策というものが非常に重要になってくると思っておりますので、そういう人方、さらにまた改築の基本構想ということでございますから、市民の方々か

ら幅広いご意見を反映するというようなことが必要ではないのかというふうに考えておりますので、産業、その他いろいろな形で幅広い市民の方で構成していきたいと思っておりますが、いずれにしても市民組織でございますので、余り多数の人数にはならないと思っておりますので、今のところではおおむね10人程度ぐらいなのかなというふうに思っているところでございます。

それから、今後のスケジュールということでございますが、今年度中に改築の基本構想というものを取りまとめるということでございます。当然市議会の方でまたいろいろとご審議をいただくということでございますので、内容、状況等については随時ご報告等を申し上げていきたいと思っておりますが、できましたら今年度中に改築基本構想をつくり上げると、それらの状況によって来年度から改築のための基本計画といいますか、こういうものにできれば入っていききたいということを考えています。病院がボイラーの問題などかなり老朽化が進んでいるものですから、できればなるべく早く取り組んでいきたいものだというふうに考えているところですので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長 長 酒井議員の質疑を終了いたします。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、ただいま上程されました補正予算の案件につきまして大きく2点にわたって質疑いたしたいと思います。1点目は、ただいまの酒井議員と同じような市立病院の今後のあり方検討調査に要する経費の問題であります。それから、もう一点は、道路新設改良事業費について、この2点についてご質疑したいと思います。

まず初めに、12ページ、13ページの619万4,000円についてでありますけれども、その中の1点目ですが、これは市長にお答えをいただきたい問題であります。事実上これで市立病院の改築の提案と、こういうふうにして理解をいたしたいと思うのであります。その場合、平成22年度まで単年度黒字を目指しますタッグ計画というものがただいま実施されているわけですが、タッグ計画とこの検討調査あるいは市立病院の建築というような、そういう関連につきまして、これを述べていただきたいのでございます。そして、ただいま専門的調査というようなことがございましたが、100億円と言われるような建築費をどう確保するか、極めて大きな課題になると思われまので、そういう大きな意味での財政的保証とか財政の健全化の関連について市長にお答えをいただきたいと思うのであります。つまり立派な市立病院を建築したわ赤字団体に転落したわということでは、病院そのものが病気になるのでは大変でありますから、この面につきましてお答えいただきたいと思います。

その次なのですが、この中の2問目なのですが、地震に耐えられるかどうかという耐震の問題につきましてお答えいただきたいと思うのであります。市立病院を結局は改築しようと考えられた根拠は、やっぱり地震に耐えられないというような耐震性の問題であると思われるのですが、それは調査をやったから、耐えられないと、こういう問題が出たと思うのです。ところが、学校を初め、その他のいろいろな市の建物で耐震性の調査そのものがまだ行われていない、こういうようなところもあるのであります。市立病院と同様にそういうところも調査をすべきではないかということで、これに関連いたしまして質疑したいと思います。

大きく2点目であります。14、15ページの道路新設改良事業費4,720万円についてであ

ります。財政が豊かであればこの予算は当然だと思うのでありますが、財政逼迫の今、当初予算になかった中で出てきた新設の舗装でありますけれども、私はいつも何回も何回も質疑しておりますように各住宅街や団地の簡易舗装のオーバーレーの部分、これは極めて問題が多いと思うのでありますが、その点について国に対してそういう予算要求をしっかりとやっていかなければいけないと思うのでありますが、特にこれほど財政が厳しい折、補正予算で4,700万円もの道路の改良舗装工事が優先されなければいけないという、そういう緊迫した理由があるのかどうか、これをご説明いただきたいと思いますのであります。

以上であります。

○議長 長 答弁を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 私から道路新設改良事業の関係でございます。

これは当初にない道路ということでございますけれども、渡辺議員が言っているように簡易舗装というよりは防じん処理をした道路ということでございまして、融雪時等に特に凍上がひどい箇所でございます。これにつきましては、維持の方でも相当手を尽くしてやっておりますが、マンホール等をまたいですりつけをしなければ通行ができない、そういうような箇所について今回お願いをしております。この部分につきましては、全体の改良舗装事業という事業にのれない短い部分についての路線でございます。今回委託料で出している部分につきましては、来年度以降国の補助等を受けられそうだという部分について補正をお願いしているところでございます。

○議長 長 助役。

○助 役 活力再生プランの期間中であるのに、多額の建築費がかかるのに財源の確保、赤字団体への転落の可能性はないのか、そこらあたりはどうなのだということではあります。前段申し上げましたようにそこらあたりもこれから専門的な部分も含めて十分調査検討していくということで、先ほども申し上げましたが、地域医療を守るのだ、健全財政を維持をするのだと、これは一般会計も病院事業会計も含めてでありますけれども、そういうことが成立をしないとこれは難しい話であります。ご質疑と全く同じ気持ちで調査検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

耐震性の問題、建設年度あるいは施設の状況等を勘案しながら、今後も適切に診断等も含めながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 渡辺議員、再質疑ありますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、病院の方はわかりました。

道路の方をもう一度お願いします。来年度予算の要求等の関係ということではわかりましたが、実際困っているのはやっぱり住宅街だとか団地の方のオーバーレーの方、私がいつも言っているように座布団か布団を置いたような直し方でぼんぼんと、それはがたがたでございまして、実際市民が困っているのはこちらではなくてオーバーレーの方だと思うのでありますが、それを少しでも補正予算、こういうものにのせる気持ちがあったのか、なかったのでしょうか、この点についてもう一度お願いします。

○議長 長 建設水道部長。

○建設水道部長 今回の再質疑でございますけれども、簡易舗装で修繕パッチが多いと、今補正に上
げているのはそういう部分でございます。したがって、その頻度と状況を見て、今回この路線とい
うことで決めさせていただきました。

○議 長 渡辺議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。酒井議員。

○酒井議員 私は、日本共産党を代表いたしまして、議案第1号 滝川市一般会計補正予算（第5
号）を賛成する立場から討論を行います。

現滝川市立病院は、主要建物は1966年に建設されましたが、老朽化、狭隘化が進み、早期の
改築が急務の課題となっております。今回の調査委託費を受け、素案づくりが始まりますが、第
1に市民の意見をよく聞くことが大切であります。今回市民委員会を組織することですが、さ
らにアンケートなども実施して十分意見を取り入れることが必要ではないでしょうか。第2に、砂
川市立病院も含めた各自治体病院との連携体制です。第3に、医師確保です。全国各地での医師不
足の背景には卒後臨床研修の必修化などが原因とされていますが、新病院に当たっては産婦人科の
医師確保も含め、地域医療がどうあるべきか十分協議されることが求められます。日本共産党も早
期の建設促進のため全力を尽くす決意であります。

次に、アスベスト問題でございますが、危険なアスベストの吹きつけ作業が1975年に原則禁
止となりましたが、石綿切断作業時の防護具、保護衣の義務づけは1995年からであり、同年に
毒性が強い青石綿、茶石綿の製造、輸入を禁止しましたが、製品の回収は行われていません。そし
て、石綿を使った建材は2004年10月から製造禁止されましたが、全面禁止にはなっていない
現状です。したがって、これから特に懸念されるのは、アスベストを吹きつけた建物の改修、解体
による被害であります。アスベストを使用した建物の解体のピークは2020年から2040年と見
られており、7月1日から建物の解体時の被害防止策などを定めた予防規則が施行されましたが、
滝川市を初め民間事業者がこの対策を守ることが大切であります。北海道と協力し、民間事業者の
アスベスト使用の現状把握と安全な除去対策を実施すること、今回の除去工事でも建物解体業者へ
のアスベスト飛散防止策の徹底や解体作業従事者、周辺住民への安全対策など北海道と協力して実
施すること、医療機関とも協力し、健康被害の調査や市民相談窓口を周知すること。

以上を申し上げて、日本共産党を代表しての討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

◎日程第9 議案第2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)

○議長 長 日程第9、議案第2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第2号 平成17年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第1項は歳入歳出の補正についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億2,937万1,000円としたいとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

次に、補正予算の内容につきまして歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。歳出でございますが、8、9ページをお開き願います。1款1項1目市営住宅管理費でございますが、江陵団地建てかえ工事に伴う団地内仮移転住宅の整備及び一般空き住宅の早期改善を行い家賃収入の増収を図るべく修繕費、また昨年の台風によります街灯、遊具、またベランダ、フェンス等の修繕費、これは新年度に入ってやっておりますが、この修繕料等で今後の修繕料の不足等が見込まれますことから、1,050万円の増額補正をしたいとするものでございます。

以上、歳出1,050万円を増額補正し、補正後の額を6億2,937万1,000円としたいとするものでございます。

次に、歳入でございますが、6、7ページをお開きいただきたいと思います。5款1項1目他会計繰入金1,050万円の増額補正となりますが、これは歳出関連でございます。

以上、歳入1,050万円を増額補正し、補正後の額を6億2,937万1,000円としたいとするところでございます。

なお、2、3ページの第1表、歳入歳出予算補正、4、5ページの歳入歳出予算事項別明細書につきましては、お目通しをいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は可決されました。

◎日程第10 議案第3号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第4号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例

議案第5号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

議案第7号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第10、議案第3号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第4号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例、議案第5号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例、議案第7号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第7号につきましてご説明いたします。

初めに、議案第3号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。今回の補正は、保険事業勘定におきましては平成16年度の支払基金からの交付金が超過交付となりましたので、過年度分として支払基金に返還したいとするものであります。また、介護サービス事業勘定の補正につきましては、西町デイサービスセンターの給湯管、暖房管の改修及び介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴います補足給付に係る費用の新設に伴う補正であります。

保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。7款1項2目償還金でございますけれども、503万3,000円の補正でございます。これは、平成16年度の支払基金交付金が超過負担となったために過年度分として返還するものであります。

合計503万3,000円の増額で、25億631万5,000円としたいとするものでございます。

歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。2款1項1目介護給付費負担金、補正額472万円、国庫負担金の過年度分の増額収入ということでございます。

それから、3款1項1目介護給付費負担金31万3,000円、これも道費の過年度分でござい

ます。

いずれも歳出関連でございます。

503万3,000円を補正して、歳入合計25億631万5,000円としたいとするものであります。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。16ページ、17ページをお開きください。5款1項1目施設整備費でございますけれども、249万9,000円の増額補正ということでございます。これは、西町デイサービスセンターボイラーの老朽化に伴う給湯管、暖房管の改修費の補正でございます。

249万9,000円の増額で、歳出合計13億9,941万円となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、14ページ、15ページをお開きください。1款1項1目居宅介護サービス費収入でございます。83万1,000円の減額補正でございます。これにつきましては、特別養護老人ホーム緑寿園及び老人保健施設ナイスケアすずかけにおける短期入所介護費収入の減によるものでございます。

同じく2目施設介護サービス費収入でございますけれども、3,428万3,000円の減額補正でございます。これは、特別養護老人ホーム緑寿園、老人保健施設ナイスケアすずかけにおける入所施設費の収入減によるものでございます。

2項1目居宅支援サービス費収入でございますけれども、7,000円の減、これにつきましては、要支援状況の方で老人保健施設ナイスケアすずかけでショートステイを利用される方の分の減によるものでございます。

続きまして、4項でございますけれども、特定入所者介護サービス等費収入、これは介護保険法等の一部を改正する法律に基づく新設科目として設置をいたしました。4項1目特定入所者介護サービス費収入でございますけれども、3,511万4,000円の増額補正でございます。これは、特定入所者介護サービス費収入を新たに予算計上することによるものでございます。

2目特定入所者支援サービス費収入でございますけれども、7,000円、これにつきましても特定入所者支援サービス費収入を新たに予算計上することによるものでございます。

4款1項1目繰越金でございますけれども、249万9,000円の増額、これは西町デイサービスセンターのボイラー管等の改修工事に係る歳出関連でございます。

合計で249万9,000円を増額補正いたしまして、歳入合計13億9,941万円となったところでございます。

次に、老人ホームの関係でございます。議案第4号 滝川市老人ホーム条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は、介護保険法等の一部改正に伴うものであります。

新旧対照表でご説明したいと思います。お開きください。第4条でございますけれども、第4条の改正につきましては、サービス給付費の新設に伴う文言整理でございます。

続きまして、第5条でありますけれども、5条の改正につきましては、従来第1号中に標準負担額として整理してまいりました食費につきまして第2号に居住に要する費用とともに食事の提供に要する費用として規定したいとするものであります。

次の２ページ目をお開きいただきたいと思います。第２項につきましても同様の文言整理でございます。

別表でございますけれども、介護福祉施設サービスに係る日常生活に係る費用でございますが、従来実費に相当する費用として標準負担額として１日につき７８０円と規定しておりましたけれども、法改正等によりまして食事の提供に要する費用として１日につき１，３８０円、新たに居住に要する費用として１日について３２０円と規定したいとするものであります。

２項めでございますけれども、短期入所生活介護に係る日常生活に係る費用でございますけれども、これにつきましては従来食材料費ということで１日につき９４０円、また摘要の欄で朝食、昼食、夕食それぞれの額を規定しておりましたけれども、今回の改正によりまして食事の提供に要する費用として費用等の額に朝食、昼食、夕食の額を規定して定めたいとするものでございます。また、新たに滞在に要する費用を設けまして、１日について３２０円と規定したいとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、法律の施行日であります平成１７年１０月１日から施行したいとするものであります。

続きまして、議案第５号滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例改正につきましても介護保険法等の一部改正に伴うものであります。

新旧対照表をお開きください。改正後でございますけれども、第５条第２号中に食事の提供に要する費用を条文中に明記したものでございます。

別表につきましては、従来食材料費として昼食１回につき３７０円と規定いたしておりましたけれども、食事の提供に要する費用ということで改めまして、５００円としたいとするものであります。

この条例の施行日も法律の施行日であります平成１７年１０月１日から施行したいとするものであります。

次に、議案第７号 滝川市老人保健施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。この条例改正につきましても介護保険法等の一部改正に伴うものであります。

新旧対照表をお開きください。第５条につきましては、従来第１号中に標準負担額として整理してきました食費につきまして第２号に居住に要する費用とともに食事の提供に要する費用として規定したいとするものであります。

２項につきましても同様の文言整理でございます。

一番下の別表第１でございますけれども、従来老人保健施設には個室と２人部屋というものがございました。個室につきましては１日について２，０００円ご負担をいただくと、２人部屋を利用した場合については１日につき５００円を負担いただくということでございますけれども、これにつきましては改正後の二つ目の表にありますけれども、居住に要する費用として個室の場合は１日１，６４０円、介護保険法の規定によります１，６４０円、個室以外の部屋の場合につきましては１日につきまして３２０円で、今現在２，０００円ということで法規定がないときはやっておりました。今回は、金額を同じくして入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴う加算と

ということで、個室の場合は１日につき３６０円、２人部屋につきましては１日につき１８０円ということで、それぞれ従来の１日２，０００円、１日につき５００円という額と同額ということでございます。

続きまして、３ページ目でございますけれども、通所リハビリテーションに係る日常生活に係る費用でございますけれども、これにつきましても従来食材料費ということで昼食１回につき３７０円という規定を食事の提供に要する費用ということで昼食１回につき５００円ということで規定したいとするものでございます。

３番目の短期入所療養介護に係る日常生活に係る費用でございますけれども、これにつきましては施設サービスと同様でございます。

別表の附則、４ページでございますけれども、施行期日につきましては法律の施行日であります平成１７年１０月１日から施行したいとするものでございます。

２項、３項につきましては、介護保険施設サービスに関する経過措置でございます。

それから、４項、５項につきましては、短期入所療養介護、いわゆるショートステイに関する経過措置を記述してございます。

以上で上程されました議案第３号、議案第４号、議案第５号、議案第７号についてのご説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

お諮りいたします。若干早いですけれども、ここで昼食休憩に入りまして、一括質疑は午後からいたします。１時から再開いたします。

休憩 午前１１時４８分

再開 午後 １時０１分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

これより一括質疑に入ります。質疑ありますか。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、議案第３号 平成１７年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第１号）及び関連議案第４号、第５号、第７号について質疑を行います。今回の改正の主なものは介護保険法の一部改正に伴う補正予算と条例改正ですので、この点について質疑を行いたいと思います。

まず、１点目ですが、施設入所の場合の居住費と食費、デイサービスの食費等についてそれぞれ条例で金額が示されています。食費は、食材費を初め水道光熱費や人件費などを含めて利用者の負担にするというのが法改正の趣旨ですが、示された金額は何を基準として設定したのかについて、それぞれ施設入所、デイサービス等に分けて答弁をお願いしたいと思います。

次ですが、施設入所者の負担がどうなるのかの資料が厚生常任委員会で示されています。市民税課税世帯の８６人は、月額６万６００円から８万８，２００円と２万７，６００円の負担増となっています。市民税非課税世帯の３１１人のうち、収入８０万円から２６６万円の６６人は月額３万９，６００円から５万３，７００円と１万４，１００円の負担増、ただし収入８０万円以下の２４

5人は高額介護サービス費の新たな低所得者対策が講じられたことから月額3万6,300円と以前よりも3,300円の減額となると示されています。これは一定の基準ですが、この額からさらに社会福祉法人減免が加味されて実際の負担額というふうになってくるのだと思いますが、新しい社会福祉法人減免制度も改定となったようですので、法人減免制度についての新制度の説明と法人減免が行われた後、段階別の負担増がどうなるのか、段階別の負担増額と対象人員数についてご答弁をお願いしたいと思います。

次に、デイサービス利用者についても347人のうち法人減免を受けている方が61人いますが、デイサービスについても新たな法人減免を適用した場合、負担額や負担人数についてはどういうふうになるのかをお答え願いたいと思います。

次ですが、法改正により結果的には前倒しで10月1日から実施されるのがホテルコスト、居住費と食費の保険適用外ということで、詳細が示されてから期間がかなり短いことから、実際に市や事業団も大変な作業となっていると思うのですが、現在サービスを受けている利用者や家族、これらの周知は緊急の課題だと思いますが、知らせるだけではなくて理解してもらうことが重要になっていて、負担軽減措置のように利用者の申請がなければ受けられないと、こういったものもあるようですから、これらの準備状況や周知状況についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 窪之内議員からのご質疑でございますけれども、まず1点目であります。施設入所者、デイサービス利用者については、介護保険法等の改正に伴って食費に要する経費あるいはホテルコスト、いろんなものが10月1日から自己負担ということになってきておりますけれども、その基準はということでありますけれども、施設入所の場合は国から示されている食費の自己負担基本額というものがございます。これについては、1,380円ということで規定されてございます。それから、デイサービスセンターについては、設定基準というものはございません。それで、今現在先ほどの食材料費ということで370円ご負担いただいているのですけれども、もともとは保険給付の中に39点という食費に要する経費の単価カウントがありまして、ご本人はそのうちの1割ですから、39円ご負担になっていたと、370円足す39円ですから409円、今食事に要する経費としてご負担いただいているということでもあります。その中で、今までは390円足す370円で利用者の方からご負担いただくお金と、それから保険者から給付されるお金で760円ほど食事に要する経費が施設の方に入ってきたわけですが、これについては事業団等と十分話し合いましたし、あるいはご本人負担を幾らまでご負担いただけるものだろうかというものも十分考慮いたしまして今回の500円、実際問題は760円施設には入ってきていたお金が500円ということで、施設としても努力をしていきたいというようなことで、そういう話し合いは十分やったつもりでございます。ちなみに、近隣も500円以上のところが多いと、余り多いところは言いませんけれども、すべて500円以上ということでお話は伺っております。

それから、施設入所者のご負担でございますけれども、かなり今回のホテルコストの導入、それから食費、今までは食材料費あるいは標準負担額ということの設定でございましたけれども、今回

はそれに要する光熱水費、あるいは調理人さんの人件費等すべてが保険給付ではなくて自己負担になるということで、先ほど厚生常任委員会の提出書類の中で窪之内議員さん言われましたけれども、特に今回は市民税非課税世帯、今までは生活保護世帯、それから市民税非課税世帯、市民税課税世帯という3段階だったのですけれども、市民税非課税世帯の中をもう少し細分化して、高額の限度額をもう少し下げようとか低所得世帯に対するいろんな配慮も今回しているわけですのでけれども、先ほど言われましたように市民税非課税世帯に属している方、現在311人のうち245人が新たに負担が減少する、66人の方がご負担額が上がるという形になります。それで、先ほど市民税非課税世帯に対して、ただ国の基準の制度がこういうふうに変わりますよということ、厚生常任委員会への資料はそういう資料だったのですけれども、さらに法人減免もというお話でございますので、法人減免は4分の1でございます。社会福祉法人の減免です。これは、介護保険制度が始まってからすぐ創設された減免制度でありますけれども、社会福祉法人は税制だとかいろんなところで優遇があるので、その中で減免というものを設けたということでもありますけれども、4分の1は先ほど言いました食費やホテルコストの費用負担にもその4分の1は適用するということで、先ほど言っておりました市民税の第3段階、市民税非課税世帯の年金所得が80万を超えるという方についても国の制度では5万3,700円のご負担なのですけれども、4分の1ですから1万3,000円ぐらい法人減免がなされるということで、ご本人は4万円ぐらいのご負担、食事代もホテルコストも入れて、あるいは介護保険の1割も入れて4万円ぐらいのご負担。それから、第2段階、80万未満の年金所得の方については、国の制度そのままですと3万6,300円でございますけれども、4分の1ですから9,000円ぐらいの減免になるのでしょうか、2万7,000円ぐらいのご負担になるということでございます。生活保護受給者の方につきましては、2万4,000円から、4分の1ですから6,000円の負担減ということで、1万8,000円のご負担ということになります。

それから、デイサービスセンターの関係でどのぐらいの法人減免をやっているかということでございますけれども、デイサービスセンターにつきましては先ほど言われましたように66人の方が今法人減免を受けていらっしゃいます。これにつきましては、一部社会福祉法人でないデイサービスセンターについては法人減免を受けられませんが、事業団だけでなく新しくできたこうようさんあたりも社会福祉法人ということで法人減免の対象になっているということでございます。その実数については、今まだ把握しておりません。

それから、最後のご質問でございますけれども、ホテルコスト導入が介護保険法改正、それから詳細の通知が来てから時間がなかったのではないかとということでございましたけれども、事業団、特に緑寿園あるいはデイサービスセンター利用者の方については2カ月前から、まず保護者の方には金額はお示しはできないのですけれども、10月1日から法律改正に伴って食費あるいは居住費の負担が出ますよということで、ご負担いただくことになると思いますというような文書は2カ月前に施設の方から保護者の方に郵送しております。それから、きょう議決いただいた後に施設の方に私どもで出向いて説明会、ご本人でご理解できない方もいらっしゃるのですけれども、その方については保護者の方に十分にご理解をしていただくようにと考えてございます。

以上でございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

法人減免なのですが、デイサービスの法人減免についてこれまでもあったわけですから、利用額の1割の50パーセントだったので、それと370円プラス39円かざした金額と今回の4分の1の法人減免をしたときの金額比較についてお示し願いたいというふうに思います。

それと、新しく法人減免の減免分が変わりましたが、法人減免した減免分の費用についての負担割合、法人、国、自治体とどういった割合になるのかということ、その点が1点。

あと、結果的には施設入所の場合に法人減免の1万3,000円何がしが減免されたとしても、1万4,100円の増額ですから、それから1万3,000円を引くと1,100円の増額ということで、この条例改正によって新第3段階に属している66人と第4段階の86人、合わせて152人が負担増となると、こういうふうに押さえてもいいのかどうか伺います。

それと、もう一点、こうした負担増となる方について市独自で軽減措置などについての検討をされているのかどうかについても伺います。

以上です。

○議長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 デイサービスの数字につきましては、今までの5割、今度4分の1ということで、その数字については、お時間をいただいて後ほどお話ししたいと思います。

それから、減免の関係でございますけれども、先ほど申しましたように制度改正によって金額的にはふえるというのは課税世帯がまず加わります。それから、市民税非課税世帯のうち80万以上の年金収入のある方、滝川の現状でいうと66人の方については負担増になります。それから、逆に245人の方については負担減になるということで、最終的には利用者負担というのは今まで自己負担でなかった食事に要する経費あるいはホテルコストというのが介護保険制度を維持継続するため、あるいは在宅の方たちは部屋代を払われ、しかもお食事をしながら介護サービスを受けて、1割負担をすると、介護保険制度の安定的な継続をする法律の改正ということでございますので、国の基準を超えて滝川市で単独で減免を新たにするという考えはございません。

以上でございます。

(「法人減免の負担の割合」と言う声あり)

○保健福祉部長 法人減免をされた場合は、施設入所と通所系とちょっと違うのですが、1パーセント負担していただく、あるいは1割負担していただくとあるのですが、それを差し引いた額、法人減免は4分の1減免なのですが、減免した数字の1割負担をしてもらった残りを国、それから都道府県、市で補助金として社会福祉法人に助成していくということでございます。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、私から議案第3号 滝川市介護保険特別会計補正予算案につきましてお尋

ねしたいと思います。

まず、14ページ、15ページのところ、介護保険会計介護サービス事業勘定の歳入、1款サービス収入、1項の介護給付費収入、2目の施設介護サービス費収入の補正額であります。先ほどあったのですが、マイナス3,428万3,000円とあるわけでありまして、単純にその理由を説明していただきたいと思うわけでありまして。これが毎年こういうことにはならないのではないかなと思うのですが、特にこれから介護保険法によって条例が改正され、10月から緑寿園とかすずかけなどの施設入居者の居住費、食費、これが保険給付の対象から外して、原則として全額自己負担というような、こういうようなことからすれば、当然プラスにならなければいけないのではないかなと思うのでありますが、この計上の仕方は今後も同じようなことになるのかどうか、あるいは今切りかえの時期だから、何か特別な事情があるのではないかなと思うのですけれども、その事情が書いてございませんので、お尋ねしたいと思います。ということは、その下の方の4項の方では1目では3,500万程度のプラスになっておりますから、これが当然でないかなと思うのですが、単純ですが、マイナスの3,400万何がし、ここのところのご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 渡辺議員のご質疑でございまして、サービス事業勘定の中の3,428万3,000円の減額ということでございますけれども、これにつきましては今まで食事に要する費用ということで2,120円という基準額がございました。その中の780円が標準負担額ということで利用者の方からご負担いただいて、残りの1日につき1,340円というのは保険給付がなされていたということでありますから、その部分については保険給付収入からは下がりますということになります。それから、例えば1日1,340円保険給付が下がるのですけれども、利用者の負担は上がるのですけれども、その方たちの中で先ほど言いましたように減免対象者がいらっしゃいます。生活保護を受給されている方でしたら300円で済みますということになりますと、差し引きの1日について1,000円というのは保険給付の9割とは別に低所得者の人たちの減免を施設がした残りの部分については新しく項を新設させていただきましたけれども、その科目から新たに支出するということになります。そんなことで、今回は制度の改正に伴って、従来の保険給付からは少なくなるけれども、新たに特定給付、付加給付と言っておりますけれども、付加的給付がふえるということで、今回それで3,428万円の減額と増額という予算になりました。

以上でございます。

○議長 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。窪之内議員。

○窪之内議員 日本共産党を代表して、上程されました議案第3号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第1号）及び関連議案第4号、第5号、第7号について否とする立場で討論を

行います。

介護保険法の一部改正について、日本共産党は国会で反対の立場をとりました。第1に予防重視システムへの転換により要支援1、2と判定された人が従来の介護サービスが受けられなくなること、第2に居住費、食費の保険適用外による施設入所者や利用者の大幅な負担増が避けられないこと、第3に施設整備基準の引き下げ、第4に現実性のない地域包括支援センターの設置など多くの問題点を指摘し、反対しました。このように今回の介護保険法の一部改正は、制度の根本にかかわる問題を含んだ改正が行われたことは間違いありませんが、自治体として法改正に基づく条例改正は避けることはできません。しかし、さまざまな負担軽減措置がとられ、負担減の方も多くいますが、一方では条例改正によって負担増となってしまう方も152人います。負担増となる方に対し、市独自の軽減策は検討されていないことがはっきりしました。こうした負担増が結果として入所者が施設を退所せざるを得ない、あるいはサービスの利用を控えるといった事態を招きかねません。

以上の点から、議案については反対するものです。今後は、懸念される問題点の解決のために国や道への働きかけを行うとともに、だれでも必要な介護サービスが受けられるよう全力を尽くされることを要望し、討論とします。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎は、ただいま上程されました議案第3号 平成17年度滝川市介護保険特別会計補正予算並びに議案第4号から第7号の関連議案に反対の立場で討論いたします。

まず、5月に国会で改正された介護保険法に基づき、それをそのまま滝川市が準用するために補正予算と関連条例を改正しようとしているわけではありますが、市民の立場からすればまさに改悪と言ってよいのであります。なお、既に広報9月号で専決措置的に滝川市がお知らせいたしておりますように、要介護、要支援の区分が変更されております。区分が変更された後現在利用しているサービスが改正後も使えるかどうか、利用者の不安が増しているわけであります。そして、不安が的中いたしますように要支援1、2に振り分けられる軽度の要介護者のサービスが抑制されるのではないのでしょうか。今まで利用してきた家事支援サービスが使えず、生活に不便を来すケースが多発してまいりますと何のために保険料を払っているのかと第2号被保険者の40歳から64歳の人々の信頼を失いかねません。さて、次に今回の改定で最大の問題点を指摘しておきたいのであります。それは、老人ホーム条例におけるホテルコストと言われる負担増の問題であります。厚労省のモデルケースでも相部屋入居者の月額額は8万7,000円となり、現行より3万1,000円の負担増とのことであります。では、議案第4号の滝川市老人ホーム条例と議案第7号の老人保健施設条例を見てみますと、その現行と改正後で別表の第5条第1項、それから第2項関係の費用等の額を比較してみますと、現行1日につき780円であったものがホテルコストによる負担は1日1,700円であります。個室は2,000円であります。これが大きな負担増となり、単純比でも1カ月2万8,000円になるわけであります。いかがでしょうか。厚労省のモデルケースによく似ております。いずれにいたしましても、月に3万円程度の負担増が明確になったわけであります。我が家においても食費はかかると思いますが、老人にはヘルシー食のご時世であります。1日1,380

円の食費はかけていないと思いますし、ましてや住居費まで負担せよとは、多くの老人にかわって抗議したいのであります。何となれば、立派な我が家はローンの支払い中だという老人にはどう答えるのでありましょうか。

まだまだ問題はありますが、以上の理由からこの補正予算と関連条例の改正案には老人や家族だけでなく親族までも負担増の渦に巻き込み、家族仲までも切り裂くものと想定されるわけでありま
す。多くの老人のため、改正案はもう一工夫をし、地方分権に値する独自案の再提案を求め、市民
の声連合の反対討論といたします。

○議 長 ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号、第4号、第5号及び第7号を起立により一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、議案第3号、第4号、第5号及び第7号の4件はいずれも可決されました。

◎日程の追加について

○議 長 お諮りいたします。

本日の日程はすべて終わりましたが、過日の議会運営委員会で確認したとおり、あすの日程を本
日に繰り上げ、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、配付してあります追加日程のとおり、日程番号第11から第17までを本日の日程に追
加し、議題とすることに決しました。

◎日程第11 議案第6号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第11、議案第6号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例を
議題といたします。

提案理由の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 ただいま上程されました議案第6号 滝川市在宅介護支援センター条例の一部を
改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正したいとするものであ
ります。

新旧対照表をお開きください。第4条の条文中にあります痴呆等を認知症に改正したいとするも
のであります。法律は平成17年6月27日に施行されておりますので、本市といたしましては公

布の日から施行したいとするものでございます。

以上でございます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決されました。

◎日程第12 議案第8号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第12、議案第8号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部参事。

○経済部参事 ただいま上程されました議案第8号 滝川市農業振興条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例の改正は、現在土地改良事業に係る賦課金は農家個々から徴収することとなっておりますが、土地改良法の規定に基づき、土地改良区から徴収することができるよう改正することと、さらに土地改良事業を実施した区域につき8年以内にその目的以外の用途に転用した場合における特別徴収金について土地改良法の規定により追加したいとするものでございます。

次のページの参考資料をお開きください。以下、新旧対照表によりご説明申し上げます。第4条第2項につきましては、土地改良事業の賦課金を土地改良区からも徴収することができる規定を追加するものです。

第4条の2につきましては、土地改良事業の目的以外の用途に転用するとき特別徴収金を徴収できる規定を追加するものです。

第5条第1項の改正は、特別徴収金の規定を追加したことによる条文整備であります。

第5条第1項第1号及び第2号の改正は、文言整備であります。

第5条第2項の改正は、第4条の2の追加に関連し、特別徴収金の額について規定するものです。

第5条第3項及び第6条の改正は、特別徴収金の規定を追加したことによる条文整備であります。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行したいとするものです。

以上で議案第8号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は可決されました。

◎日程第13 議案第9号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第13、議案第9号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 ただいま上程されました議案第9号 滝川市立高等学校教員定数及び給与、勤務時間その他の勤務条件、定年による退職等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

教職員の定数につきましては、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に規定されております。標準となる定数につきましては、平成13年度から17年度までの5カ年計画で教職員の定数配置の改善が図られていることから、西高等学校についてもこの状況を勘案いたしまして、教諭の定数を改正したいとするものであります。今年度につきましては、現在教頭先生が一部の授業を受け持っておりますことから、負担が大きいことから、10月1日から来年3月31日までの期間につきましては期限付きの任用教諭の1名の増員により対処し、来年度からは2名の増員をしたいと考えております。

議案第9号参考資料、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。第2条、定数の改正ですが、教諭53名を55名に、計の59名を61名にそれぞれ2名ふやすものでございます。

あとの改正につきましては、文言の整理によるものでございます。

附則ですが、この条例は、平成17年10月1日から施行したいとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は可決されました。

◎追加答弁

○議長 長 ここで、先ほどの窪之内議員への追加答弁。保健福祉部長。

○保健福祉部長 先ほどの窪之内議員へ追加で答弁いたします。

デイサービスセンターで法人減免を利用した場合に実際1回当たりどのぐらい負担がふえるのかということでございますけれども、まず一つ目は利用者負担の介護保険の単価が変わります。今まで6,110円だった単価が5,720円、これは食材料費の部分が保険給付にならなくなったということで、それに伴って1割負担額も減ります。ただし、法人減免については今まで2分の1の減免制度でありました。たくさんの方に利用されているのですけれども、国の制度として今度の改正にあわせて法人減免については2分の1から4分の1にしていくというようなことで、その部分で1回当たりの食材料費の自己負担等含めて310円ぐらいの負担増になりますということでございます。今回の国の制度改正、法人減免を除きますと利用者負担は91円の増ということでございますので、法人減免が2分の1から4分の1になるということの負担増ということの方が大きいということでございます。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員に対する追加答弁を終わります。

◎日程第14 議案第10号 工事請負契約の締結について

○議長 長 日程第14、議案第10号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。建設水道部長。

○建設水道部長 ただいま上程されました議案第10号 工事請負契約の締結についてご説明申し

上げます。

工事名は、滝川市営住宅江陵団地建替第一期工事でございます。

契約の目的は、工事請負契約のため。契約の方法は、指名競争入札。契約の金額は、これ税込みでございますが、４億４２５万円であります。契約の相手方は、中山・泰進経常建設工事共同企業体、代表者、株式会社中山組滝川支社支社長、鎌仲政光、企業体の構成員は株式会社泰進建設滝川本店専務取締役滝川本店長、両角淳でございます。

内容につきましては、次ページの参考資料によりご説明申し上げます。この建築工事につきましては、記載の市内単体６社並びに２企業体を指名をいたしまして、９月５日に入札執行した結果、中山・泰進経常建設工事共同企業体が落札決定したところでございます。建物の構造、規模につきましては、鉄筋コンクリートづくり５階建て、延べ面積は３，５０１．４９４平方メートルであります。住戸の形式は、１ＬＤＫ１０戸、２ＬＤＫ２０戸、３ＬＤＫ１０戸の計４０戸で、建物内にはエレベーター、自転車置き場、物置、オイルタンク室、ごみ置き場など、また外構では駐車場、菜園などを計画しております。

本工事は２カ年の継続工事としておりまして、本年度工事は全体の約５パーセントを予定しております。基礎及び１階床までのコンクリート工事でございます。なお、駐車場整備につきましては、別途平成１８年度に行うこととしておりまして、全体の工事完成期限は平成１８年１１月２４日を予定しております。

建築の位置図及び配置図については次ページ参考資料に記載しておりますので、お目通しを願います。

また、関連工事の電気設備工事、また給排水設備工事、これにつきましては本件議決後の９月１３日、入札をする予定としております。

以上、議案第１０号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第１０号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第１０号は可決されました。

◎日程第１５ 議案第１１号 市営土地改良事業の施行について

議案第１２号 北空知頭首工の管理に関する事務の委託について

○議長 日程第１５、議案第１１号 市営土地改良事業の施行について、議案第１２号 北空知頭首工の管理に関する事務の委託についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部参事。

○経済部参事 ただいま上程されました議案第１１号 市営土地改良事業の施行について、提案理由のご説明を申し上げます。

国営北空知地区土地改良事業で整備いたしました大規模で公共性の高い基幹水利施設の頭首工を管理するに当たり、市営土地改良事業で施行するために、法手続として議会の承認が必要とするものでございます。

次のページの参考資料をお開きください。１の北空知頭首工についてでございますが、国営かんがい排水事業北空知地区は昭和５２年に着工し、本年度平成１７年度に事業完了の運びとなるところでございます。この事業で整備いたしました施設のうち基幹水利施設である北空知頭首工及びその附帯施設については、国からの委託を受けまして関係の深川、滝川、妹背牛町の３市町で共同管理することとすることから、土地改良法の規定に基づき市町村土地改良事業として管理いたすものでございます。この施設につきましては、深川市音江町広里に所在しております。

２の管理方法ですが、後ほど北空知頭首工の管理に関する事務委託でもご説明をいたしますが、北空知頭首工の所在市であります深川市に滝川、妹背牛が地方自治法の規定に基づき管理事務を委託することとしております。

３の管理事業費でございますが、補助事業であります基幹水利施設管理事業の採択を受けるべく、現在事務手続を進めております。この基幹水利施設管理事業が適用されますと、国から３０パーセント、道から３０パーセント、計６０パーセントが補助されることになり、今の段階の試算では管理事業に要する経費は９６３万円余りですが、その財源として国、道の補助、計算の方法によりまして若干の数字の違いはございますが、国、道の補助額が２９０万円余り、そして残り４０パーセントの３７０万円余りを地元の３市町で負担することになります。

４の市町村別負担内訳ですが、３の地元負担額の内訳で各市町の負担額は最大取水量、水を使う量ですが、この比率によって算定するものとしておりまして、滝川市の負担は概算で８０万円程度でございます。この財源につきましては受益者負担とし、空知土地改良区から徴収することとしております。

以上で議案第１１号の説明を終わります。

続きまして、議案第１２号 北空知頭首工の管理に関する事務の委託について、提案理由のご説明を申し上げます。

この件につきましては、ただいま議案第１１号でご説明いたしましたとおり、国営北空知土地改良事業で建設されました北空知頭首工について、滝川、深川、妹背牛の３市町が国から委託を受け、共同管理を行うということとしておりますが、管理事務につきましては３市町の協議によって深川

市に委託することになります。よって、地方自治法第252条の14の規定に基づき事務委託をしたいとするものでございます。

それでは、次のページの参考資料をお開きいただきたいと思います。まず管理に関する事務の委託についてご説明を申し上げます。第1条の委託事務の範囲の中で、深川市北空知頭首工管理条例に定める業務に限るといような記載がございますので、この条例に定める業務というのは頭首工における取水、放流及びゲートの操作、また点検整備、管理上必要な措置でございます。

第2条の管理及び執行の方法は、深川市の条例及び規則の定めによって行われるものでございます。

第3条の経費の負担及び予算の執行については、必要経費については3市町で負担をし、滝川、妹背牛の2市町が深川市に交付することになりますが、この場合の経費の額、交付の時期等については3市町が協議をして定めるということになっております。

第4条では、この事務に係る収入支出については深川市の歳入歳出において分別計上することとしておりまして、第5条では、深川市長は事務委託にかかわる部分の決算を関係市町長に通知をするということとしております。

第6条では、委託事務について連絡調整を図るため、年1回定期のほか必要に応じて連絡会議を開催することとしております。

第7条では、深川市が委託事務にかかわる条例などを変更しようとする場合は、あらかじめ関係2市町と協議を行うとともに、変更したときはそれぞれに通知することとし、通知を受けた2市町は当該条例等を公表しなければならないとする規定であります。

第8条は、事務委託を廃止する場合の決算と余剰金還付に関する規定であります。

附則の1では、この規約は平成18年4月1日から施行するものでありまして、2では、滝川市長及び妹背牛町長はこの規約の告示の際、あわせて事務委託に関する深川市の条例が当該市町に適用される旨及びこれらの条例などを公表するものとしております。なお、妹背牛町におきましても9月の議会に本件と同じ議案が提出をされております。また、深川市におきましてもこの事務の委託を受けることにつきましての議案が提出されておりますことで確認をしております。

以上で議案第12号の説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号及び第12号の2件を一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第11号及び第12号の2件のいずれも可決されました。

◎日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議 長 日程第16、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 ただいま上程されました諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてお諮りを申し上げます。

まず、記の下に石山裕子氏の氏名をお書き添えをいただきたいと存じます。

滝川市に置かれております人権擁護委員、中垣マサ子氏が平成17年4月30日で解嘱されたために、後任候補者として石山裕子氏を推薦をいたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により意見を求めるものでございます。

なお、諮問第1号参考資料として略歴書をお配りを申し上げますので、ご参考をお願いを申し上げたいと存じます。なお、この略歴書中、石山裕子氏の年齢60歳とございますが、きょう現在は61歳ということでございます。

以上、お諮り申し上げます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件については可と答申することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は可と答申することに決しました。

この辺で若干休憩いたしたいと思います。再開を2時15分といたしたいと思いますので、休憩に入ります。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時16分

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第17 決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告

認定第 1号 平成16年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 3号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4号 平成16年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5号 平成16年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 6号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 7号 平成16年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 8号 平成16年度滝川市病院事業決算の認定について

認定第 9号 平成16年度滝川市水道事業決算の認定について

議案第13号 決算審査特別委員会の設置について

選任第 1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任について

○議長 長 日程第17、平成16年度滝川市各会計の決算大綱説明及び監査委員の決算審査報告並びに議案第13号 決算審査特別委員会の設置について、選任第1号 決算審査特別委員会の委員並びに委員長及び副委員長の選任についてを一括議題といたします。

決算大綱の説明を求めます。市長。

○市長 平成16年度各会計の決算をご審議いただくに当たりまして、各会計歳入歳出決算書並びに決算説明書、決算審査意見書等を提出したところでございますが、審査に先立ちまして各会計決算の大綱をご説明を申し上げます。

市長説明する。（記載省略）

○議長 長 監査委員の決算審査報告を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 平成16年度の滝川市各会計の決算並びに公営企業会計の決算について審査をいたしましたので、お手元の決算審査意見書に基づいて、以下ご報告いたします。

初めに、滝川市の各会計歳入歳出の決算審査であります。地方自治法第233条第2項及び同法第245条第5項の規定により審査をいたしました。

1 ページの審査の対象につきましては、一般会計のほか国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、勤労者福祉共済特別会計、老人保健特別会計、公営住宅事業特別会計、介護保険特別会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

審査の結果につきましては、決算書等は法令に準拠して作成されており、表示された計数は関係諸帳簿と照合した結果正確であると認められ、予算は適正に執行され、予算の流用、または予備費の充用についても適正に処理されていると認められました。また、財産に関する調書並びに基金の運用状況につきましては、42、43 ページに記載のとおり計数は正確であり、保管、管理及び運用は適正であると認められました。

2 ページの審査の概要及び意見であります。各会計とも予算の定めるところによって適正に執行されております。

歳入歳出差し引きでは、一般会計で約1億3,281万円、特別会計全体では約1億3,865万円、翌年度に繰り越すべき財源を差し引くと約2億7,139万円が剰余となっております。市税は、前年度より約6,986万円減少しており、歳入の確保が望まれます。未収金は、前年度より約1億432万円減少し、これは市税収納率向上対策本部設置等により収納率向上に努めた結果と評価いたしますが、今後とも公平負担の原則に基づき、さらに未収金の縮減に努力されることを要望いたします。市債の発行額は前年度に比較して6億8,755万円の増となり、歳出に占める公債費の割合は18.5パーセントとなっております。未償還額は公債費負担適正化計画及び繰上償還等により年々減少しておりますが、今後においても地方債の発行が過大とならないよう配慮し、なお一層適切な管理に努められることを望みます。三位一体改革の推進する中で、今後の財政状況は一段と厳しさを増すものと予想されます。また、中空知地域合併協議会から離脱し、身の丈に合った行政体への改革を目指して滝川市活力再生プランを策定し、今後とも多様化する市民ニーズにこたえ、市民とともに協働のまちづくりに努めていくためにはこれまで以上に予算の適正かつ効率的、効果的な執行、意識、行動の改革が望まれます。なお、市財政状態を市民にわかりやすく理解していただくために普通会計ベースのバランスシートを平成15年度から公表しておりますが、普通会計にとどまらず、市全体の財政状況が把握できるようにされることを要望いたします。

一般会計は4ページからありますが、5ページの下表に財政構造の弾力性を示す経常収支比率を記載しておりますが、前年度と比較すると2.7ポイント悪化し、98.8パーセントの高い率となっております。80パーセントを超えるとその財政構造は弾力性を失いつつあるとされていることから、硬直化が懸念されます。また、財政力指数は、前年度とほぼ同率で、道内の都市の平均値よりも低く、高い率よりの順位も中位を下回っております。

19ページ、20ページには一般会計のプライマリーバランスを記載しております。これは、財政の基礎的収支をあらわしており、公債発行額等を除いた歳入と過去の公債の元利払い等を除いた歳出の差をあらわしております。平成16年度のプライマリーバランスでは13億2,800万円の剰余となっておりますが、財政収支では1億3,300万円の剰余となっております。公債償還費35億5,200万円が財政収支を圧迫している状況となっております。プライマリーバランス

が均衡していれば市債残高が膨らむのを抑えることができ、黒字化すると市債残高が減少傾向に向かうとされておりますので、お目通しを願います。

21ページの資料1、歳入財源構成年度別状況では、自主財源額が減少の傾向にあります。

特別会計につきましては、26ページから記載しておりますので、お目通しを願ひまして、細部の説明は省略をさせていただきます。

各会計の未収金及び不納欠損状況につきましては、41、42ページに記載しております。未収金は前年度に比べ1億432万円減の13億4,287万円に、不納欠損額は1億5,019万円増の3億443万円となっております。公的サービスの費用は、社会の構成員である市民が広く公平に分ち合う共通の会費であります。したがって、未収金の増加及びこれに伴う不納欠損額の発生は、他の市民への負担の増加を意味するものであり、将来世代の受益と負担にも影響を与え、世代間公平が保たれなくなります。このような状況で推移するならば、新たな不公平感が蔓延し、モラルの欠如を招き、コンプライアンスを失うことにもなりかねないことから、未収金及び不納欠損額の発生についての因果関係を究明し、債権の回収、保全に当たっては毅然たる態度で挑み、特に常習滞納者、悪質滞納者に対しては厳正な措置を講ずることが必要であります。また、上下水道料金は平成16年4月から、市営住宅使用料は平成16年8月から、それぞれ上下水道課、建築住宅課での収納に改め、取り組まれておりますが、引き続き早期回収の実効性に配慮するよう要望いたします。

次に、公営企業会計の決算審査であります。地方公営企業法第30条第2項の規定により審査をいたしました。1ページの審査の対象につきましては、病院事業会計、水道事業会計であります。

審査の期間及び審査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

審査の結果及び意見であります。各会計とも決算報告書及び財務諸表並びに附属書類の計数は正確であり、かついずれも関係法令に準拠して作成されていると認められました。

病院事業会計では9,163万円の純損失を生じ、当年度未処理欠損金は6億2,193万円となっております。今後の事業経営においては、企業債償還、医療設備等の整備充実など病院経営を圧迫する要因も多く、厳しい経営環境と考えられることから、効率的な運営による経営の健全化に取り組み、経営基盤の強化に努められたいと考えております。なお、老朽化、耐震性の問題等から全面改築に向けての計画策定が今後において予定されておりますが、安全、安心なまちづくりの観点から市立病院の地域に密着した公的医療機関としての使命と役割、人口動態、財政状況など総合的に検討されますことを期待しております。

水道事業会計では9,842万円の純利益となり、当年度未処理欠損金が4,906万円に減少しており、収支改善に向けた経営努力が認められます。今後の事業経営においては、人口減に伴う給水収益の減少も予想され、老朽化施設の更新、企業債の償還、累積欠損金の処理など厳しい状況が懸念されますので、水需要を見定め、事業の効率的な運営と経費節減等、企業努力による健全経営に期待しております。

各会計別の決算概要、経営状況及び経営分析等は、4ページ以降に記載してありますので、お目通しを願ひまして、説明は省略をさせていただきます。

企業会計の過年度未収金及び不納欠損状況は、19ページに記載しておりますが、過年度未収金及び不納欠損額は年々増加しております。平成16年度の過年度未収金は1億2,395万円で、不納欠損額は563万円となっております。平成12年度と平成16年度を比較いたしますと、過年度未収金で6,186万円、不納欠損額で208万円増加しております。市民負担公平の原則を保つ上からも未収金及び不納欠損の発生についての因果関係を究明し、債権の回収、保全に当たっては毅然たる態度で挑み、法的措置も含め抜本的な対策を講ずるよう要望いたします。

以上で平成16年度各会計決算審査意見書の説明を終わります。

○議長 長 一括議題のうち、議案第13号及び選任第1号は、説明、質疑、討論を省略して、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、説明、質疑、討論を省略して、一括採決いたします。

議案第13号及び選任第1号の2件をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号及び選任第1号の2件は、いずれも可決されました。

議案第13号が可決されたことにより、一括議題のうち残りの認定第1号から第9号までの平成16年度各会計決算の認定については、それぞれ決算審査特別委員会に付託することに決しました。

◎休会の件について

○議長 長 お諮りいたします。

決算審査特別委員会の開会等により、9月13日から9月27日までの15日間休会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、9月13日から9月27日までの15日間休会することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時52分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第3回滝川市議会定例会（第17日目）

平成17年 9月28日（水）

午前10時01分 開 議

午後 4時13分 延 会

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員指名
 日程第 2 第1決算審査特別委員長の付託事件審査報告
 日程第 3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告
 日程第 4 一般質問

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市 長	田 村 弘 君	助 役	深 村 完 市 君
収 入 役	門 山 伸 夫 君	教 育 長	安 西 輝 恭 君
監 査 委 員	八 幡 吉 宣 君	総 務 部 長	末 松 静 夫 君
市民生活部長	大 竹 敏 章 君	保 健 福 祉 部 長	松 井 雅 昭 君
経 済 部 参 事	江 上 充 明 君	建 設 水 道 部 長	池 田 隆 君
建設水道部参事	木 下 善 雄 君	教 育 部 長	辰 巳 信 男 君
選挙管理委員会	吉 田 悟 君	監 査 事 務 局 長	谷田部 篤 君
事 務 局 長			
病院事務部長	東 照 明 君	秘 書 課 長	若 山 重 樹 君

総務課長 高橋賢司君
財政課長 西村孝君

企画課長 舘敏弘君

○本会議事務従事者

事務局長 林弘君
主査 中川祐介君

事務局次長 飯沼清孝君
主査 鈴木靖子君

開議 午前１０時０１分

◎開議宣告

- 議長 長 ただいまの出席議員数は２１名、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員指名

- 議長 長 日程第１、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において渡辺議員、清水議員を指名いたします。

◎発言の訂正について

- 議長 長 この場合、本会議初日に行われました議案第５号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の質疑に対する答弁について訂正の申し出がありましたので、これを許したいと思います。保健福祉部長。

- 保健福祉部長 市議会本会議の貴重なお時間をいただきまして大変申しわけありません。

９月１２日開催の市議会本会議におきまして、議案第５号 滝川市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例に係る窪之内議員からのご質問に対する答弁の中で社会福祉法人の減免制度についてお答えをいたしました。その中で、デイサービスセンターこうようも法人減免の対象になる旨の答弁をいたしましたわけでございますけれども、こうようは有限会社滝川ヘルスケアが運営しているということで、社会福祉法人の減免の対象にはなりませんので、ご訂正させていただき、おわび申し上げます。

- 議長 長 議案第５号にかかわる答弁の訂正は、ただいま説明のとおりであります。説明のとおりといたします。

◎日程第２ 第１決算審査特別委員長の付託事件審査報告

- 議長 長 日程第２、第１決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読をさせます。

- 事務局次長 第１決算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。（記載省略）

- 議長 長 次に、委員長の補足説明を求めます。水口委員長。

- 第１決算審査特別委員長 ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の経過について若干補足説明をいたします。

第１決算審査特別委員会に付託されました認定第１号 平成１６年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、３日間にわたり所管より説明を聴取する中で、延べ９６名の委員から２３３問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的に審査がなされ、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって認定を可とする決定がなされたところであります。

なお、討論の際に各会派から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付すること

決定をいたしておりますことを申し添え、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号 平成16年度滝川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第1号は第1決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

◎日程第3 第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告

○議 長 日程第3、第2決算審査特別委員長の付託事件審査報告を議題といたします。

先に、付託事件審査報告を職員より朗読させます。

○事務局次長 第2決算審査特別委員長より議長あて、付託事件審査報告。

事務局次長朗読する。(記載省略)

○議 長 次に、委員長の補足説明を求めます。田中委員長。

○第2決算審査特別委員長 第2決算審査特別委員長報告、説明をいたします。ただいま事務局において朗読された内容のとおりであります。審査の過程について若干補足説明をいたします。

第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から認定第9号までの8件につきましては、3日間にわたり委員会を開催し、延べ36人の委員から107問に及ぶ質疑が行われ、慎重かつ精力的な審査が行われました。討論、採決を行った結果、認定第2号については賛成多数、認定第3号から認定第9号までの7件につきましては全会一致をもって認定を可とする決定をなされたところであります。

なお、討論の際に各会派等から出されました意見につきましては、後日議員に印刷配付することにしておりますので、これを申し添えて、補足説明といたします。

○議 長 朗読及び補足説明が終わりました。

これより質疑に入るわけですが、決算認定に当たっては特別委員会を構成し、審査を行っていただいておりますので、この場合、質疑を省略し、直ちに討論に入りたいと思います。これに異議あ

りませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、これより直ちに討論に入ります。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより第2決算審査特別委員長報告のうち、先に認定第2号 平成16年度滝川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本件を第2決算審査特別委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議 長 起立多数であります。

よって、認定第2号は第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することと決しました。

次に、残りの認定第3号 平成16年度滝川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成16年度滝川市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成16年度滝川市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成16年度滝川市公営住宅事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成16年度滝川市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成16年度滝川市病院事業決算の認定について、認定第9号 平成16年度滝川市水道事業決算の認定についての7件を一括採決いたします。

本件をいずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、認定第3号から認定第9号までの7件は、いずれも第2決算審査特別委員長の報告のとおり認定することと決しました。

◎日程第4 一般質問

○議 長 日程第4、これより一般質問を行います。配付いたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。

なお、質問は、一問一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくことになっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

田中議員の発言を許します。田中議員。

○田中議員 おはようございます。新政会の田中でございます。通告件数4件、項目8件につきまして通告質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

◎ 1、市長の基本姿勢

- 1、公共事業等の発注等について
- 2、國學院短期大学修学奨励金のあり方について
- 3、國學院短期大学生の住民登録状況について

まず、1点目は、公共事業の発注についての質問をさせていただきます。滝川市の公共事業の発注は、年々厳しい財政の中で減少をしているところでもありますけれども、17年、今年度は近年にない大型の建設費で花月に滝川市の児童館を含む新しい子育て支援センターが建設中でございます。滝川の建設業者が今回はすべて落札をされておりますが、建設業界はどの業界も厳しい中でありましてけれども、特にその業界に働いている労務者の方から、働く時間が大変少ない、失業等でなかなか生活ができない、あるいは税金等も支払いができないという話も相談されることがよくございます。今後とも公共事業の発注については、特殊工事以外はできるだけ滝川の市内厳選の入札の中でぜひ発注すべきだと、このように考えております。市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 おはようございます。田中敏男議員のただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問にもございましたように、公共事業の発注におきましては施工上特殊な専門的技術あるいは高度な技術を要するといったもので市内業者及び地場業者、地場業者といいますのは市内に営業拠点を設置をして、あるいは営業所を有すると同等であるというふうに市長が認めるものでありますけれども、そういう市内業者、地場業者では施工が困難なものを除きましては契約の適正な競争性、透明性の確保ができる範囲において今後とも市内業者及び地場業者への発注を基本としていきたいというふうに考えているところであります。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 次に、國學院短期大学の入学奨励金の廃止となっておりますが、ここ訂正させていただきます。奨励金のあり方について質問させていただきます。

中期アクションプラン、タッグ計画では、各公共施設等の運営費の節減、施設の廃止あるいは補助金のカットと大変厳しい財政の中で17年度も予算組みをしたところであります。年次ごとの課題達成のために、取り組む内容に関する計画作成に取り組んでいるところでありますけれども、修学奨励金は滝川10万、中空知は5万という奨励金を交付されております。この制度の今後の方向についても市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長 長 田中議員、今奨学金の廃止ということを言いましたよね。

○田中議員 廃止というのは訂正をさせていただくということ。

○議長 長 既にもうあなたの通告にはそれは入っておりませんから。

○田中議員 そうですか。原稿ではそのようになっておりますので、あり方についてということで質問させていただきます。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 修学奨励金に関するご質問でございますが、これは補助金であります。奨学金制度も実はかつてあったわけです。滝川市独自の奨学金制度、これは平成17年度末で新規については廃

止をすると、あとは継続分だけということであります。國學院の考え方を持っているところであります。こういう奨学金制度、独自の奨学金制度をなくすると、したがいまして修学奨励補助金の存続というの強い関係者の要望としてあるわけであります。そして、この制度によって國學院短期大学の地域における学生がふえてきたという、そういう実績もあるわけであります。しかし、ご質問のように、この制度は平成13年度から継続をして5年間たちました。ここでこの制度のあり方を検討する時期に来ているというふうに思っております。したがいまして、平成17年度に活力再生プランの見直し対象事業でもありますから、この修学奨励金の制度のあり方、それを17年度に検討して結論を出していきたいというふうに考えているところであります。

○議長 田中議員。

○田中議員 次に、國學院短期大学の住民登録の状況であります。平成13年から17年の住民登録の状況についてお伺いいたします。

私も立場上学生の受け入れ態勢を、会長とさせていただいて住民登録をするように学校との連携の中で、ことは特に国勢調査があるというようなことから、オーナーについても徹底したところであります。戸籍の方も、学校においてになって入学式の父母の会の総会のときに、私あるいは市の市民課長が登録のお願いをしているところであります。学校ももう少し、市と連携をとっているのしょうけれども、滝川に来たときには住民登録を必ずすると、文章的にはさらっと書いてある。私たちのマニュアルにも強く色刷りで強調しております。その辺もう少し、市の方も事務局との協力体制で登録を100パーセントできるように努力をしてはいかかなということで、17年のことしのデータでは65.4パーセントであります。入学は318ですが、157が登録していますから、65.4パーセント、昨年は74パーセントでした。昨年は330人に対して184です。大体65パーセントから75パーセント前後で推移しているわけですが、これを90、100にしますと数字的に滝川の人口も4万6,000を切っておりますから、これらの登録を2年間していきますと4万6,000は登録がされているということになるわけで、国勢調査でも有利な基礎資料になりますから、10月ですから今回は間に合わないですが、今後来年も学校と市の方の担当と十分連携として100パーセントになるように努力ができないものか、このようなことで市長の見解をお尋ねいたします。

○議長 市長。

○市長 登録率を示されてのご質問でございます。その年によってやはり違うわけですが、60パーセント、70パーセント、昨年は74.4パーセント、ご質問のとおりでございました。市としてどういう対応をしているのかといいますと、入学式当日住民登録について文書で周知をする、これは住民登録だけではありませんで、ごみ処理とか、分別して出させていただくということについても協力していただかなかつたらなりませんから、そういうことについても当日文書をお願いをする。さらに、入学説明会のときに父兄の方に対して住民登録の協力依頼を行うと。父兄の方のご理解をいただかないと、学生だけの判断というのがすべてではないだけに、こういうこともやっております。さらに、これは入学当日であります。学内に住民登録の受け付け相談窓口を当日開設をして、あるいはごみの分別等について窓口で周知をするということをやっております。

す。短大としては、入学確定通知を出すときに住民登録してくださいという必要性を訴えていただきましたり、あるいは先ほど申し上げました入学式当日、市の臨時窓口設置についてご協力をいただいたりしております。こういうことでやっているわけではありますが、本年度短大ともう一度協議しまして、住民登録実態調査、これは学校で今までやっていませんでした。例えば水道を使いますから、水道事業とかの中で住民登録してくださいというお願いをしてきたわけではありますが、ことしは短大の学内で住民登録されていない方について年度途中であっても協力を求めると、そういうことができるように少し打ち合わせをしながら進めていきたいなというふうに思っているところであります。

○議 長 田中議員。

○田中議員 今市長から説明あったように、大学と私どもオーナーの方も連携をとって、できる限り一人でも多く登録させるということに努めていきたいと思えますし、受付が1階の体育館に入る左側の奥になっているのです。大変見づらいと、去年受け付けの担当からも聞いていましたし、もうちょっと場所のわかりやすいところに表示をして、説明終わったらどっと出てきますから、一遍に対応といったらそれなりの人の配置も必要かと思うのですが、この辺も踏まえて、私どもマニュアルを徹底してオーナーとしてもやりますけれども、学校と連携をとりながらやりますが、市の方もその辺大学当局と十分協議して、今市長も言いましたから、本年度できる限り、99パーセント、100パーセントいかなくても90パーセント台にいけば人口の増にもつながる、物については経済効果はあるかもしれませんが、住民登録をすることによってまた別な経済効果があるわけです。特に国勢調査なんかは、それが5年間の国から来る基本の数字になるわけですから、今回はやむを得ないですが、今市長の言いましたことで理解できましたので、私どもも努力してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

◎2、職員の健康管理

1、職員の健康管理・研修厚生について

次に、職員の健康管理でございますが、16年の6月の14日に似たようなことで通告質問させていただきました。職員の健康管理、研修について、16年から17年の2年間、職員の入院状況あるいは有休、病欠での療養の実態、またその病状、原因はどうか、市長にお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 さきのご質問にちょっと補足させていただきますが、国勢調査は住民登録とは直接関係ありません。ご質問のように地方交付税は基本的には国勢調査でまいります。国勢調査は、住民登録していてもしていなくても一定の要件を満たせば、それはすべてカウントすると。したがって、漏れの少ないような調査体制を組んで調査をしているところであります。一部地方交付税の中に、記憶によれば例えばごみ処理あるいはし尿処理とか、ほんの一部だけ住民基本台帳人口が基本になっているものがあります。これは、やはり少なければ少ない、多ければ多いという話でありますから、そういうことも含めて、そしてまた生活の本拠地をここに置いていただくわけでありますから、市

民となつていただくという認識も同時に持つていただくために、先ほどお話がありました田中議員のご協力をいただきながら進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

職員の健康管理についてのご質問でございますが、職員が疾病、負傷、そういうことで療養をする場合には病気休暇によりまして治療に専念してもらうということにしております。療養の状況につきましては、内科系、外科系さまざまでありますけれども、平成16年は35件、1人平均31.6日の病気休暇であります。それから、平成17年は24件、1人平均にしますと25.0日、病気休暇の大半は入院加療という状況でございます。

2点目ご質問あったでしょうか、これからですか。

(「これから」と言う声あり)

○市長 以上で答弁を終わります。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 再質問させていただきますが、私も44年4カ月お世話になったわけですが、その44年の中で職員がどんどん、どんどんふえてきて500、600、その中で特に心の病が多いと聞いております。そういう中で職員がどんどん退職されて、それは厳しくてなのか、あるいは市長が厳しくて体調を崩すのかわかりませんが、病を持っている職員が非常に多くなっている原因です。私は15年までおりましたから、昔は人間関係、部長、課長、課長補佐、そして係長、係と、こういう縦、そして横の連携、こういう小さかった時代でありますから、そういう意味では人間関係が非常にスムーズにいったと。大きくマンモスになればなるほど人間関係の部分として、若い人も時代に沿った人であればいいのですが、なかなか職場に溶け込めないと。しかし、市役所に入つて市民のために一生懸命仕事をしようということで奉職したわけですから、当然それなりに頑張っているのですが、ある程度の時期になると、あるいは若い20代とか、ちょっとおかしくなっているという部分もあるのではないかと、こう思うわけですが、その辺市長として病気になる原因、仕事が厳しい云々は当然抜いて、なぜ精神的なものの職員が多くなっているのかなと。それらを含めて総務課で再構築をしているのですが、そういうものに1回かかると、ある期間は薬でとめても復帰してもまた同じような繰り返しをしているということだと思ふのです。私は退職促進を1年前から主張しているわけでありまして、こういう人から見ますと、その人方は当然家族も持っていますし、家のローン、そういうものもあるでしょうけれども、それを何遍も繰り返して、例えば90日入院して、復帰して出てくればまた給料もらえるわけですから、その辺の繰り返しですとこのままでいいのかどうか。退職した人から見ても、あるいは市民から見てもやっぱり不自然でないかと、このように考えるわけです。この辺市長として今後の対策としてお考えありましたらお聞かせいただきたいと思ふます。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどご答弁を申し上げた件数のうち、心の病ということで病気休暇をとつて治療に専念していただくという方は、16年では6件、17年度では今のところ5件であります。私もこういう件数が滝川は特に多いのかどうかということは、やっぱり心配です。それで、担当職員の情報交換の中で全道的な職員の状況も聞きましたけれども、やっぱりふえているのです、ほかの自治

体も。滝川市役所と同様な傾向であります。特に滝川市役所の仕事が厳しくてという特異性は認められません。どこもふえている。時代の変化が非常に速い、あるいは価値観が変化する非常に難しい時代背景もある。そういうことからさまざまなストレスが職員にあるというふうに思います。治療に専念していただいておりますけれども、心の病が理由で退職した職員は今のところおりません。ただ、ご質問のありましたように一定期間治療に専念していただく、しかし1日とか1週間出てきて、また休むと、そうしたらリセットされて、またゼロから始まる。こういうやり方はやっておりません。お医者さんと本人及び家族の皆さん含めて人事担当者がしっかりと面接をして、そして職場復帰が可能であるのかどうかというチェックをし、可能である場合に復帰をするということになる、軽業勤務を含めてなるわけであります。そのときに同じ状況で直ちに再発をしていくと、それによって今度リセットするということであれば、これはまた問題であります。したがって、同じ状況で再発が繰り返されるという場合については、それは継続をするという仕組みにしておりますので、出てきたらリセットされるということではありません。

当然のごとくなかなか治癒しづらい病気であるという状況もありますので、発生した場合には病気休暇をとる、あるいは休職をしていただくと、そういうことで治療に専念していただく。あるいは、上司を初めとして職場内での支援、産業医への相談、場合によっては他の職場への人事異動を行う。そういうことによって適切な対応に努めているところであります。しかし、何よりも発生を予防することが大切でありますから、職場や家庭でのストレスの軽減あるいは発散が重要、さらに早期発見も大切だというふうに思っております。ことし3月に職員メンタルヘルスケアシステムの冊子をつくりました。そして、職員全員には配布をいたしましたし、あるいは産業医、市立病院の精神科医師、臨床心理士などのご協力をいただきまして、管理監督者を対象にして管理監督のあり方に関するメンタルヘルス研修も実施をしているところであります。なかなか変化の激しい世の中であるだけに、こういうメンタルヘルスだけでなく新しい仕事に対応できると、そういう職種に応じた能力開発、こういうものも従来の研修制度、単にそれを延長していくという発想でなくて、新しい仕事に対応できる新たな能力開発研修、そういう面でも力を一層入れていきたいというふうに思っております。

○議長 田中議員。

○田中議員 健康管理については、今市長申し上げていただきましたけれども、仕事のマイナスにならないように全体でサポートしながら健康管理等をなお一層強化していただきたいと思います。

◎3、公共施設等の管理

1、公共施設のアスベスト対策について

次に、公共施設等の管理であります。公共施設のアスベストの対策についてでございますが、このアスベストについては5月ごろからテレビ、新聞、今も大きく報道されているところであります。7月の23日の北海道新聞社の道内の調査の中で17市町村が未調査であるということが報道された。これは、滝川は載っていない、なくて載っていないのかなということではちょっと安心はしたのですが、8月の26日に初めて私ども議員に経過報告等が書面で説明がありました。実態調査を

含めて敏速対応とは言えず、庁内の連絡会議も7月の末ぐらいにされたということを聞いておりますが、特に健康被害、問題意識、アスベストについては国の問題でありましたけれども、ここに出てきた以上は早速調査をして、報告があったわけですが、また教育委員会も同様、おくれてその後出てきたと。こういうことで対応がちょっと遅いのではないかということを感じたのです。そして、アスベストについて学校関係のかまだとか、あるいは施設についても即対応された分はスピーディーにやっていただいたのですが、発生した時点から調査までがちょっと長いのではないかなと、そんなことが私は気になったものですから今回申し上げたのですが、こういうことが今後なきにしもあらず、ほかの問題もそうですが、できる限りスピーディーに私たちにも報告してほしいし、また市民にもそういうものを速やかに報告をして、安心していただきたいと、こう思うのですが、この辺市長の見解をお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 誤解のないようにお願いを申し上げたいというふうに思いますが、アスベスト問題は5月ころから健康被害という面から報道がなされました。ご質問のありました7月の23日に17市町村が未調査であるという一部報道機関の報道、これはどういう中身かといいますと、昭和62年度にアスベストに関する施設調査が行われているのです。この62年の施設調査の結果によってアスベストの使用が判明した施設であるけれども、まだそのまま放置しているという、改善措置がなされていないと、そういう市町村が17あるという報道だというふうに認識をしております。滝川市はしっかりと改善措置しておりますから、この17市町村の中には当然入っていないと。健康被害からスタートしまして、こういうふうに62年の調査の結果未処置であるというところの問題であったり、あるいはその後岩綿であっても一部アスベスト等の混入をされているということが判明して来たり、そういうところにさまざま影響が出てまいりました。したがって、滝川市は7月の29日にアスベスト対策連絡会議を立ち上げて、全所属に周知をして、公共施設だけではなくて第3セクター及び市が深い関連を持つ社会福祉法人等も含めて全施設対象に調査をやったということであります。すべての施設を調査し、吹きつけ石綿、岩綿、要するに吹きつけをしているという施設について実際に検査に出しました。この検査に出した段階では、市民利用施設の中で飛散をする状況にはないという判断の中で分析に3週間を要するというのもございましたので、したがっていたずらに市民に対して不安を抱かせるというような状況で公表するのはいかななものかと、少なくとも飛散をする状況にあればそんなことではないわけでありすけれども、そういうことから分析の結果含めて、その対応策、対応策も考えないでいたずらに危険性があるという公表をするのはいなかという判断から調査をした結果、問題のある部分の基本の対応策含めて報告をさせていただいたということであります。ぐずぐずしているぞというご指摘でございますが、現段階でも国とか北海道は実態調査という段階のところが多いわけです。市町村もそうです。私は、こういうものはやっぱり早ければ早い方がいいというふうに思いますが、滝川市はかなり早い段階で検査も調査も、その対応策も実行した方だというふうに思っておりますので、そこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 工事の残っているところもあるのでしょうかけれども、早期に進めていただいているようでありますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

◎4、教育行政

- 1、中学校で学んでいる、歴史編、公民編教科書及び選定の結果について
- 2、児童館・児童センターの見直し（廃止）について
- 3、スクールバスの民間委託について

次に、教育行政に入らせていただきます。中学で学んでいる歴史編、公民編の教科書及び選定の結果についてお尋ねいたします。中学校歴史編、公民編の教科書は、18年からの新改訂が8社から発行されましたが、空知管内及び同教育委員会としては最終的に納得のできる教科書を選考、検討された、その経過を含めて、あるいは検討委員さん、学識経験者の皆さんだと思うのですが、何人程度で選考されたのかお尋ねをしたいと思います。特に夕張と岩見沢は、前に教育長さんから聞いたとおり独自でやっていると。この間夕張の選考にちょっと問題があるということで大きく新聞に取り上げられておりましたけれども、それらも含めて、滝川市としてどのような選考をしたかお尋ねいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、田中議員から教科書関係についてのご質問でございますので、お答え申し上げます。主にその経過と見解等についてのご質問であろうと、そのように考えております。

経過でございますが、中学校の社会科の教科書でございますが、教科書採択のあらあらの仕組みについては第2回定例会でも申し上げました。確認しておきたいと思いますが、今言われましたように夕張、岩見沢を除きまして、私どもは25市町村の教育長で構成されております採択地区協議会、これを持ちまして、5月19日と7月22日、採択協議会を開催して詳しく検討し、採択したと、こういうことでございます。まず、経過について若干ご説明申し上げますが、教育長が採択するための資料を作成する選定委員でございますが、これは25市町村の各教育委員会から推薦されました教職員等の中から45名を選出いたしました。その構成は、校長、教頭及び教諭、あるいは市町村教育委員会の指導主事、その他学校教育に専門的な知識を有する職員、あるいは学識経験者、児童生徒の保護者などによってこの選定委員会は構成されております。この選定委員会は、6月の14日と7月26日、7月27日に開催され、研究を行いました。あるいは、その成果をまとめました。教育長で構成されます採択地区協議会の委員につきましては、5月19日の協議会の開催から教科書について幅広い調査研究を行うために、まず教科ごとに2名ないし3名の小部会を教育長で構成し、約2カ月にわたり、子供にとって何が望ましいのかと、そういう調査研究を継続してまいりました。一方教職員で構成されます選定委員につきましては、第1回目の選定委員会の開催から約1カ月半に及ぶ期間、教科ごとに小委員会を構成いたしまして、学習指導要領の目標、内容あるいは地域の実態、あるいは文部科学省から教科書編集趣意書、これが出ておりますし、あるいは北海道教育委員会からは採択参考資料、こういったものも出ておりますので、こういったものを十分分析、研究、調査を進めさせていただきました。また、各市町村教育委員会で開催されて

おります教科書展示会、滝川市においては教育センターを中心としてやっておりますけれども、ここでのいろんなご意見がございますので、そのご意見も付して、そして採択協議会に報告されたと、そういうことでございます。このような調査研究を続け、7月27日に開催された採択地区協議会におきましては教職員の選定委員会でかなり綿密に詳しく調査研究を行っておりますから、それを受けまして、各教科小部会で教科書の特質あるいは違いなどについていろいろ研究、討議をいたしました。あるいは、先ほど言いましたように各市町村からいろんな意見出ていますから、センター等で見て、こういった意見も十分吟味いたしまして、1種類の教科書に絞り上げた、ということでございます。

ご質問の社会科歴史分野、公民的分野の教科書についてでございますが、見本は6社から送られてきておりました。それで、この6社について慎重に審議をいたしました。その結果、歴史的分野では教育出版の中学社会歴史「未来をみつめて」、さらに公民的分野では同じく教育出版の中学社会公民「ともに生きる」、これが採択地区内で使用する教科書として適当であると委員全員の一致により決定したところでございます。

以上申し上げました。

○議長 長 田中議員。

○田中議員 理解をいたしました。

次、2番目、地域の児童館、児童センターの長い歴史の中で、その施設の機能、役割について、児童センター、児童館が運営されていることは当然教育長さんも認識されていると存じます。タッグ計画の関係もつながってきますから、児童館については二つ流れていきますが、児童館の歴史というのは昭和37年に今の平和公園、保健センターのあたりに旧の中央児童センターがあつて、消防の後に行つて、今の中央児童センターで継続していると、このスタートが滝川で第1館目の児童館であります。今は亡き吉岡前市長さんが就任後、公民館あるいはコミュニティ施設の地域の要望があつて、地域地域に一つずつ建てていった結果、今現実そういう形になって、厳しい折に各地域の町内会連合に委託をしたという経過があります。児童館で子供たちに健全な遊びを与えて健康増進をしていく、情操を豊かにしていく、これが児童館の目的であります。児童センターは、同じ目的でありますけれども、児童の体力増進に関する指導、育成機能をあわせて持つ児童館であるということでもあります。タッグ計画で17年の6月ですか、タイムスケジュール、きのうの総務文教でも報告がありましたけれども、この児童館の役割、機能というのは地域地域で特色を持って、そして子供たちがそこへ行つて、児童厚生員あるいは育成会あるいは母親クラブ、こういう組織の中で今日はぐくまれて、長い歴史があると。そして、その歴史の中で児童館は学校より、子供たちの情操教育含めて友達との出会い、行事を通しての思いやり、そういうものは学校教育の小学校の部と比較してみましても児童館というのは家族的に温かい、そういうものは私も担当したときに思っていますし、今日も思っています。児童館の今日の施設の機能、役割は、子供たちのために、あるいは地域の母親クラブ、育成者の連携の中のいろんな行事を通しての健全育成の子供の城であると、こう考えております。この中で財政を考えたとき、地方交付税の中に児童館の職員分、あるいは経費が織り込まれてきています、金額は言いませんけれども。ですから、10万以上を基礎にして地

方交付税が配分されているということでもありますから、財政にもお聞きしましたけれども、そういう部分で結構なお金も子供のために交付税の中に含んで交付されているということでもあります。ということで、次の段階で申し上げますけれども、今言ったようにそういう歴史の中にある、そしてまたそういう思いを亡き吉岡さんは子供たちに託したという経過がありますし、今申し上げました児童館の中に関連ありますので、申し上げますけれども、基礎は小学校校下1館という一つの基準が厚生労働省で定めてありますけれども、広いところ、狭いところ、子供がたくさんいるところ、地域性を考えて11館あって、過去は15館、私の時代に四つ整理をせざるを得なくて11館に、またなおかつ例えば校下に一つということになれば7館、そうしたら四つ落とせということになります。そうすると、今までの児童館の施設、あるいは公民館の中にも入っていますけれども、複合施設に入って、子供たちがそこへ行って、お父さん、お母さん働いている留守家庭でそこに対応してもらっている部分、そこへ行けば安心で、帰ってくるまで5時、6時までいるというようなことになりますから、そういうことがあるということを考えたときに、この機能を含めて児童館を統廃合するべきではないと、こう思っているのですが、教育長さんとしてその辺どうお考えなのかお聞かせいただきます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、児童館、児童センターについてのご質問でございます。今田中議員さんもおっしゃいましたように、昭和37年に第1館目ができまして、43年間を経過していると、ということで極めて大きな役割を担ってきたと、そういう認識は同じでございます。特に田中議員さんとはこれらの充実のために一緒に仕事をさせていただきましたので、この内容については同じ考え方だろうと、このように考えております。若干振り返ってみますと、滝川市では児童館、児童センター、これは小さいものを児童館、より大きいものを児童センター、広さによって区別ありますけれども、滝川では市長さんそれぞれの温かい思いの中で現在児童館は江部乙、東滝川、黄金町、扇町の4館、それから比較的大きい児童センターでございますけれども、中地区、大町地区、北地区、中央地区、花月地区、西地区、東地区の7館、合計11館で今やっていると、そういうことでございまして、先ほどご指摘のとおり子供の健全育成のために大きな役割を果たしていると、こういうことでございます。さらには、児童館においては、母親クラブとか、あるいは地区青少年育成会、こういった方々の大変なご支援をいただきながら、先ほどご指摘ありました居場所とか活動の場として大変有効に機能していると、あるいはもろもろの活動にも取り組んでいると、そういう状況でございます。

さて、次に児童館、児童センターの今後と、こういうことでございますけれども、先ほどの趣旨により平成5年には15館を開館しておりました。しかし、児童数の減少あるいはいろいろな改革、これに伴いまして、平成9年には2館を、北滝の川、緑地区でございますし、平成11年度には同じく2館、大町地区、泉地区、この統廃合を行いまして、平成12年度から11館体制で運営しております。子供の減少とか大きな社会の変化があったと、そういうことを踏まえながら、こういう方法で進めさせていただきました。先ほど申し上げましたように、情操あるいは体力、心のケア、心身の向上、異年齢との交流等々、児童館のねらいは大きくありまして、人間形成にも役立ってい

ると、そういう状況でございます。しかし、時代が大きく変わってまいりました。少子化という現実もございます。あるいは、いろんな財政状況、児童数の減少等々、社会が大きく変化した中で、滝川としては恵まれておりますけれども、身の丈に合った運営を今後していかなければいけないだろうと、そんなことも考えております。ただし、児童館の統廃合につきましては、児童館の地域での必要性や役割、あるいは統廃合の経過、配置状況、地域性や利用状況、こういったことをつぶさに分析、検討していくことが必要でないだろうかと、このように考えています。また、仕組みとか運営の仕方についても考えてみる必要があるだろうと、このように考えています。例えば7館の運営経費で7館以上の運営ができないかどうかなど、こういったことも今後検討してみる必要があると思いますし、今子供を中心とした活動が必要な時期になっています。そういったことも踏まえながら、計画的に多角的に検討していく必要があるだろうと、このように考えております。再生プランにつきましては、1校区に1館を基本として統廃合を検討し、平成19年度から実施する計画と、このようになっておりますけれども、今申し上げましたような観点、あるいは子供や母親あるいは地域のニーズ、これを十分検討する中で今年度中にまとめることを目指して今鋭意検討中でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(何事か言う声あり)

○教 育 長 失礼いたしました。先ほど11年度に2館という統廃合のところで大町と述べていましたが、本町地区、泉地区でございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 再質問させていただきますが、10年、11年はちょうど私が担当で、大変厳しい中に抵抗があったのですが、地域と話し合って、陳情もありました。身を切るような思いでこの4館を落としたという経過があります。また、9館から15館までの間も偶然に私が担当でしたから、大変喜ばしいことだったのですが、そういうことも踏まえて統廃合をしたという経過があります。ですが、今残っている11館の中に、落とした地域から、例えば泉町から扇町に持っていきました。あそこは留守家庭、片親が大変多いところでありまして、児童館が唯一の第二の家庭でありました。厚生員は第二のお母さんみたいなもので、そういう対応をしておりました。あそこをなくすときに大変な抵抗があったわけです。本町もそうです。それは、ちょっと遠くなるけれども、扇町に行っていきたいと、そういう経過があって、そういう地域との一つの約束があります。本町は大町に行っていただくということで、これも納得をしていただきました。北滝の川は、北地区の公民館にというようなことでありました。検討していただくということですから、いい意味で前向きに考えてほしいのですが、提言になりますけれども、今の地域性を考えたときに西町に、例えば西高の角の西地区の公民館、児童センターをあそこにすると、幸町あるいは泉町は西小の校下ですから、そこを二つ落とすと、あそこまで来るということは大変なことで、あそこは地域的に遠い距離でありますから、それは考えてほしいなと、私の提案です。

もう一つは、今三世代交流の児童館がありますけれども、あそこは中地区で利用していて、あそこへ出てから、あいているからまたあそこを使わせようということで吉岡さんが開設した経過があ

ります。ですから、あそこは中地区児童センターに、もとに戻すということでは地域の抵抗もなくスムーズにいくかと思います。この2館は私はある程度合意はできますけれども、少なくなったから、東滝の川、江部乙を落とすかと、そういうことにはなりませんよね。ことしのあれを見たら、10万6,000ぐらい17年度はあります。去年は10万ちょっと切れる全体の利用率があります。教育長さん知っているとおり、文部科学省の今の子供の居場所づくりというのは、これは大都会向きです。しかし、滝川はもう既に地域地域に児童館を配置して、居場所づくりは児童館なのです。そういう意味で、2館は私の青図ではそういうことになって過去やっていますから、参考にしながら、児童館を落とすのは最低限に、教育長さんの話では1校に1館と言っているけれども、幅広く言っていましたから、そういう部分も地域性を考え、過去の合体したときの経過も踏まえてぜひ再検討していただいて、前向きに考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。答弁はいいです。

最後になりますが、スクールバスの民間委託についてお尋ねします。市長も、タッグ計画でも市が外注できるものは第3セクター含めてできる限りしたいということは答弁に言っていますから、理解をしています。市のスクールバス全体で江部乙小中、明苑入れて4台あります。そういうことから考えますと、これは積極的に早い時期に経費節減を図るために民間委託を進めるべきだと、このように考えております。既存のバスは、平成元年のが2台あります。バスは15年、20年はもつとは言っていますが、距離数が違いますから、そういう意味では入れかえあるいは修繕、人件費、教育委員会の事務量を考えますと、やはり委託するべきだろうと考えております。それで全体の経費の節減が図られていくということであれば、これは早期に民間委託を実施すべきと考えますが、教育長さんの見解をお聞かせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは次に、スクールバスについてのご質問でございますので、お答え申し上げたいと思います。

まず、スクールバスの民間委託についてでございますけれども、委託する場合委託する経費の積算額が現行の維持経費と比較して経費節減が認められるか、こういったことが検討の一つになるだろうと。さらに、現状のバスの老朽化、民間委託の有効性はどのようなものがあるのかなどなど十分検討しながら、今後民間委託を含めてそういうことを検討する時期に来ているだろうと、このように考えております。さらに、現在スクールバスは単なる送迎だけではないのです。例えば幼稚園の課外保育活動あるいは小中学校の体験学習、プール学習あるいはスキー学習、こういったものに積極的に活用させていただいております。これらの活動は民間委託に転換した場合も継続して担保して確保していかなければいけない、こんなことも視野に入れながら民間委託も検討していきたいと、このように考えております。どういう結果になりますかは別にいたしまして、何が正しいのか、いいのか、そういったことを検討させていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 田中議員。

○田中議員 ぜひそういう方向で前向きに検討して、対比して多分大きく経費の節減になるだろう

と私は思うわけですが、素人ですから、早期に教育長さんも考えていきたいということです。次年に向けてぜひ検討をしていただきたい。再度お願いして、私の通告質問を終わらせていただきます。

○議長 長 以上をもって田中議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員の発言を許します。渡辺議員。

○渡辺議員 市民の声連合の渡辺精郎でございます。それでは、私は通告どおり市長の基本姿勢から滝川市の名誉にかかわる重大な質問をさせていただきます。

◎ 1、市長の基本姿勢

1、公共物建設に関わる「入札」の適正化と談合疑惑の防止策について

その問題は、公共物建設にかかわる入札の適正化と談合疑惑の防止策についてでございます。大きく分けまして、建築士の名義貸しと入札における談合等の防止策についてであります。まず、名義貸し借り、この問題であります。9月19日の朝日新聞、20日の北海道新聞に報道されましたように、建築設計事務所におきまして1級建築士の名義貸し借り問題が浮上しております。それでは、具体的に質問いたします。その問題の業者であります。指名入札業者の登録申請にしまして申請は2年ごとに更新しておりますが、建築設計事務所として何級で申請、登録しておりますか。

（「発言時間15分じゃないの」と言う声あり）

（「一般質問は30分」と言う声あり）

○議長 長 渡辺精郎議員、いいのですか。

○渡辺議員 はい、お願いします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 企業名のご質問がございませんので、どの企業かということを想定をしてご答弁を申し上げるわけですが、1級建築士事務所の資格を有しているというふうに認識しております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そうです。ところが、業者の社長は2級しか持っていないのであります。管理1級建築士を置かなければならないはずであります。管理1級建築士はどなたでございましょうか。

○議長 長 渡辺議員、それは固有名詞で答弁はできませんよ、どなたでありますかと。1級があるのか2級があるのか確認するのであればわかるけれども。渡辺議員。

○渡辺議員 お答えにならないわけですが、当然そうでよろしいのですが、それでは私の方から、法務局からいただいた証明書から発表させていただきます。その業者は、株式会社建築情報システム研究所で、社長は戸田八郎氏、2級建築士であります。そして、取締役、松原英雄氏、1級建築士、同じく取締役、荒島保氏、あとの二人は元市役所職員で、天下りではないかと言われているわけですが、松原氏につきましては空知支庁でも公表をしているわけですが、したがって、この名義貸し借りは、1級建築士の松原英雄氏ではないかと言われているわけであり

ますが、9月9日10時16分、空知支庁の建築指導係3名がこの事務所に立ち入りによる実態調査に踏み込んだそうであります。このことにつきまして市長はどれぐらいご認識されているか、それではお答えいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 報道によって確認をさせていただきました。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 それでは、続けます。9月12日午前中、戸田社長と松原氏が空知支庁に喚問されたそうでありますが、その折のことが新聞に掲載されましたように、無給で出勤簿なしであります、勤務しているというくだりであります。そこで、空知支庁は調査中でありますが、今後滝川市の責任も大いに生じてくるのではないのでしょうか。では、名義借りにつきまして建築士法の第24条と35条の5項につきましてどのように定められておりますか、調べられましたらお答えをいただきたいと思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 24条については、1級建築士事務所、2級建築士事務所または木造建築士事務所は、それぞれ専任の1級建築士、2級建築士または木造建築士が管理しなければならないと規定されております。それと、35条の……

（「5項」と言う声あり）

○総務部長 第24条第1項の規定に違反した建築士事務所の開設者と規定されております。

以上であります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 今回空知支庁が名義貸しあるいは借りと認定されましたとき、滝川市としては刑事告発と、こういうふうになるのではないかと予想されますが、ご見解を求めます。

○議長 長 市長。

○市長 この件に関して滝川市が刑事告発を受ける根拠は何か、私は不思議でなりません。そういうことになる根拠があれば、それはよく調べてみたいものだというふうに思います。

それから、ただいまの法律の条文の関係であります。これは、今条文にありましたように建築士事務所の登録につきましては法の規定によりまして1級、2級または木造の区分がそれぞれあります。その要件の一つとして、それぞれ専任の各級の建築士がその建築士事務所を管理しなくてはならぬというふうになっているわけであります。この要件を欠くに至ったときは、これは北海道の許認可権限でありまして、都道府県知事により監督処分として建築士事務所としての登録が取り消されるということになります。それと、もう一つ、滝川市に対する17年、18年の指名登録、この要件を欠くということに至ったときは、それは自主的に申し出させていただいて、参加資格は消滅するということになります。しかし、自主的に、あるいは判断の違い等によって極めて大きな問題が生じるというふうに行行政が判断をした場合には、それは滝川市として調査の上自主的に消滅させることもあり得るというふうに思いますけれども、現在は北海道において許認可権限を持ち、その許認可権限のゆえをもって調査中でありますから、私はその結果を待ちたいというふうに思っており

ます。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 市長の言うとおりでと思います。許認可で取り消しが行われればそれでいいというのではなくて、既に一種の犯罪行為が行われたと、35条の5項というのは刑罰について書いているわけですから、そこについてよく検討されるようにお願いをしたいと思います。

それでは、2番目の競争入札の手順と実態についてであります。今回問題になっております消防の統合の新庁舎の設計委託業務にかかわる入札についての談合疑惑については、消防の一部事務組合議会で解明していただきます。しかし、これに関連するような一般的な問題で質問したいと思うのですが、この業者が落札するに当たりまして不正な競争入札をして落札したという、いわゆる談合に関する話をしておりますので、そんな手順でよいのか、実態を紹介いたしますから、見解を求めるものでございます。具体的に申し上げます。7月27日の午後4時35分ごろ、場所は名義借りの業者の先ほどの情報システム会社の自宅兼会社の部屋で、情報提供者のA氏が訪問した折に、社長はジャージ、トレーナー姿で犬の散歩に出かける前だったそうでございます。自宅前のオフィスで缶ビールとピーナッツと柿の種と称する菓子が出たそうであります。何と話の内容は、建築設計協会内部で談合入札の件で協議したが、異論はあったものの落札の業者はこの物件を落札するに当たってはおれもいろいろと関係者に根回ししてきた苦労もわかってほしいとか、うちが落札すると協会に入っている3社に仕事が転がってくるとか、S事務所を入ると破格な金額が出るので、困る、除外してもらったというようなことで、それでうちが落札することになったのだ。2カ月ぐらい全く仕事がなかったから、これでおれもやっと息がつけるわと喜んで話したそうであります。これは消防に限らず、このような入札の実態もあるということです。したがって、市長にお伺いします。大切なことをお尋ねいたします。総務課の入札に係る係は、2年ごとの入札指名申請書を提出して、市が受理すれば2年間指名業者から外されることはないと言っているのですが、この話ではS事務所を外すということで落札の折の状況が一致しているわけであります。お伺いします。2年間有効のはずのS事務所が入札から外されたという実態をどう説明されますか。これは、滝川市の責任だと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長 長 渡辺議員、Sとか何とかというのは、これは消防の入札の関係ですか。市内の一般競争入札の関係ですか。

○渡辺議員 これは、消防の入札の関係でありますけれども、これを例にして、一般的にこういうようなことがあっては困るから、そういう実態でありますから、それについての見解を求めると、こういうことでございます。よろしく申し上げます。

○議長 長 答弁のできる範囲で。市長。

○市長 ご質問にもございましたように、広域消防事務組合は滝川市としては全く別の地方自治体であります。したがって、今回のご質問の関係につきましては、これは消防事務組合において議論されるべき内容だというふうに思います。

それから、滝川市においてかかる疑惑は、これまでもなかったし、これからもそういうことがあってはいけないことありますから、それは万全を期したい、そのための具体的な手続も明確に

なっております。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 時間の関係もありますので、それでは3番、4番を一括質問させていただきたいと思っております。入札に関係した職員のモラル遵守が乱れているのではないかと考えますが、モラルの徹底策と4番の民官の談合が発覚したとき、市としての措置についてでございます。今回談合情報と結果が余りにも同じであります。指名選考過程で業者と指名選考委員会が癒着してS社を除外したということが考えられるわけであります。消防一部事務組合を隠れみのにして3番、4番の問題をうやむやにすることなく、市長の基本姿勢をしっかりといただきたいと思いますので、最後に答弁を求めたいと思います。

○議長 市長。

○市長 議会における質問も答弁も極めて重たいものだというふうに思います。したがって、かなり具体的な状況の報告を前提にしての質問がありましたけれども、それについては私は一切お答えすることはできません。事実であったかどうかも含めて、一切お答えすることはできません。そういう事実が、消防事務組合は別の自治体でありますから、滝川市の行政においては一切ないということを確認し、そういう信念を持ってご答弁をさせていただきたいというふうに思います。

それから、指名登録というのは、2年間有効であります。これは、私はもうおりますとか、あるいは欠格事由が生じるとか、そういうことがない限り2年間有効です。だから、だれかが落とすという話にはなりません。それと、滝川の場合は基本的には指名登録をした企業の中からそれぞれの工事において指名をして入札を行うという方法をとっております。それは、さまざま条件を整えて、委員会を開いて、その工種における指名をしていくということでありますから、どこかが落としたりとか、どういう意味かよくわかりませんが、指名登録の場合に落としたり、そんなことは全く考えられないことでもあります。それから、工事の指名業者を指名していく場合、それで指名競争入札をやるわけでありますが、それは委員会がしっかりと、直接工事セクションでない総務課が今やっておりますけれども、そこにおいて委員会を開いて、どの業者を指名することが適切であるかという公平な審査を行って、それで指名競争入札に付すという基本であります。これも公明正大にやっております、ルールにのっとってしっかりやっている、そういうご認識をいただきたいと思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりであります。議会における答弁あるいは質問は、厳正なものでなければいけません。つまり責任を持っております。したがって、私のこの発表につきまして、実名発表が不当であれば名誉毀損で私を訴えればいわけでありますから、世の中は。そういう自信を持ってちゃんとやっておりますから、市長の答弁は答弁でちゃんと録音されておるわけであります。しかし、状況は深刻であります。名義借りの業者が落札したのではないかと、この情報は既にマスコミあるいは道警の本部やら公取に、あるいは国会議員の調査などに届いていると聞きますので、今後市の方も厳正に対応していただきたいと思います。時間の関係で、この問題は終わりたいと思いま

す。

◎ 2、土木行政

1、迎える冬の除雪・排雪の計画について

次は、土木行政、恒例の除排雪の問題であります。迎える冬は、もうすぐでございます。除排雪計画について質問いたします。業者の完全委託は2年目であります。昨年の冬の経験と予算総額は、業者も知っているわけであります。普通の降雪なら家の前にどっさり置いていく雪の始末を業者に責任を持たせる指導、そういうものを2年目に行うということで努力していただきたいと思いますが、市長の見解を求めます。

○議長 市長。

○市長 市の全体予算は、右肩下がりであります。そして、除排雪予算は、右肩上がりであります。そういう中で予算の効率的な利用ということに最善を尽くす努力を引き続きやっております。しかし、市民の皆さん方の要望というのもまた右肩上がりであります。道路をあける、その雪が門口に堆積される、これは基本的にご自分の家庭の中で処理をしていただかなくてはならない。そうでないときに、市道につきましては市が80パーセント排雪予算を持った補助制度があるわけありますから、ぜひともそういう制度にのって、堆積していく雪の処理、地元の皆さん方は20パーセント負担していただければいいわけありますから、そういうこともまたお取り組みを願いたいというふうに思っております。それと同時に、例えば新雪を除雪していくときには余り大きな問題が生じないわけあります。雪の降った後急いで7時半ころまでに道路をすべて四百数十キロあけなかったらなりませんから、これは急いであけなくてはいけない。しかし、急いであけることによって道幅が確保できない、それから路面の整正もあわせてできない。そういうのは、後日やらなかったらならぬわけです。そういうときに大きな雪をごろんごろんと門口に残していくと、そういうことに関する批判も随分いただきました。したがって、そういうことについては人力で処理できないような大きな雪の塊を門口に置いていくことのないように最善の注意を、受託している組合に対して十分注意をしているところでありますが、もし行き届かない点がありましたらそれぞれご連絡をくださいということにして、直ちに現地を調査して対応するようにしているところであります。今後ともそういう基本的な考え方でしっかりやっていきたいというふうに思っております。

先ほどの質問の中で入札契約の事務は総務課というふうにご答弁申し上げましたが、総務部でございますので、訂正をさせていただきたいというふうに思います。

○議長 長 答弁が終わりました。渡辺議員。

○渡辺議員 市長の言うことはわかるのですが、2割、8割で町内会で2割負担、これで幻想を抱いてはいけません。たった1回だよと言われるわけあります。その後すぐに大吹雪が来た、すぐ積もったと。次々と2割、2割はできないと、こういうわけありますので、その辺も研究してください。

2番目いきます。昨年の冬、業者完全委託、これは大変不評だったのです。私のところにもじゃんじんと電話がかかって、渡辺さん、何とかしてくれと、こういうことなのです。豪雪を理由に

しないで、根本的な問題の解決、これをしなければいけないと思うわけであります。完全委託で業者によっては市民の立場を忘れたような、そういう除排雪の態度が地域懇談会であのとおり出たわけであります。このあたりの見解をもう一度お願いします。

○議長 市長。

○市長 市民の皆さん方の強い願い、それは痛いほどよくわかっております。しかし、除排雪予算の財源は何かといえば、いろんなお金で出ているわけでありますけれども、仮に単純に市税と除排雪の予算を比較してみると、市税は42億、除排雪予算は16年度の決算は4億9,000万であります。何分の1という比較は一概に言えませんが、それだけの事業費を使って、それでいかに効率的に市民の皆さん方の苦情が少ないように対応できるのかと、これは最善の努力を払っているわけであります。先ほども申し上げましたけれども、市の予算は右肩下がり、市の除排雪予算は右肩上がりであります。そういう中で最善の努力はさせていただいているということはご理解いただきたいというふうに思います。

それと、20パーセントの負担、しかも一定のエリアでまともならなかったらなりませんから、二、三軒そろって、それでは排雪といったら、これは非効率で税金の使い方としては適切ではありませんから、1回でもやっていただくと違いますから、ぜひともこれはお取り組みをいただきたいというふうに思っているところであります。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そのとおりだと思うのですが、最後3番にいきます。続きでございしますが、完全委託が市民メリットとはだれも感じていないわけなのです。しかし、やっぱり人間ですから、あるいは役所の機構の中で市民メリットと業者の完全委託、これを何とか結びつけていただきたいと思いますので、ことしももう9月末ですから、そういう目標ぐらいはあるのではないかと、こういうふうに思いますので、最後にそれをお答えいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 完全委託が除雪の仕方のさまざまな問題を惹起している元凶のようなご質問で受け取らせていただきましたけれども、そういうことでは全くありません。10年前、平成7年度、委託率47.5パーセントでありました。反面、直営でやって直営職員12名いたのです。これを直営ではなくて委託をしてやろうではないかと、それによってコストを削減して市民の皆さん方の要望にこたえられるようにしようという対策をとってまいりました。したがって、直営による職員の数をどんどん減らして、そして委託の割合を高めて、それも年次的に高めてきたわけです。15年度91.4パーセントでありました。それで、16年100パーセントということにしたわけであります。計画的に高めてきた。一気にやったわけでも何でもありません。それから、除雪車の数も平成7年に57台だったのが今85台になっています。除雪車の数もどんどんふやして、住民の皆さん方の要望にこたえてきている。私は、コストはできるだけ下げて、予算も基本的にはずっと右肩上がりでありますから、そして直営の職員は減らして、それで市民の皆さん方の要望にこたえられる最善の努力をしてきたつもりであります。その努力は、今後とも引き続き進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 毎回質問させていただいておりますので、次は12月、今度は雪がどさっと降っているかもしれませんので、とにかく家の前にどさっと置いていくのが解消されるまで私はこの問題に執着していきたいと思うわけであります。

◎3、福祉行政

1、敬老会を再開しては

次は、福祉行政。敬老会の再開の問題であります。本日も後ろの方にたくさんの老人の方々が傍聴に来られておりますが、皆さん怒っております。数年前まで950万円程度の予算で開催してきたわけですが、15年度から250万程度に減らしまして、75歳の人だけ一生に一回だけ敬老会開きますと、こう言ったわけですが、今年度も期待しておりましたら、人数がふえたので、中止した。2合瓶のお酒を送ってきたそうです。その75歳の方は、本当にがっかりして私に訴えておりました。ことしの3月の予算委員会でも敬老会は開催しないとまでは言っていなかったはずなのですが、多い老人の人口なので、とても無理だと、こういうことなのだそうです。半額の負担でも実施すべきではないかと思うのです。町内会でもよろしいですから、しっかりと開催をしてもらいたいものだ。と。予算、予算と言わないで、老人を大切にする滝川市、これを強調していただきたいと思うのですが、見解を求めます。

○議長 長 市長。

○市長 敬老の精神を市民みんなが持つと、そういうことは極めて大切なことだというふうに思いますし、これまでよりも一層敬老の心を市民全員が持つていくということに努力はしなくてはいけないというふうに思っております。しかし、その形をどうするのかと、敬老の精神を持つというのは敬老会ばかりではないというふうに思いますが、その形はどうするのかということになりますと時代に合わせたものにしていかなくてはならないというふうに考えております。敬老会については、本当に残念で申しわけないことだというふうに思っておりますけれども、15年度から先ほどこ質問のありましたような形で実行委員会を組織していただきまして、それで75歳の方のみを対象とした敬老会の実施、それから欠席された方にも出席者と同等の金額の記念品をお贈りをする、あわせて米寿の方についても集まっていただくということではなくて記念品を贈らせていただくというやり方をやってみりました。その根拠になっているのは、出席率が年々減少してきているということと、その地域によっては、市から財源として実行委員会に出ていく、そのお金にプラスアルファして、地区ごとにやり方が変わると、その不公平感というか、ある町内は記念品のみ配布いたしました、ある町内は75歳以上全員集まっていまして、そして敬老会をするというやり方を実施いたしました、それはやっぱり不公平ではないのかということがあったりいたしまして、平成14年度にいろいろ関係の皆さんに集まっていまして、そしてこういう形がいいということで15年度させていただいたのが先ほどの形であります。

これはまことに申しわけないことでありますが、いろんな団体に対する補助金を2分の1にさせてくださいということで協議をしてみました。いろいろご協力をしていただいたことに厚くお

礼申し上げるわけでありましたが、敬老会の実行委員会に対する補助金も約50パーセントということで減額をさせていただいたわけでありましたが、そういう条件の中で実行委員会という形がいいのかということを経験していただきました。その結果、出席者が半数を切って、だんだん出席率は少なくなっていく、あるいは対象の方はどんどんふえていく。そういう中で敬老会という形のものをやるとすると飲食費の負担をしていただいたり会費を徴収してやらなくてはならないことになるのだけれども、それはやっぱり問題があるのではないかと、さまざま意見がありまして、記念品をお贈りをさせていただくという形になったわけでありまして。これはまことに申しわけないことではあります。形そのものは、精神は一層高揚させる必要があると、そのためのPR対策というのはしっかりやらなくてはならないというふうに思いますし、一方人生経験豊かな皆さん方ばかりでありますから、社会参加の機会、一生懸命やっていたいという皆さん方も多いわけでありまして。社会参加をして地域貢献をしていただく、そういうことについては一層我々もPRをし、子供たちにも頑張ってくださいという認識を持っていただくという努力も必要であります。敬老の精神の高揚というのはさらに一生懸命やりたいというふうに思いますが、それを敬老会という形だけでご評価をされないで、時代に合った形というものが要するのだと、それは議論の中からさせていただいたことをご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 渡辺議員。

○渡辺議員 わかりましたが、大変言いにくいことではあります。次の市長がしっかり敬老会を実施することになったならば、その間に祝ってもらえなかった老人の気持ちをしっかりと考えてください。一部会費制でも続けることはしっかりと続ける。次年度予算の作成、だんだん時期も近づいていますから、老人を大切にする田村市政、これを期待して、この質問の方を終わりたいと思います。

◎4、教育行政

- 1、君が代斉唱時の「不起立者」に対する「面接」の企図について
- 2、中学校のパソコンの「リース期限」について
- 3、市広報7月号表紙の「戦車と子ども」の写真について

次、教育行政についてご質問いたしたいと思います。君が代斉唱時の不起立者の問題につきましては6月議会でもお尋ねいたしました。その後その方々に面接を企図したということで聞いているわけでありまして。そこで、1番のところなのですが、面接は中止されたと聞きますが、何のために面接を実施しようとしたのでしょうか。中止されたので教育長の責任は問いませんけれども、教育公務員にも国旗、国歌への忠誠心を拒否することができる憲法19条の思想及び良心の自由を侵すことはできないと思うわけではあります。ご見解を求めたいと思います。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、渡辺議員の国旗、国歌に関するご質問でございます。この国旗、国歌につきましては、これまでも何度も繰り返してご説明してまいりました。学校教育における国旗、国歌に関する指導は、これは諸外国の国旗、国歌も含めて、これを尊重する態度を身につけること、こ

れが何よりも大切であると。これは、学習指導要領に基づいて、社会科や音楽、あるいは道徳や特別活動などで適切に進められるようになっておりますし、進めております。あるいは、世の中としても、国際的にも国旗、国歌の尊重については大きな流れであると、このように考えております。特にこれまでも何度も強調してまいりましたが、学習指導要領におきましては入学式や卒業式などにおいてはその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする示されております。滝川市教育委員会といたしましては、その趣旨を再徹底するねらいから、本年の4月1日に平成17年度入学式における国旗及び国歌の適切な実施について、これを通知という形で出ささせていただきました。この内容につきましては、児童生徒に対し国旗、国歌の適切な指導を行うこと、二つ目に教職員にあっては儀式の主催者の一人として起立して臨むこと、三つ目として不起立者については報告を求めること、こういうことを教育委員会の考え方としてお示したところでございます。ご質問の不起立の報告でございますけれども、この確認については現状を把握するということで行いました。該当する教職員に対して個別の面談をするということで実施したものでございます。なお、確認調査につきましては、教育活動への影響の少ない夏季休業中に実施する予定で進めてまいりました。ただし、日程を調整いたしましたところ、部活動その他で盛んに出ておられる教職員でございますので、なかなか日程調整が難しいということから、個別の面談を校長からお聞きしたと、そういうことでございます。なお、実態として申し上げますけれども、校長、教頭を除く市内教職員214名中、不起立者は35名と約16パーセントでございます。なお、市内11校ありますけれども、小中学校8校は極めて整然と望ましい形で行われております。3校については、教職員一部不起立と、こういったことがありましたので、教育委員会といたしましてはこの実態を重く受けとめ、不起立者の報告のあった教職員に対して個別に確認したいと、そういうことで判断したものでございます。最終的に校長、教頭からお聞きいたしました。

なお、渡辺議員ご指摘の思想、信条の自由、こういうご指摘でございますけれども、内心にある場合はどのような考えを持って結構でございますけれども、行動として起こす場合については、いろんな法律がありますので、公務員として一定の制限を受けるのは当然のことです。この内容については、良心、思想、信条の自由ということではなくて職務上の問題、このように考えて実施させていただいておりますことを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 長 お諮りいたします。

このまま継続いたしますと昼食休憩がなりませんので、ここで昼食休憩に入りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 では、午後の再開は1時といたします。昼食休憩といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

渡辺議員。

○渡辺議員 午前中の教育長のご答弁の中で被疑者という表現があったわけですが、これは思想、信条から照らして、立ったか座ったかでもって座ったままで、それを被疑者というのはこれは不適切でないかと思って、これは撤回をしていただいた方がいいのではないかと思いますので、ご見解を求めます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 ただいまのような文言は一度も使ったことございませんので、申し上げます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そうでしたか、聞き違いだと思いますので、それであればよろしいです。

次、2番の方にまいりたいと思うのですが、不起立者はどの学校ではどの先生が該当されるかというようなことで、卒業式、入学式に教育委員会の職員をそれぞれ派遣したとされるわけですが、先ほどの憲法19条、これに違反するかのような不適切な業務をさせているというようなことでは問題ではないかと思うわけがあります。市民や学校の先生方に、これは教育委員会の職員を派遣して、立ったか座ったかという、こんな調査をさせるのはやっぱまずいのではないかと、こういう見解でございますが、これは教育長の方のご見解をお願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 冒頭申し上げますけれども、教育委員会職員が一々確認したということではございません。報告は、校長を通じてきちっと提出させていただいております。そこで、教育委員会の職務について申し上げますけれども、教育委員会の職務は物的管理や人的管理を初め、教育課程、学習指導など内容管理も含まれております。このことから、必要に応じて指導、監督もするのが教育委員会の役割であります。このことから、教育委員会といたしましては、教育活動の実態把握のために職員が学校を訪問することは教育委員会の責任の範疇であり、不適切であるとは考えておりません。これまで教職員に対し繰り返し指導を行ってまいりました国旗、国歌の実施にかかわることであり、適切になされているか否かは教育委員会の指導に対する結果を確認するものであります。今後とも必要な指導と実態把握を行う考え方は変わりありません。入学式に教育委員会事務局の教育部長、指導室長及び事務局職員が参加することは、義務教育活動の実施、運営について指導する、あるいは指導管理する教育委員会の立場としては必要な業務と考えております。教育委員会では、教育長、教育委員、そして事務局職員が入学式を初め授業参観、公開研究会、運動会、学芸会など各学校が実施している教育活動には積極的に出席をしております。このようなことから、今後とも積極的に教育委員会の職務を果たしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の教育委員会の職員を派遣させる、その業務の中身の具体的なことをおっしゃっていましたが、しかし一般的に教育を援助するとか予算とか施設とか、そういうことでは教育委員会の職員にその業務をさせる、これは当然のことでありましようが、それは教育の内容にかか

わることであります。日の丸、君が代、これを実施するかしないかという、そういうような教育の内容にかかわるようなことを教育委員会の職員を派遣させて、そこで指導なんていうようなことになると、これは昔の指導主事以前の戦前の視学のような、こういう感覚になるのではないかと、私はそう思うので、教育委員会の職員、教育長が直接出向くということについては、それは当然かもしれませんが、あるいは指導室長なり、それは当然かもしれませんが、教育委員会の職員をもって学校の行事あるいは教育の内容にかかわるようなことで、関連あるようなことで、特に監視のようなことで派遣をさせたと、このことについてはしっかりともう一度見解を述べていただきたいと思います。教育長なり指導室長とか、そういう方々が指導に行くのとは違うのです。教育委員会の職員ですから、一般職員の方、これについて見解を求めます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 一般的に申し上げますと、教育内容そのものについても教育委員会では、確認とか指導とか援助とか激励とかそういったことについては教育委員会の専らの業務の一つであると、このように考えております。ただし、指導内容について、教科の専門性あるいは児童生徒の心理的な状況あるいは学習指導要領等々についての内容の専門的な業務については、もちろん指導室長等々免許を持った人間が対応しておりますし、あるいは一般的に管理運営の施設管理、あるいは状況の確認、把握も一般的に事務局職員もやっておりますので、もちろん専門分野であるかないかを十分検討しながらやっております。あるいは、雪の場合、先般もそうでございますけれども、学校の援助として環境整備にも積極的に出しておりますから、そういった意味で、もちろん分野分野の範疇を確認しながら、最も適切なものは何かと、こういったことを究明しつつ、各学校に訪問し、確認あるいは指導、激励をしていきたいと、このように考えています。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の答弁の方で二面性があるから、当然側面的な学校のいろんな施設設備とか、そういうことに対しての派遣は結構ありますが、教育内容にかかわることで派遣をするのだというようなことは、これはやっぱりまずいのではないかと、こういう見解を持っております。これは、何ぼ繰り返してもどうにもならないと思いますから、また後ほどにいたしたいと思いますが、市長にただいまのことで関連で、このような教育内容というのですか、思想調査にかかわるような、かかわるようなということにしておきます、そのようなことで教育委員会の職員を派遣する。教育部の定数もそれなりにあるわけでありまして。ところで、市長は滝川市の職員は近隣の市町村では最も働いているということで地域ではおっしゃっているわけでありまして。しかし、一方では、教育委員会におきまして職員を思想調査なるものに派遣するに値するようなことで派遣される。そんな定数を持っているのですか。教育委員会の職員の定数、これにつきまして、これは教育長よりも市長の方で見解を述べていただきたいと思います。お願いします。

(「思想調査でない」と言う声あり)

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 これは、通告をしております。私の一番先の通告のところでは、これは市長にも答えてもらおうと。ただいまのを見ると確かに市長のところは括弧して抜けているのですが、私は最初は

通告してある。市長についてもこれは見解を求めたい。

○議 長 渡辺議員、あなたが幾ら通告しても、議運で精査したことですから、それはあなたもオブザーバーとして出席して、理解しているはずです。

次の質問。

○渡辺議員 では、これは留保しておきまして、次回に回したいと思います。

次は、中学校のパソコンのリース期限、これがそろそろ来るわけでありましたが、直ちに交換すべきだと思うわけであります。現在のパソコンは、ウィンドウズの98というようなことで昔のブラウン管方式だと思うわけであります。もう家庭でもXPの時代でございますから、予算措置をどのように考えているか。さきのときには国の予算でどんと来た。今度は、市町村で予算ないからだめと、こんなことにはならぬと思いますが、これをお答えください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 次に、パソコンについてのご質問でございますので、お答え申し上げます。

中学校のパソコンにつきましては、平成11年9月に買い取ったものでございます。パソコン導入台数は、1校に42台、全体で168台を導入し、金額は4,284万円となっております。財源は、北海道市町村振興基金による貸付金として借り入れし、現在はまだ返還中でございます。さて、パソコン導入から6カ年を経過いたしました。現在では必修科目である技術家庭科での活用のほか、各教科で調べ学習とか英会話ソフト学習とか壁新聞など十分に活用されている現状にあります。6年経過しておりますけれども、使えるものは大いに使っていきたいと、そういう考え方で対応しております。しかしながら、一部には最新の機能に比べて機能的に劣るところも出てきておりますことから、入れかえ等パソコン環境の整備については財政状況も踏まえながら今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 ぜひ予算措置の方をお願いしたいと思います。

次にまいります。滝川市の広報7月号の表紙の戦車と子供の写真についてであります。この写真は、自衛隊の公開日の一コマと見られますので、この戦車の上で遊ぶ子供の写真の教育的配慮、ここを教育長にお尋ねをしたいと思うのであります。まず、自衛隊や戦車という兵器は、憲法9条のもと、やはりこれは大人の世界のものではないかと思うわけであります。自衛隊の公開記念日が云々ということはないわけであります。戦車に親しむ子供、これは今までマスコミとか地方公共団体、そういうようなところで報道された事実はないと思うわけであります。戦力の不保持をうたう憲法9条のもと、このような写真を公にすべきではないと思うわけであります。まず、子供ということを中心にして、その教育的配慮、この観点から教育長の見解を求めるものでございます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 次に、広報に関係するご質問でございます。広報紙に記載する写真でございますけれども、お聞きしますとできるだけ多くの市民の皆さんを紹介すると、そういう観点から毎月選んでいると、このように伺っております。特に表紙に取り上げる写真は、表情豊かな構図を持っている

こと、そんなことから特にイベントにおける場面、この写真の取り上げ方が多いと、こういうことでございます。表紙に取り上げる観点でございますけれども、以上のような観点から、広く紹介するということが今回掲載したと伺っておりますし、他意はないということを申し上げておきたいと思います。特に7月号の写真は、自衛隊駐留50年の節目を迎えると、そういったことでイベントの節目として載せたものであると、このように聞いておりまして、他意はございませんということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 広報とか自衛隊とか、そういうことについて今お尋ねする気はございません。教育長として教育的配慮、つまり子供と戦車という、この観点だけにいたいと思うのです。

それで、2番の方にまいるわけではありますが、同時にお尋ねいたします。6月の2定において、ある右傾化の教科書について私が指摘をいたしました。憲法にもないような国防の義務ということが書いてあると、こういうことで聞きましたときに、教育長はたしかノーコメントで答えられなかったわけではありますが、この写真と国防の義務、このものについてどのような関係というか、どのような見解をお持ちなのか、そこをお尋ねしたいと思います。

(「これは、教科書と別の問題ですね」と言う声あり)

○渡辺議員 ノーコメントだった国防の義務とこの写真との関係。

(「教科書の中でも国防の義務をお聞きしているんですけども、それを前に聞くということですか」と言う声あり)

○渡辺議員 国防の義務とこの写真との関係で教育長はどう考えるか、そのタイトルどおりでお願いします。

(「関係ないんじゃないの」と言う声あり)

○渡辺議員 だから、関係ないなら関係ないっておっしゃっていただければ、見解を述べているのだから、自由に……

○議長 長 広報の写真と国防の義務です。教育長。

○教育長 この写真につきましては、ご案内のように滝川の自衛隊駐屯地の皆様方は滝川市にとっても大きな貢献をしておられると、あるいは滝川市民の音楽祭とか、あるいは盆踊り等々に滝川市民と一体となって取り組んでいただいていると、そういうことでございますし、今回も公開に当たってはその一環であると、このように考えております。そのために、公開されたものについては子供も広く観察したり、あるいは確認したりと、そういう一般的な機会と同じであると、このように考えております。また、これらの取り扱いについては、主催者でいらっしゃいます駐屯地においても十分配慮した中での公開であると、このように考えております。

○議長 長 渡辺議員。

○渡辺議員 教育長の見解はわかりますけれども、しかしその見解によってまいりますと、公開のものであればというようなことで小中学生が自衛隊を見学しても体験入隊してもと、こんなようなことの解釈になってしまうのではないかと思います。大人は、矛盾の世界で生きているわけであ

ります。しかし、純粋な子供は、大人の矛盾の世界に引きずり込んではいないと私は考えるわけです。そういう意味で教育的配慮ということで重ねて教育長の見解を求めているわけであります。そこをもう一度お願いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 渡辺議員からいろいろ言及された問題、今後の問題についても今おっしゃいましたけれども、今後の問題についてはあくまでも仮定の問題でございますので、それについてはお答えはできません。しかし、今回の公開については、子供にいろんなことを知ってもらおう、大人と一緒に、そういうことで常識の世界でないだろうかと、他意はございませんと主催者も話していますし、常識の世界の一つであると、そのように考えております。

以上でございます。

○議 長 渡辺議員。

○渡辺議員 そこまではわかりました。しかし、最後に申し上げたいのでありますが、子供の世界ぐらい憲法9条の理念の中で育てるべきでないかと、こういうふうに私は思うわけであります。それぞれの私たちの立場はあるわけでありますが、子供の純粋な平和主義、これを世界に広げていく、これは子供たちが今後育っていく過程で極めて大事ではないかと、こういう意味で教育長も職を通して子供を憲法の理念の中に育てていく滝川市の教育と、こういうところをしっかりと持っていたきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議 長 以上をもって渡辺議員の質問を終了いたします。

大谷議員の発言を許します。大谷議員。

○大谷議員 市民クラブの大谷久美子です。財政状況の大変厳しい中、ご苦勞をいただいております市長を初め市の理事者の皆さん方には心より敬意と感謝を申し上げます。さて、このたびの江部乙小学校の事故についてですけれども、これはあつてはならない事故であり、重く受けとめ、市内のすべての学校において再点検され、子供の心の動きを察知し、子供たちの心に添った学校生活が送られるように配慮されますよう心から望むものであります。

さて、それでは、通告に従いまして、2件5項目にわたって質問させていただきます。

◎1、市民ゴルフ場の有効活用について

1、パークゴルフ人口の増加について

2、パークゴルフ場としての有効活用について

1件目、市民ゴルフ場の有効活用についてでございます。まず、パークゴルフ人口の増加について、パークゴルフは初心者にも高齢者にも手軽に楽しむことができ、近年急激に普及し、滝川市においてもかなり多くの愛好者がふえてきておるわけでございます。滝川市は、健康都市としてウォーキングを初めスポーツを奨励しているわけですが、より多くの市民がパークゴルフを通して人との交流を深め合い、意欲と楽しみを持って活動することは健康増進、また介護予防の上からも大変有効と思うわけです。健康年齢80歳を目指すためにも、ますます今後も普及してくると思いますけれども、このことについてどのように考えられるか質問いたします。

○議長 長 答弁を求めます。市長。

○市長 パークゴルフは、だれでも気軽に楽しめる大変人気のあるレクリエーション、スポーツでありまして、体力づくり、健康に大変適したものであるというふうに認識をいたしております。市内にもパークゴルフ愛好者が大変多いわけであります。ご承知のように現在西公園、空知川、滝川ふれ愛の里、一の坂西公園、そして丸加高原にパークゴルフ場を整備しているところであります。また、江部乙地区にも江部乙ライオンズクラブなどが自主的に造成中であります。恐らく来年の春にはオープンになるのではないかというふうに期待しているところであります。そういう形でパークゴルフの愛好者に対する対応を進めているところであります。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 市長もパークゴルフの愛好者がふえているということで、奨励していきたいという気持ちについては同じであるということで、大変ありがたく思っております。まず、各パークゴルフ場、どこどこにあるということをお話いただきました。そのとおりであります。ふれ愛の里のパークゴルフ場が最も多くの人たちに使用されているわけですが、その利用頻度というか利用の状況はすごくふえてきておりまして、パークゴルフ協会はもちろんのこと、町内会や老人クラブ等各種大会や、またそのための練習等、ほとんど満杯の状態にあります。また、大きな大会があれば一般の人たちが入り込めないほどふれ愛の里のパークゴルフ場は込んでいますけれども、その他西公園とか丸加山とかいろいろ言うておりましたので、そちらの方に回ればいいのかとも思いますけれども、みんなが車があるという状況にもないかなと思うわけですが、それぞれのパークゴルフ場は大きな大会にたえ得るかどうかということです。滝川市には大きな大会ができるパークゴルフ場がなく、ぜひつくってほしいというのは本当に多くの皆さんから聞いているわけであります。それで、新しくパークゴルフ場を造成するには莫大な費用を要しますので、今の滝川市においてそれをつくってくれということは無理なことは十分承知しているわけですが、今河川敷にある市民ゴルフ場ですが、これをパークゴルフ場として有効活用ができないものかどうか。滝川振興公社の営業報告書の中でもツツジコースは引き続き営業を休止しており、ゴルフ人口が減少していることから利用のめどは立っていないように書かれております。それで、河川敷のゴルフ場を有効活用することができれば、多くの市民がつくってほしいという、この要望にもこたえることができるし、健康増進やパークゴルフ大会を中心とした他市町村からの観光や、またお土産、農産物の販売など経済効果もあるのではないかなと思うわけであります。平成15年の第3回定例会の中で田中議員の質問に対しまして、振興公社の財産で、勝手に使えないのだと、ゴルフ場として再開発のめどはないので、振興公社と市が利用方法を検討していると答弁されておりました。その後どのように検討されたのか、それを伺いたいと思います。

また、多くの市民がパークゴルフ場として利用することを希望しているわけです。難しい問題があれば、お金の面で難しいということは十分承知しておりますが、どのようにしていけばよいのか、例えば料金を500円なり取れば運営できるのか、いいゴルフ場であれば入場料を取られてでも使用したいという声も多く聞いておりますが、そういういろんな方法を検討しながら何とか整備してパークゴルフ場にすることはできないものかどうか。河川敷のゴルフ場が傷んでとても使えないよ

うな状況、草ぼうぼうであれば、あれを整備するのには大変な苦勞だと思うわけですが、見たところ大変きれいに整備されておりますし、コース等つくるのにはまたお金もかかるのもわかりますけれども、整備されている場所においてあのままにしておくということは市民の理解が得られないのではないかと、ぜひとも再検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 市長。

○市長 これまで振興公社が所有しております、振興公社の財産でありますツツジコース、パークゴルフ場として活用したいという要望は平成15年度にございました。パークゴルフ協会とも協議をしまして、16年度もかなり突っ込んだご相談をさせていただいております。ただ、土地は違いますけれども、あの振興公社が財産として持っているゴルフ場を借り受けて、市としてあれを整備してゴルフ場として経営するという考え方は今のところ持っていません。したがって、パークゴルフ協会をご利用いただくと、ご利用のいただき方についてかなり綿密に打ち合わせを、何度も打ち合わせをやってきた経緯があります。しかし、協議が調わないという状況にあります。それで、ことしもまた協議をさせていただきました。その結果は、会員の技術がかなり向上してきていると、平たんなコースでは満足できないレベルにだんだん達してきた、会員の皆さん方も起伏の多いコースを希望していると、そういうことなのだけれども、これは河川敷であるために一定以上の凹凸をつくることはできませんのと、それから振興公社があそこにゴルフ場の財産持っているわけですから、整備した財産を持っているわけですから、これの形状を大きく変えていくということになりますと、振興公社が何らかの形で利用するときに原状復帰していただきますという話になると、これまた大きな費用がかかるわけでありまして、協議の中では可能な限り形状を変更しないでほしいということも打ち合わせ項目の中に入っておりますから、今技術が向上して、そういうところでは皆さんも利用されないのではないかと、したがって当面は西公園を中心に使用したいということでありまして、現状の中では協会さん也希望なさらないようでありますから、現状ある施設の中で大きな大会の誘致というのができないのは現状の施設ではよく理解しておりますけれども、現状の施設に合った形で大会の誘致をしていただきたいものだというふうに思っております。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 状況をお伺いして、そうなのかなという理解はしております。しかし、もう少し詰めて本当にできないものなのかどうか。いま一度詰めて検討する機会を考えていただきたいと思うのですが、私の聞いている範囲ではぜひつくってほしいのだという強い要望を聞いておりますので、原状回復、例えば振興公社がこの後またゴルフ場にツツジコースを利用する可能性があるのかどうか、そういうこと等もあわせて検討しながら、もう一度詰めの話し合いをする機会をつくっていただければありがたいと思うのですが、ご返答いただかなくてもいいのですが、ぜひそういう機会をつくっていただきたい。やっぱりご返答いただいた方がいいです。知らないと言われたら、あのとき言ったから終わりになったら困りますので、ぜひ話し合いの機会を検討してください。ご返事いただきたいです。

○議長 市長。

○市長 パークゴルフ協会との打ち合わせの窓口は引き続き開いておりますので、それは引き続き協議をしていきたいというふうに思っております。

それと、あの石狩川堤防は丘陵堤にする計画があります。丘陵堤というのは、勾配の緩やかな堤防にする計画があります。これは何かというと、今のような堤防では水がオーバーフローしたときに堤防決壊するおそれがあります。したがって、緩やかな堤防にして堤防を強くすると、堤防決壊のおそれをなくするように丘陵堤というのにする計画があるわけです。とすると、ゴルフ場の方にも、それから堤内地の方にも影響を与えていくわけです。その調査が16年度行われました。17年度において具体的に検討が行われているようであります。その結果、どういうふうな堤防の形になってゴルフ場にどういう影響を与えるのかということによっては、現在使っている18ホールがあれでいいのかと、ひょっとすると今休止している9ホールの方にコースをつくらなくてはおさまらないという状況も出てくる可能性があります。そういうことも考え合わせながらやらなくてはいけないことだというふうに思います。

○議長 大谷議員。

○大谷議員 市長のお話は理解いたしました。私も自分がほとんど素人なものですから、急勾配だとかもっと難しいコースだとか、そういうことわからないで言っていた部分もありますが、いつでもそういう窓口を開いていただいて、検討の機会があるということで理解いたしましたので、またよろしく願いたいと思います。ありがとうございました。

◎2、教育行政について

1、特別支援教育について

2、コミュニティスクールについて（学校運営協議会制度）

3、教科書採択結果について

次、教育行政についてお願いいたします。特別支援教育についてでございます。先日青年体育センターでふれあいの集いが持たれ、ノーマライゼーション推進委員の方や各ボランティアの方たちのご苦勞をいただき、障害を持った人たちと健常者との楽しい交流会を持つことができました。このような機会を通して障害を理解し、自分たちに何ができるのかを考えるきっかけとなることは障害を持った人ばかりでなく私たち一般の人たちにとっても障害を考える機会を与えられたということでは大変よかったなど、多くの人たちに参加していただきたい行事だなと思っております。まず、今までの障害を持った子供たちに対する教育がどうだったのかというところからいきますと、障害児は各市町村の障害児学級、あるいはこの辺ですと知的では美唄とか養護学校で学習していたわけですが、障害の有無によって分け隔てをしない、ともに支え合って生活する社会こそノーマルな社会である。そして、このノーマライゼーションの前提となるものは子供のときからのインクルーシブなインクルージョン教育にあると。分けないで教育を受ける、常に身近にそういった子供たちと一緒にいる環境、それこそが大事なのだ。それがインクルージョンの教育と言えるわけですが、これは1994年にスペインのサマランカにおいて行われたユネスコのスペシャルニーズ教育に関する最終報告の中で、障害の有無にかかわらず、分け隔てられることなく教育を受ける

環境を整備することが大事だという宣言がなされているわけですが、これは平成19年度より特別支援教育が制度化されるわけですが、17年度の「滝川市の教育」、先日配布されましたこの冊子ですが、例年されておりますけれども、この中にも書かれておりますが、平成17年度教育行政主要施策の学校教育の充実の項目、これに特別支援教育の推進、特別支援教育への移行というのが盛られているわけですが、市としてはどのように行われようとしているのかお尋ねいたします。

○議長 教育長。

○教育長 それでは、大谷議員にお答え申し上げます。

まず、特別支援教育についてでございますけれども、ご指摘のとおり平成19年度の制度化を控えておりますので、各学校においては障害を持つ子供の交流教育、これなどを積極的に推進いたしまして、障害に対する正しい認識あるいは理解を得られるように各学校で今取り組んでいただいていると、そういう状況でございます。特に各学校においては、新しく特別支援教育、今までは特殊教育と言っておりますけれども、特別支援教育ということで実施されるようになりますので、各学校においては勉強会などを実施して、そしてその準備態勢に今取り組んでいると、そういう状況でございます。今後とも、教育委員会といたしましては障害の種類とか程度とか、あるいは新しい障害が次から次に出てきている実態にもございますので、こういったことを踏まえながら、一人一人のよさ、可能性、こういったことを学校でも地域でも最大限伸ばせるように、その支援体制を今後とも組んでいきたいと、このように考えております。実施に当たってでございますけれども、国あるいは道から具体的な部分にかかわる内容についてははまだ示されていない、そういう状況でございます。例えば北海道においては千歳市を一つの指定校として研究調査を行っていることを承知しておりますし、私ども教育長会としてもそれを勉強しているところでございます。教育長会においてもたまたまこれらを話題にして、国、道の方針を踏まえつつ各市町村でやっていこうという考え方で今掌握しているところでございますけれども、何せ財源的なものも含めてまだ国、道の内容が明確に示されていないと、そういう状況でございます。私どもといたしましては、国、道の動向、こういったことを踏まえて今後対応していかなければならない、そのための準備態勢だけはきちっとして、趣旨、ねらいを十分理解していくと、そういう段階であろうと、このように考えています。現在滝川市においても就学指導委員会がありまして、これが有効に今機能しておりますから、今後ともこれを一つのキーステーションにして、関係機関、専門家と十分相談しながら今後とも対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長 長 大谷議員。

○大谷議員 普通教育制度が変わるに当たっては、1年、2年前から移行措置とか前倒しとか、そういう形で練習期間というか、そういうものがあるのです。総合学習だとか、生活科が入ってきたときだとか、いろいろ思い返してみますとそういう期間が必要ではないかなと思うのですが、特に障害児学級においては、中身を読んでみますと障害を持った子供の一人一人のニーズに合った指導、それから前に言いましたLD、ADHD、それから高機能自閉症とか、こういう子供たち、

これらも含めた特別支援教室、こういうものを設置するとなると、それを指導する障害児の担当とか、コーディネーターとか、そういう人たちの専門的な研修はかなり深いものになってくるのではないかなと思うわけですが、今学校での研修というのもちっとありましたけれども、まだまだその中身は具体的になっていないように聞いておりますけれども、どのようにされているのか、国や道のあれがまだないということでは難しいのかなと思うのですが、どのようにということがまだないようにも聞いておりますから、難しいなとも思うのですが、どのようにされているのか、教育長のお考えの中であれば伺いたいと思います。

それから、現在の市内の小中学校の障害児学級には小学校には24人、中学校に7人、また旭川の肢体不自由の養護学校には2人、美唄には知的4人、拓北には1人という形で養護学校にも行っているわけですが、そういった子供たちがこの後地元の学校の特別支援教室に来るようになるとしたら、どのようにして一人一人のニーズに合った指導が保障されていくのか、保護者から心配の声をよく聞くわけですが。例えば肢体不自由の子供たちが何階に音楽室がある、何とか室があるという場合の移動はどうなのかとか、重度の子供たちについて普通学級の授業の中にただ置いておかれるような状況になるのではないかと、いろんな心配もありますので、そこらについてはどのようにクリアしていけるのかなと、お考えだけでもあればお聞きしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 特別支援教育について、もちろん大谷議員も一生懸命勉強していると思いますけれども、これに関する将来のあるべき姿については答申の中間報告とか答申で出されております。これについては、あるべき姿として出ておりますので、そういったことを実現すべく今後とも行政としてもやっていかなければいけないと、このように考えています。まず、そのために、滝川市管内の先生方にこれを十分理解していただきたいということで、昨年教育センターに専門家をお呼びしまして、説明会とか講演会を開いていただきました。たくさんの教職員にお集まりいただきまして、理解を深めたと。それをもって各学校で今取り組んでいるということでございますし、答申、その他については校長等々につきましても十分勉強していただいて、その準備を今やっていただいていると、そういうことでございます。教育長会としても、都市教育長が北広島に集まりまして、道の担当主幹からその中身について、さらに資料をいただきながら具体的な施策について勉強はしているのですが、何せ答申がそのまま実施されるかどうかについてはまだ明確になっていないのです。これご案内のとおりだと思います。そのために、公教育でございますから、砂川でやっている特別支援と滝川でやっている特別支援というのが違うとなったら困ります。一定のところはどこのまちでも同じようなスタイルでやって、その上に特色ある教育ということだと思っております。そのキーとなるもの、あるいは具体的なものが出ていないのです。例えば今議員さんがおっしゃったように障害を持った子が普通の学級で勉強するといった場合に、単にただ入れておけばいいのかと。失礼ですが、いろんな障害があって、ほかの子供たちに影響します。そういった場合に介助が必要なのかどうかなど、分析しなければならない点がたくさんあるのです。そういったものが今後国、道から示さなければ各市町村でも難しいというのも多くの教育長の考え方でございます。ですから、今後ともそういったものを積極的に分析しながら進めていきたいと、そういうことでご

ざいます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 この特別支援教育についてインターネットで見ますと、教育長同士の考え方、PTAの考え方、他人の考え方、保護者の考え方といろいろ出てきておりまして、どれ一つとっても本当に難しい問題だなと思うわけであります。しかも、制度が近づいてきているということで、不安を抱えている保護者の方のことを思うと、やはり早急な取り組みが必要でないかと思しますので、国や道の考え方、構想を早く出してもらえるような取り組みをお願いいたしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次、コミュニティスクールについて前回しましたけれども、東小学校がコミュニティスクールの指定を受けて、もう四、五カ月経過しているわけですが、現在どのような状況になっているのかご説明いただきたいと思ひます。「滝川市の教育」の中では学校評議員等について氏名が掲載されておりますけれども、コミュニティ委員についてはまだ載っていないのですけれども、委員も決まって活動に入っているのかどうか、その中身についてお伺ひいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、コミュニティスクールということでございますので、これについてお答え申し上げます。

文部科学省から指定を受けましたコミュニティスクール事業と、これは保護者や地域住民、こういった意向を十分反映して、具体的な方法を取り入れながら、より地域に喜ばれるというか、そういった教育を関係機関と協力しながら展開していこうと、そのための調査研究をしてくださいと、そういうことでございます。東小学校がモデル校でございますから、今学校と保護者、地域住民、教育委員会なども英知を出して新しい学校をつくっていくと、そういう仕組みをつくっていくということでございますので、今東小学校では道教委の指導をいただきながら慎重にどのようなものかいいのかということ今十分検討している段階、そういうことでございます。ただ、推進委員会につきましては、この要綱に基づいて近々に開催する予定であります。委員についてもすべて決定しておりますので、問題はどんな内容でやるかということ今を相当詰めなければ、初め粗くスタートしたら困るものですから、何回も道教委の指導をいただきながら今十分検討していると。しかし、近々推進委員会を開催する予定であります。いよいよ9月からということでありましたけれども、もう9月のどんじりでございますけれども、学校の教育活動と結びつけた学校運営制度、これが今広がりを見せていこうとしている、実践下に入ろうとしていると、こういう段階でございます。もう一度申し上げますと、今は学校で調査研究をして、それをまとめていると、そういうことでございます。いずれにしても、今調査研究をやっていることをさらによりよいものにして、そして地域と一体に進めていきたいということで、近々地域の方々に集まっていただいて会議を検討すると、そういうことになっております。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 コミュニティスクールについては新しい試みでありまして、教育関係者、また地域、保護者の方たちも本当に期待と関心を持って見ていると思ひますので、ぜひ情報を提供して、皆さ

んの理解を得ながら進めていただければいいなと思いますので、どうぞその点よろしく願いいたします。

次、教科書採択についてお願いいたします。先ほど教科書採択について詳しい説明がありました。前回の一般質問の中で私もどのような形で行われるのかということを質問いたしましたが、ただいま午前中に詳しい説明をいただきまして、私も良識ある選定がなされたと高く評価しております。この教科書採択に当たっていろんな意見が出たと思うわけですが、先ほどは教育出版ということでお話ありましたが、採択された結果について、よその自治体を見ますとホームページで採択の取り組み経過からどういう教科書が選定されたのかと詳しい説明をされている自治体や採択された教科書本のみを掲載しているところ等いろいろあるわけですが、滝川市としてはどのように周知されたのかお伺いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 採択されました教科書等の公表についてのご質問でございます。平成18年度から使用する中学校の教科書でございますけれども、空知管内、先ほど申し上げましたように25市町村の共同地区採択協議会、こういうことで決定させていただきました。ただし、これも全道的に同じような立場でやっていることでございますけれども、情報公開ということではいろんな個人情報の問題もございます。あるいは、選定委員をいつ、どう公表するかと。公正な採択を妨げるようになっては困るなどなどの配慮のために、情報公開は共同して8月31日と、このように定められております。ですから、8月31日に必要な情報を公開すると、このようになっておりますので、全道各地あるいは管内、特にうちの25市町村の立場ではこの日に行っていると、そういうことでございます。滝川市といたしましても、必要なものについては情報公開していこうということで9月に早速滝川市教育委員会のホームページに掲載して、広く市民に行き渡るように今しております。ぜひページをクリックいただきましてごらんいただきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議 長 大谷議員。

○大谷議員 わかりました。ホームページで公開されているということですので、それらについてこういう形で公開していますよとか、聞きたい方はどうですよというようなことを広報等ででも、ありましたでしょうか、私ちょっと見逃したのだけれども、もしあればそういうことも一考あれば、多くの市民の方も今回特にテレビや新聞で扶桑社の教科書等についても取りざたされておりましたし、また教科書展示会にたくさんの意見を寄せてくれた方々もいると思いますので、それらの結果についてクリックしてもらえようなお知らせを入れておくといいかなと思うわけですが。

○議 長 教育長。

○教 育 長 公開の仕方でございますけれども、教育委員会にいろいろ問い合わせがあった場合については、ぜひホームページをごらんくださいと、あるいは必要に応じては8月31日をもって情報公開しておりますので、これについてはお答えできると、こういうことでやっております。ただ、すべてこれを公開しますよ、あれを公開しますよということで一々広報に載せるかどうかということについては別問題でございますので、今回についてはホームページでご理解をいただいている、

あるいは質問があったらお答えしていると、そういうことでございます。広報に何を載せるのかにつきましては、今後十分考えていきたいと、このように考えております。

○大谷議員 わかりました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 長 以上をもって大谷議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。

◎ 1、指定管理者制度について

1、民間企業への積極的開放について

それでは、まず初めに指定管理者制度について伺いたいと思います。指定管理者制度というのは、2003年の地方自治法の一部改正によって、今まで公の施設において地方自治法に規定されている団体のみが委託を受けていたという、そのことから指定管理者制度において民間の企業においても公の施設を管理することができると規定されたものだと思います。そこで、まず初めに、この滝川の今現在ある施設について、私は民間の企業が一日でも早く参入できるような体制あるいは受け皿をつくる必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長 長 市長。

○市長 ご質問にございましたように、指定管理者制度によりまして民間企業も管理者になり得るという法改正がなされました。滝川市といたしましては平成15年の12月議会におきまして滝川市における公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というのを制定をして、また庁内的にも事務取扱要綱を制定をして、他市に先駆けて取り組んできているところであります。この後16年の3月議会におきまして青年体育センター、滝の川公園、あるいは一の坂、花月保育所、三世代交流センターなど4施設、17年の3月議会におきましてはサイクリングターミナル、市民プールあるいは航空科学センターなど5施設、6月議会におきましてはにぎわい広場、それぞれに指定管理者制度を導入したところであります。そこで、ご質問の件でございますが、一つは管理委託、引き続き時限的措置に基づいてやっているものがあります。その時限措置は平成18年の9月1日まででありますから、猶予もあと1年ぐらいということになりました。したがって、従来の受託者を指定管理者としていくのか、あるいは新たな民間企業による受け皿を模索をして公募をしていくのか、その判断を行っているところであります。公民館、コミュニティセンターなどの地域管理施設、あるいは緑寿園、老人保健施設などの社会福祉施設、さらにふれ愛の里、たきかわホール、道の駅などの観光、文化施設、32施設についてこういう判断を行っていきたいということに考えております。

この受け皿となる企業、団体の有無について検討していくわけでございますけれども、こういう考え方で検討しているところであります。1点目は、地域との共同事業として団体と協議を進めてきたもの、あるいは団体の活動強化、支援もあわせて目的として、個別に協議を行って進めてきたもの、あるいは管理委託を前提に市が団体そのものの設立に大きくかかわってきたもの、こういう

ものもあるわけであります。したがって、来年の３月議会までに従来の受託者を一定期間に限り指定管理者と指定して、その一定期間の間に、いきなり民間企業どうかという話ではなくて、一定の期間の間に民間企業との競争性を重視する施設とすべきか、あるいは今後も公募を行わない施設とすべきか、その分類を行っていききたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、条例も制定をいたしましたし、民間企業の参入も可能なわけでありますから、そういうことが適切であるというふうに考えられる、検討結果がそうなったものについては、基本的にタッグ計画、活力再生プランの中にもうたっていることでありますから、積極的にそういうものについては導入を進める検討をしていききたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、職員３５０人体制つくっていかなくてはなりませんし、公の施設の指定管理者制度による外部委託化はもちろんでありますけれども、市役所の各業務全般にわたって、提携業務については基本的にアウトソーシングしていくと、そういう基本的な大きな枠組みの中で積極的に進めていきたいというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 私は、指定管理者制度の目的というのは民間の力を活用するということと、もう一つは今までの住民サービスをさらに向上させるということと、もう一つは経費を削減するということがあると思います。そこで、今市長の方からもお話ありましたけれども、公募するということが本当に大事なことだと思っております。それで、公募したときに民間の方々が参入してくると、その中で第三者的な機関があって選定するような形の受け皿というものをぜひつくっていただきたいと思うのです。そこで、今現在事業団とか社会福祉協議会とかが委託を受けておりますけれども、サービスの面とか経費を削減するとか、そういったことを比較したときに仮に民間の企業がすぐれていたとしたときは事業団を解散してでもやっていただきたいと思っておりますけれども、その決意はございますでしょうか。

○議長 市長。

○市長 先ほど申し上げましたように、今旧制度による管理委託制度、管理委託をしているものの、そういうものにつきましてはあと１年の猶予期間でありますから、この中で先ほども申し上げましたように民間企業との競争性を重視する施設であるべきか、それとも今後とも公募、先ほど３点申し上げましたけれども、そういうことなどから今後も公募を行わない方がいい施設なのか、そういう判断をしなくてはいけないというふうに思っております。したがって、公募するのが適切であるというものについて、一定の猶予期間を経て公募に移っていくということになります。経営性、住民サービスということを重視しながら行政サービスは進めなくてはいけないというふうなことを基本に置きたいというふうに思います。

それから、公共の仕事に関する認識が相当変わってきました。市場化テストというのもその一環でありますけれども、従来は公共の仕事というのは行政にしかできないのだと、そういう発想、これは古い言葉で言いますと厚生経済学と言われていたようでありますけれども、厚生経済学の発想に基づいて、公共の仕事は行政だけが担い得るのだという発想でこれまでまいりました。しかし、その考え方が大きく変わってきております。民間企業においても公共の仕事は担えるのだと、そし

て現実に一部については、それでは直営と民間企業と市場化テストで競争して戦い、勝った方に任せようではないかという制度さえ出てきているわけであります。私は、今民間企業のノウハウというのは極めて高い水準にきているというふうにも思いますし、そういう意味では最小限で最大の効果を上げる、監査委員さんはそうではなくて、最大の効果でなくて最大の満足だというふうにご指摘いただいておりますけれども、そういうことを目的にしながら適切な判断がなされるべきだというふうに思っております。

○議長 三上議員。

○三上議員 団塊の世代の職員が大量に退職されるという時期が迫っておりますので、そういう観点からもぜひ民間の活力を生かした行政運営をしていかなければいけないと私は考えております。

◎ 2、滝川への移住促進について

1、進捗状況は

2、道との連携は

3、移住相談窓口などの受け皿は

それでは次に、滝川移住促進について伺います。首都圏の団塊の世代が680万から1,000万以上いると言われております。その中の1万人のアンケートを道の方でとったときに、5割以上の方々が北海道に移住したいか、あるいは一時的でも移住したいという傾向があるということがわかっております。そこで、本年の行政執行方針にもありましたけれども、ウエルカムプロジェクト、これの進捗状況を伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 今年度市政執行方針においてミニプロジェクトの一環といたしましてウエルカムプロジェクトを掲げて、定住促進策の取り組みをしようという取り組みをこれまで進めてまいりました。現在作業を進めているところであります。もっと早い年度で取り組んでおれば今ごろ形が整って進んでいるというふうに思いますけれども、定住、滝川に移住をする、あるいはそうではなくて季節的に移住をしていただいて、つまり2地域居住ということを希望される方もいらっしゃるようであります。あるいは、新規就農についても相談窓口つくりましたけれども、あるいは市有地の分譲ということもありますけれども、相談窓口を統合化して進める必要があるというふうに考えております。あるいは、そのためのPR用のパンフレット作成をしていく、さらにホームページを開設していく、そういう情報発信についてもそう遠くない時期に、近々表に見える形で作業を進めているというところであります。10月末には東京滝川会の総会もあるわけでありまして、関係企業を通じて、滝川でこういう取り組みをやっているというふうにPRをしたいというふうに思っておりますのと、パンフレットをつくったりホームページに載せたり相談窓口というのは、これはどちらかといえば受け身的なやり方でありますから、具体的には例えばスカイスポーツ振興協会でありますとか、あるいはそらぷちキッズキャンプを応援して下さっている方が全国にたくさんいらっしゃいます。あるいは國學院短期大学のネットワークであるとか、滝川にゆかりのあります方々のネットワークを活用して積極的に売り込んでいくということもあわせて考えているところでございます。

ことしの夏、移住ではありませんけれども、滝川に住みたいと、ついでには住宅のあっせんをしてほしいというようなご照会もありまして、ご紹介を申し上げましたところ、滝川に2カ月間住んでいただきました。滝川はいいところだと、したがって来年ももう一回来たいという事例もあります。こういう方々には何かの機会にインタビューして、パンフレットにでもいいところだよと、こういうのも一つの方法かなと思ったりいたしております。いずれにいたしましても、現在一生懸命作業しているところであります。近々表に出てきますので、ご支援をお願い申し上げたいと思います。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 まずもって遅いという感じがします。そんなにお金をかけなくても滝川のよさをPRする手段がいろいろあるのです。次の質問に移っていきますけれども、道の移住作戦とどのようなリンクをしているというか連携されているのかということで、道はパートナー市町村を募集しました。そこで申請上がってきたところに対しては、最大の援助をすると、補助をしていくということで募集しておりましたけれども、滝川においてはその申請をしたのかどうか、まず伺います。

○議長 長 市長。

○市長 私どもの取り組みは、旗を上げたのが17年度からの取り組みであります。16年度あたりから取り組みれば遅いというそしりは免れたのかもしれませんが、そういう意味では取り組みが遅いという点については反省をいたしております。パートナー市町村、手を挙げております。ただ、今14市町村あるのですけれども、幾つかの選定基準ありまして、一つは民間団体の動きが活発であること、二つ目は市町村の体制が十分整っていること、三つ目は移住促進策を先んじて進めていること。残念ながら取り組みが遅いということが関連しているわけではありますが、手を挙げたけれども、こういう選定基準に合致しなかったと。私は取り急いでやっておりますから、パートナー市町村の登録が行われることを目指して、急いでやりたいというふうに思っております。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 道のホームページを見ますと、北の大地への移住促進事業というコーナーがあるので。そこを見ると、今市長言われましたパートナー市町村とか登録市町村というところが出てくるのですが、滝川の場合は登録市町村にもまだなっていないのです。登録市町村とかパートナー市町村になるとどういうことになるかという、北の大地の移住促進事業という道のホームページにリンクしますと、受け入れとして滝川もやっているよとか、どこどこもやっているよとかという、そのまちのホームページにリンクしていくのです。そして、そこで登録したまちの魅力が紹介されるわけなのです。例えば隣の砂川市も実は登録されているのです。なぜ滝川ができないで砂川ができるのかと、非常に寂しい思いするのですけれども、どうでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 はやりのはんてんを早く着るのも方法だというふうに思いますが、しっかりとした考え方に基づいて、しっかりとした体制を整えて一気にわっといくということもまた必要なのではないかというふうに思います。17年度、道の制度ができるということも私自身が調査をしたわけがあります。具体的に行動を開始していくと、そのために滝川は極めていい条件が整っていると、その対策もしっかりしていると、やっぱりこういうことでなくてはいけないなというふうに思います。

ただ、71市町村登録していて、そのうち14がパートナー市町村ということですが、当然のごとく登録はする、しかしその段階ではパートナー市町村にもなり得るというしっかりとしたプランをつくって一気にいく必要があるというふうに思います。道のホームページ通じてホームページにアクセスしたけれども、余り整っていないというのでは後々の運動に影響を及ぼすというふうに思いますので、そこら辺しっかりとやっていきたいというふうに思います。

○議 長 三上議員。

○三上議員 本当に残念ではしょうがないのですが、北の大地への移住促進事業というところを見ると、もう既に東京でフォーラムも道の主催で開催されているのです。地域間競争ということ考えると、本当に遅いのです。もっともっとスピード上げて行政運営やっていかないと、中空知で今中心的になってやっていますけれども、地域間競争で負けてしまうというのを実感します。その点どうでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 再三議会でも表明をさせていただきました。市町村同士が競争する、勝ったり負けたりという時代で地域間競争に勝ち抜くためにさまざまな手を打ってきたつもりでありますし、そういう考え方に基づいてさまざまな検討を進めているところでもあります。

○議 長 三上議員。

○三上議員 登録市町村は、申請すればあすからでもすぐできるそうなので、ぜひ急いで道の事業を活用してやっていただきたいと思います。

◎3、教育行政

1、スクールカウンセラーと心の教室相談員の今年度の配置状況は

2、先のような事故を今後起こさないための対策は

それでは最後に、教育行政について伺います。スクールカウンセラーと心の相談員の今年度の配置状況と今までずっと置いてきたその成果をお聞かせください。

○議 長 教育長。

○教 育 長 それでは、三上議員のご質問でございますスクールカウンセラーの配置状況、これについてご説明申し上げますが、本年度江陵中学校と江部乙中学校、これに週1回でございますけれども、北海道教育委員会のスクールカウンセラー、これを導入いたしまして、学校の生徒上の問題、悩み、こういった相談と同時に全体的な指導助言もやっていると、そういう状況でございます。成果についてということでございますけれども、これは平成15年度から導入しております。カウンセラーが行っている重点事項につきましては、ご案内のように心のケア、これが中心でございますけれども、スクールカウンセラーが中心になりまして教職員に対する指導、アピールというようなこともございますし、常にいろんな教員が相談活動を行っております、そういった意味で教職員の資質とか連携にも役立っていると、そういうことでございます。具体的にはどんなことかということでございますが、不登校、問題行動、これをぜひ事前に未然防止を図りたいと、そういうことで校内の相談体制を充実していると、あるいは相談体制についても校長、教頭と相談して

いると、そういうことでございます。あるいは、教育委員会で特に指導室で行っております適応指導教室、これとの連携も行っております、たまたま教育委員会と相談をさせていただいていると、そういうことでございますし、あるいは中学校には生徒指導担当教諭と、こういうのがおりますので、これと相談活動を行って、情報の共有だとか、あるいは指導のよりよい方法を同じスタンスで当たっていると、こういったことを行っております。こんなことから、心のケアと問題行動の事前把握と防止と、こんなことを行っております。

次に、心の教室相談員と、そういうことでございますけれども、これは昨年度で終了いたしました。これは、かつては道教委事業といたしまして中学校4校にそれぞれ1名ずつ配置した時期もありましたけれども、これは昨年度で終了いたしました。今年度新しく、これも北海道教育委員会の委託ということで、名前が横文字でございますが、スクールライフサポート事業、これを道教委からいただきまして、相談員、これを2人いただいております。そして、あとの中学校2校、明苑中学校と開西中学校に1週間当たりそれぞれ2回ないし3回訪問して教育相談を行っている。この事業の相談でございますけれども、これは今年度7月から実施しております。先ほど言いましたように、心の教室の相談員と同時に相談体制、あるいは不登校、こういったことでの対応、ネットワークづくりと、こんなことに取り組んでおります。カウンセラーとスクールライフサポート事業、これはトータルで全部で4校に、江陵中学校と江部乙中学校はスクールカウンセラー、明苑中学校と開西中学校は相談員と、そんなことで4校にそれぞれ派遣して、今対応に取り組んでいると、そういうことでございます。平成16年度と15年度の不登校の状況はどういう状況かということでございますけれども、15年度、小中学校40人、16年度36人と、こういう減少の傾向に今あるのです。ただし、この減少の傾向が今後とも着実に減少していくかどうか、これについては十分に吟味すると同時に、いずれにいたしましてもこの相談活動に全力で取り組んでいかなければいけないと、このように考えております。

以上が教育相談、スクールカウンセラー等の配置状況でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 今ご説明ありましたけれども、今年度の国の予算では公立中学校の3クラス以上持っているところにはスクールカウンセラーを全校配置するというので私は承知しているのですが、今の説明でいうと中学校2校はスクールライフサポート事業に変わったということなののでしょうか。

○議長 教育長。

○教育長 スクールカウンセラーをできれば全校に配置したいとは思っているのですが、道教委の事業として、ですけれども、今年度はすべての学校に配置するという状況にはなっておりません。滝川市においては要請いたしまして、江陵中学校、江部乙中学校においでいただいていると。そのかわり、他の二つの学校は今申し上げたような相談員でカバーして全力を挙げていると、そういう状況でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 次の質問に移ります。9日の日に起きた女子児童の事故についてなのですが、我々も市民もそうだと思うのですが、大変衝撃を受けた事故だったと考えております。そこで、今後二度

とこういうことがないようにしていかなければいけないと思っておりますので、今後二度と起こさないためにどのようなことを考えているかお聞きします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 このことにつきましては、議会の開会の冒頭において申し上げたとおり大変衝撃的な事故でございまして、まことに申しわけないと、このように思っています。今ご指摘のように今後こういったことが二度と起きないようにと、そういうことで今取り組んでいる状況でございます。今江部乙小学校については緊急の事態でございますから、心のケアと、それから原因究明、あるいはPTAの対応等々、これらについて重点を置いて今やっただいていただいていると、そういうことでございまして、2週間、3週間過ぎますので、今後はそういったことを行うと同時に中期的な、あるいは長期的な展望に立ちながら、その充実を図っていきたい。あわせて、市内の学校のことについてもそのようなことで今取り進んでいる状況でございます。具体的に申し上げますと、まず心のケアでございますが、スクールカウンセラー、これ2名で今まで行っていただいておりますけれども、大分落ちついてきたと、そういうことで現在1名で行っております。しかし、今道教委、文部科学省に要請しております、引き続きぜひ江部乙小学校にスクールカウンセラーを常駐していただきたいと、そういうことで今要請を上げているところでございますから、よい方向で進むであろうと、そのように考えております。

いずれにいたしましても、学校は子供が楽しくて安全で、しかも自分の能力を最大限に伸ばせるということではなかったらだめだと思っておりますので、こんなことを重点にして、いつでも、どこでも、どの子にもと、こういうことを基本に教職員が子供たちと向き合って、そして意図的、計画的に教育活動を積み上げていくと、そういうことで今取り組んでいただいておりますし、今後とも取り組んでいかなければいけないと、このように考えております。特に第一線に立つ教職員、これ極めて大きい教育環境であると、教育環境で最大のものは教師であると、このように考えております。恐らく子供は何らかの心のサイン、これを出しているはずで、このサインを見抜けないのであれば、専門職としてはこれは大いに反省しなければいけないと、そういうことで、とにかく小さなサイン、動きでも触れ合いとか親身に接することによってそれをつかんでいくと、そういう教育相談を江部乙小学校はもちろんでございますけれども、各学校で3度ほど校長先生に集まっていたきまして、そして対応していることでございます。さらに、教員だけで全力を挙げる、もちろん大事でございますけれども、保護者との連携、例えば学校ではこういう状況でしたよと、しかし家庭ではどうだったでしょうかと、そういう情報の共有化、これも十分やっただいかなければ落ちることが出てくると、そういうことでございますので、家庭と十分、小さなことでもいいから情報交換できるような場を設定して情報の共有化を図っていくと、そういうことで今進めております。いずれにしましても、危機管理意識ということで、今は何が起きるかわからない。例えばほかの学校でもしかすると起きるかもしれないという危機管理意識、こういったことをもって今取り組んでいただいていると、そういうことでございます。

二度とこのような事故が起きたらいけないと、そういうことで、今各学校、11校全部再点検をしているところでございます。指導内容、指導体制、教師と児童の関係、児童生徒同士の触れ合い、

こういったことが十分に行われているかどうかということを項目を提示いたしまして、各学校で再点検をしていただいていると、そういう状況です。今上がってきておりますので、今後ともこういったことつぶさに分析する中で対応を実行していきたいと。もちろん幼稚園も高校も広げていきたいと思っておりますけれども、そういう状況で今やっております。あわせて、保護者、関係機関団体、例えば児童相談所あるいは今のようなカウンセラーあるいは道教委等々の専門的な力もかりなければいけないと、このように考えておりまして、今江部乙小学校ではとりあえず短期的なことで一生懸命やっています。しかし、2週間、3週間で過ぎた場合に短期的な状況と同時に中期的なスタンス、それから1年間で何をやるのか、例えば情報交換会は1週間に何回行われているのか、トータルして何回行うのかとか、あるいは教育相談週間、これを月何回行うのか、そういった中長期の展望も持ちながら今学校を指導しているところでございますので、この再点検の内容を踏まえて、そういったもので明らかにしていきたいと、このように考えております。

いずれにしても、教職員が一体となって、一丸となって取り組むこと、保護者、地域に信頼される教員として情報が集まるような体制でなければ困ると、そんなことを考えておりますし、教員一人一人が教員として子供の心に寄り添うというか、そういった活動が日々行えるように、もちろん教師というのは温かさと厳しさがありますけれども、心に寄り添う教育が日々展開されるように教育委員会、学校と一体となって今取り組んでおりますし、今後とも取り組んでいきたいと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長 三上議員。

○三上議員 今説明がありましたように、女子児童も意識不明の状態の中で生死のはざまを行ったり来たり、その中で何とか生きようと闘っているということを考えたとき、あともう一つは家族のこと、あるいはその児童のことを考えたときには、今後いろいろ報道等でもされますけれども、ぜひ慎重な対応をよろしくお願いいたしますと思っております。それと、今いじめとか暴力が学校現場であるという話いろいろ聞きますけれども、学校現場、家庭、地域で、いかなる理由があろうともいじめ側が100パーセント悪いという、こういう考えをぜひ子供たちには浸透させたいと考えておりますけれども、教育長、どうでしょうか。

○議長 長 教育長。

○教育長 今三上議員ご指摘のとおりでございまして、とにかく当該児童の回復を願っていると。今意識不明で厳しい状況にあることはもちろんそうでございますけれども、若いがゆえに可能性もないではないというようなことも考えられますので、ぜひ回復をしてほしいという強い願いで今対応させていただいています。その際、この事故が起きてから私たちのスタンスとしては、とにかく回復を願って、静かな環境を確保してあげたい、これに全力を挙げてきました。そのために、いろんな方がいろんな目的で入るというようなことに対しては私たちはガードを張ってきました。そのために、情報管理がし過ぎでないかというようなこともあったのですが、別に隠すつもりはございません。とにかく子供に静かな環境を確保したいと、こういうことを重点にやってまいりました。それと、もう一つは、家族の方の意向、立場も十分尊重したいと、こういうことでやってきました。

ので、今後ともそういったことを続けていきたい。ただし、教育委員会は公的な立場でございますし、学校はまた公的な立場でございますから、何らかの時期に何らかの説明責任は果たさなければいけない、一方ではそういう責任もあります。ですから、その調和の中でどういう対応ができるかということを考えつつ今対応させていただいているところでございます。

それから、もう一つ、いじめでございますけれども、これは今三上議員ご指摘どおり、いじめられる方も悪いよという考え方は一切持っていません。いじめの方が１００パーセント悪いと、まずそういうスタンスで原因究明を図ろうと、こういうことでございまして、これにつきましては校長、教頭、学校も同じスタンスでございます。今多くの事例を分析して、以前からしておりますけれども、いじめられる方、あなたも悪いのだよというようなことをやりますととんでもない方向にいつてしまう場合があります。ですから、あくまでも被害者を守るという立場で、１００パーセント加害者が悪いと、そういうスタンスを持ちながら客観的な事実関係を究明していくと、そういうことで対応させていただいております。

以上でございます。

○三上議員 ２０分も残してしまいましたけれども、終わります。

○議長 長 以上をもって三上議員の質問を終了いたします。

ここで１５分間程度休憩といたします。再開は３時５分前。

休憩 午後 ２時４２分

再開 午後 ２時５７分

○議長 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

窪之内議員の発言を許します。窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、本日最後の一般質問となりました。日本共産党の窪之内美知代でございます。気を引き締め、元気に質問を行っていききたいと思います。

◎１、農業委員会委員選挙

１、選挙人の意思を正しく反映させるために

２、選挙は公平公正が原点

３、農業委員会委員選挙についての考え方

１件目は、農業委員会委員選挙についての質問です。本日答弁席に選挙管理委員長が出席されていません。私は、出席をしてほしいということで要請したわけですが、所用があるということで事務局長がかわっての出席だということです。ただし、今回行われた１９回の農業委員選挙については、選挙人から異議申し立てが出ている、こういう中での一般質問であり、こういう場合に万難を排して選挙管理委員長が答弁席に座るのが当たり前ではないのかなと、こういう気持ちを先に述べて、質問に入りたいと思います。

１項目め、選挙人の意思を正しく反映させるための選挙だったのかという点です。本年７月１０

日投票で行われた第19回滝川市農業委員会委員選挙に関する質問ですが、この選挙では投票記載台へ立候補者氏名を掲示しませんでした。この点について第1に伺います。公職選挙法の第1条、目的では、その選挙が選挙人の自由に表明せる意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発展を期することを目的とするとあります。ここで書かれているように、選挙とは選挙人の意思が正しく表明されることが重要で、そのために具体的な義務がさまざま定められています。その一つが公選法175条の1項で、投票所内の投票を記載する場所に氏名等の掲示を行うこと、このことと同時に投票所内のその他の場所への氏名等の掲示をするよう義務づけています。しかし、農業委員会委員選挙ではこの175条1項について準用するよう規定されていません。つまり法的には掲示してもしなくてもいいということです。しかし、準用規定がないということでは、同じ条件のもとで行われた平成5年の選挙ではきちんと掲示を行っております。そこで、なぜ今回の選挙で同じ条件のもとで行われたにもかかわらず掲示しないと決めたのか、その理由をお聞かせください。

関連がありますので、二つ目の要旨についても初めに質問しますので、1要旨、2要旨とあわせてご答弁をいただきたいと思います。掲示をしないということについて選挙人へ周知を行ったかについて伺うものです。公選法第6条では、選挙に関する啓蒙周知を定めています。ここでは選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないというふうに定めています。ここで特にと念を押して定めてある公選法の精神からいっても、掲示しなくなったことを選挙人に周知するのが選管の仕事だったと考えますが、選挙人への周知は行ったのかについてもあわせて伺いたいと思います。

○議長 答弁を求めます。選管事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 窪之内美知代議員の一般質問に対しご答弁いたします。

まず、1の件でございますが、選挙管理委員会事務局長会議が留萌市で4月の14日に開催されました。その中で農業委員会委員選挙に係る投票記載台への氏名掲示が話題提起されております。二、三の市より、公職選挙法第175条第1項に定められております投票記載所の氏名等の掲示につきましては農業委員会等に関する法律第11条において準用されていないため、掲示は当市では行わないというような話が出ました。それで、帰庁後において準用規定がないことを確認いたしまして、6月23日開催の選挙管理委員会において今回の農業委員会委員選挙における投票記載所の氏名等の掲示につきましては、過去において氏名掲示した事実はございますが、他市の取り扱いを参考とし、法の準用規定がないということで、当市においては氏名掲示を行わないことを提案し、決定しました。これは、法を遵守するということでございます。ただ、一切氏名掲示をしなければ、当日投票所に来た選挙人の中には老人等もいらっしゃるでしょうし、戸惑う方も出てくることを予想し、選挙人への便宜供与として立候補者の告示の写し、Aの1番、これはA3判の4倍のものですから、かなり大きなものです。それを2枚用意いたしまして、そのうちの1枚を投票所内の見やすい場所に掲示していただきました。さらに、A3判3枚を用意いたしまして、これは事務従事者の手持ち用ということで用意いたしました。選挙人より候補者名がわからないなどの話が出たとき

はそれを提示するように各投票所に配布し、選挙人への便宜を図ったところでございます。

今回の第15回統一農業委員会委員選挙を実施した道内市町村の氏名掲示実態につきまして調査しておりますので、参考までに申し上げますと、1、投票記載台に氏名掲示をしたのが8市町村、2、立候補者の告示の写しを投票所の見やすい場所に掲示したのが5市町村、これは滝川市を含みます。3、氏名掲示はせず、選挙人から要求あれば告示の写しを提示したのが1村、一切掲示をしなかったというのが1市で、これは旭川市でございます。以上、15市町村でございます。今後の対応についても考えておりますが、質問の最後の中でこの件に関しましてはご答弁させていただきます。

次に、2の関係でございます。農業委員会等に関する法律の中に選挙人に対する投票記載台への候補者の氏名等の掲示の周知につきましては規定されていないという点と、この選挙は農業者より農業委員を選出するものでございまして、他の選挙とは違います。地域性の高い選挙ということで、今回の選挙においては選挙人には周知いたしませんでした。ただし、先ほどお話ししましたとおり、投票所内での便宜は図ってございます。先ほどお話のありました公職選挙法第6条、選挙に関する啓発、周知等でございますが、農業委員会等に関する法律第11条で準用されていないということはおっしゃっておったとおりでございます。その選挙に関して必要と認める事項を選挙人に周知させなければならないと記載されております。法的には準用規定はございません。周知義務がないということでございますが、今後投票にいらした方々は投票記載台には候補者の氏名掲示は当然貼ってあるということを思っておりますので、次の選挙までには選挙人に氏名掲示をするかどうかの周知の徹底、その取り扱いについても十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

なお、さきに説明しました他市町村の状況では、当市と同じ取り扱いした4町に確認したところ、いずれも当市と同様選挙人には周知をしておりませんでした。

以上でございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 法的な準用規定がないということは私も知っています。しかし、法的な準用規定はないのに、選挙があった平成5年まではやっているわけです。選挙人は、国政選挙や地方選挙、過去に投票が行われた農業委員選挙では投票記載台に名前があった、そういう経験しか持っていないわけです。だから、当然あると思って選挙に行くわけです。だから、当日選挙に行ってきた人からすぐに、なかったよという話も聞きました。なくて困ったのだと、どうするかと思って、携帯で自分のだんなに電話をかけたのだという話もされているのです。だから、選挙人はあるのが当たり前だというふうに思うのが選挙管理委員会としては当たり前だったはずなのです。それを変えたわけだから、準用規定はないということで、変えたということは法的に見れば間違っていないわけですが、選挙人の意思を本当に正しく反映させる、投票台で皆さん字体を確認したりいろいろなさるのです。そういう選挙人の意思を正しく反映させるということから見たら、掲示しないということを決めたのであれば選挙人へ周知すべきだったのではないのでしょうか。そういう点をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長 事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 先ほどお話ししましたとおり法的なものがないというようなことで、法の遵守をするということで取り扱ったことは事実でございます。後日8投票所における氏名掲示がないというようなことでのトラブルは実際にどうだったのかということも聞き取り調査いたしました。第5投票区では実際に一部そのような話はありませんでしたが、こちらで手持ちで用意した氏名掲示表を見せてほしいと言った方は二、三名だったというようなことです。そのほかの投票所につきましては、A3判の手持ちの掲示自体もほとんどございませんし、必要な方はA1判の拡大した大きなものを見て、それを参考として投票していたということで、他の人につきましてはそのまま記載台で自分の思った人に投票したというのが事実でございます。そのようなことで、周知につきましては先ほどお話ししましたとおり法を遵守した結果ということで、確かにご不便はおかけいたしましたけれども、今後においてはこの辺の取り扱いを十分に検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 法の遵守という立場からと選挙とは何かという、そういう立場から改めて選管としても今後の取り扱いについて検討されるというふうな趣旨を受けましたので、次の項目に移ってきたいと思います。

2項目め、選挙は公平公正が原点という立場での質問です。投票記載台への候補者名の掲示が行われた投票所も出てきました。なぜこうしたことが起きたのかということなのですが、実際には投票記載台への候補者名の掲示をしないというふうに決めたにもかかわらず、第8投票所では掲示が行われました。六つある投票記載台のうちの3カ所において記載が行われました。こうしたことから、行われなかった投票所と行われた投票所があるということで、投票日当日そういった話が選挙人の間で交わされたことから、選挙管理委員会等への電話でのどうなっているのだというような申し出もあったというふうに思うのですが、こういったことがなぜ起きたのか、貼らないというふうに決めたにもかかわらず1カ所で貼られたということがどうして起きたのかについて伺いたいと思います。

○議長 事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 7月の5日に選挙事務従事者の説明会を開催してございます。その中で、投票記載台への候補者名の氏名掲示は準用規定がないということで行わないということで、選挙人に便宜を図るため候補者の告示の写しを大きく拡大したものを措置するので、投票所の見やすいところに掲示してほしいというお願いはしてございます。今回記載台に氏名掲示を行ったのは9の2転作研修会館でございますが、投票管理者が選挙人に対する便宜の提供のため掲示をしたものであるというふうに考えてございます。他の投票所との均衡を図るため、途中から掲示を取りやめております。これは、選挙管理委員会の委員長が10時ごろたまたま巡回に回ったときに、飛び飛びに貼られているものを確認したので、それは扱いが整わないので、すぐ撤去しなさいという形で指示したということを報告受けてございます。今後選挙事務従事者の説明会におきましては、十分な説明を行い、聞き漏らし、聞き違いが起きないように努めていきますとともに、選挙管理委員会

としまでも選挙当日の早い時間帯に確認事項の徹底に努めまして、再び同じようなことが起きないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 時間の関係もありますので、ただいまの答弁では選挙管理委員会が最後まで全部見なければならないという責任を事務従事者の聞き間違いとかということに置き違えるというのは間違っているなというふうに感じるのです。その点は指摘しておいて、次の二つ目の要旨に移りたいと思います。こうやって地域によって選挙人への対応が違ったこと自体が公平性や公正性を欠いたというふうに言えるのではないかというふうに思っています。結果として何時間かであろうとも第8投票所には氏名等の掲示が行われたわけですから、何ぼ農業委員の選挙で選挙権を有する者が限られているからといって、このことが許されるということではないのですが、公平性や公正性を欠いた対応だったという、起きた事実からこういうことを認めるべきではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 今回記載台に氏名掲示を行ったのは1投票所で、途中から掲示を取り外したことは事実でございます。選管といたしましては、本人の回答文書の中にもそれにより公平性、公正性を欠いたということは考えていないということも答弁してございます。旭川市のように全く氏名掲示等を行っていなかったところもある中、選挙人に不便をかけぬよう告示の写しを掲示したほか、手持ち資料も渡してございます。選挙人より氏名掲示がなく候補者名がわからないなどの話が出たときは、すぐに対応できるように配慮したところでございます。氏名掲示に関する公職選挙法の準用規定がない中、選挙人の混乱を防ぐために適切な設備の配置を行い、さらに選挙人に配慮、便宜の提供を当市の選挙管理委員会は行ってございます。今後の選挙におきまして、選挙人に対し、投票所において取り扱いが異なり、公平、公正性を欠くと疑問を持たれぬよう十分配慮してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 どういった便宜を図ったかということを問題にしているわけではないのです。便宜を図ったのが投票所全部で便宜が図られていれば別に問題ではないのです。でも、結果としてどういった便宜を他の投票所で図っていたとしても、一つの投票所では違った対応をしたのだから、公平に行われたと言えないということを認めるべきではないかというふうに思っているのですが、選管委員長ではないですので、そういったことをここで表明して、次のことに移ります。

3項目め、農業委員会委員選挙についての考え方です。これは、異議申し立てをした方への答弁書の中にも書かれていることですが、平素熟知の代表を選出する選挙だから、準用条文が限られているとする見解についてです。農業委員会委員選挙の選挙人は、一定の条件を持つ者に限定されているのは皆さんご承知のとおりです。だからといって選挙人のすべてが多数の被選挙人を平素から熟知しているとは考えられません。何千人かの選挙人がいる中で、そのうちの十数人を何千

人かの人たちが平素から熟知しているなどと、そういった考えをしているとしたら、これは変えていただかなければならない。また、平素熟知の代表を選出するから、準用条文も限られているという見解であれば、小さな町や村であればもっとちっちゃな何百人かの、そういう選挙区になるような地方選挙もある。そこでは、平素熟知しているから、いろんなのしなくていいのかといったら違いますよね。だから、そういう点では選挙本来のあり方についての認識が違っているというふうに思うのですけれども、この点についてのお考えをお伺いします。

○議長 長 事務局長。

○選挙管理委員会事務局長 農業委員会委員の選挙人名簿に登録される人数も農家の離農等によりまして年々減少してございます。先ほど何千人というお話がありましたが、今回選挙当時の有権者数は1,396人ということで、前回選挙が行われた平成5年は2,286人、差し引きしますと890人も減少しております。このように大幅な減少により、選挙権を有する者は限定されており、農業委員会委員選挙については一般の選挙とは異なりまして、だれでもその選挙に立候補できるというものではございません。また、投票できるものでもありませんし、その選挙権及び被選挙権には耕作面積等の一定の要件、満20歳以上とか、30アール以上持っているとか、60日以上耕作に従事というものがあります。耕作農民相互の平素熟知の間柄の代表を選出する選挙でありまして、公職選挙法の準用条文も必要最低限のものが定められてございます。さきに答弁しました投票記載所の氏名等の掲示のほか、ポスター掲示場の設置、選挙公報の発行なども準用されておられません。しかしながら、先ほどお話ししました旭川市は一切氏名掲示等をしなかったということで、各投票所において非常に苦情が殺到したと、困ったということで、次回からは氏名掲示を検討するというようなことを話してございました。このように法を遵守した結果混乱を生じましては、選挙事務に支障を生じかねないので、全国市区選挙管理委員会連合会などを通じ、国に対して法改正の要望を提出するよう全国市区選挙管理委員会連合会北海道支部に働きかけてまいりたいと思います。参考ですけれども、投票立会人の選任につきましても現在これが要望が上がっています。このように農業者が減少している中でその中から、例えば第8の9の2転作研修会館でしたら有権者47人しかいません。そこで投票管理者1人と立会人2人、合計3人を選ぶというのは、私たちも大変苦勞しました。そのようなことも今上がっていますので、同じように国に対して働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 長 窪之内議員。

○窪之内議員 最終的には旭川のように何もしなかったところが混乱を招いたということで、滝川の選管においてもこういった方向を改善していきたいという方向が示されましたので、納得できない答弁の中身はいろいろあるのですけれども、この件については以上にして、次に移りたいというふうに思います。

◎2、介護保険

1、第3期介護保険事業計画策定

2点目、介護保険行政についての質問です。1項目め、第3期介護保険事業計画策定に関してですが、介護保険事業計画が実態に合ったものとするために実態調査やアンケートの実施を求めるものです。介護保険事業計画は、厚生労働省の数値目標に合わせるのではなく、地域の高齢者と事業者の実態に基づいた住民、利用者、事業者の声が反映される計画とすべきと考えます。そのため、過去の計画策定のときにも実態調査やアンケート等を実施していますが、今回については実態調査やアンケートは実施したのかについて伺います。

○議長 市長。

○市長 今度の計画は、18年から20年度までの3カ年計画であります。市民の生活実態あるいは意識、要望等を把握をするために7月に実態調査を実施をいたしております。一般高齢者調査、介護保険居宅サービス利用者調査、在宅サービス未利用調査、施設入所者調査、介護サービス事業者調査、5種類の調査を対象者2,010件に対して調査をしたところであります。回収率は54パーセントから76パーセントの実態であります。なお、この調査の結果は今集約中であります。10月末までには取りまとめて分析、発表したいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 実態調査5種類を行って、計画に反映させていきたいということでしたので、そうした調査が反映された計画となるよう要望したいと思います。

次、2点目ですが、新予防給付の実施計画策定に当たってについて伺います。介護保険法の一部改正に伴い、新しい取り組みが求められています。その一つが新予防給付で、要支援1と2の方を対象とした事業となります。政府は、昨年度全国69市町村で介護予防のモデル事業を実施し、このうち48市町村についての結果を明らかにしました。その内容は、筋トレを行った人の16.3パーセントが状態の悪化、また体の痛みや心の健康の項目で悪化した人が約3割に上ったことが数字で示されました。このように予防給付によって逆効果となったり家事援助などのサービスを受けられなくなったことでかえって精神的な状態悪化となるケースのあることがモデル事業によってはっきりしました。こうした結果を参考に、新予防給付の実施計画策定に当たっては、介護予防効果の検証を行うとともに、予防給付の対象者は利用者の状態や意思を十分反映することが求められていると思いますが、実施へ向けた考え方、方針について伺います。

○議長 市長。

○市長 モデル事業でさまざまな実態が明確になってきているようであります。こういう課題があるということ把握するためのモデル事業でありましょうから、そういうことを十分念頭に入れながら運営をしていくことが必要だというふうに思います。要支援などの軽度の方々は、今ご指摘のあったのとは逆に、例えば炊事や洗濯代行を利用するとかえって機能が落ちて状態が悪くなる場合もないわけではありません。むしろそちらの方が多いのではないかという気がいたします。したがって、適切なケアマネジメントに基づいてサービスが提供されると、そういうことが行われれば大きな混乱は生じないというふうに認識をしております。したがって、適切なケアマネジメントができるのかどうかと、そのための能力開発、研修というものにも十分配慮していかなくてはならないというふうに思います。介護予防につきましては、国の給付分科会で、先ほども

ご質問にございました運動機能による機能向上、あるいは栄養改善、口腔機能の向上などを導入するという事で検討しているわけであります。いずれのサービスメニューにつきましても地域包括支援センターが要支援者に対して、運動機能等の評価、計画の作成、週一、二回程度の機能訓練等を機器使用については3カ月、機器使用しない場合については6カ月実施しながら、目標の達成度、運動機能等の評価を行うという考え方であります。したがって、筋トレをずっとやり続けて、逆に機能悪化をするということのない、先ほど申し上げた3カ月、6カ月というのは上限の話でありますけれども、こういうことをやりながら達成度、機能評価を行っていくと、そういう考え方であります。計画策定に当たりましては、市民会議での議論も十分反映させたいというふうに思いますし、健康老人比率の向上、あるいは介護度悪化防止等のために経験のある保健師等を配置をする、あるいは対象者の状況や意思を尊重する、そういう中から介護予防事業の趣旨に合ったサービスを提供することを計画に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 来年度から行われる事業ということで、モデル事業も行い、その中での適切なケアマネジメントに基づいてやるという方向がうかがえました。適切なケアマネジメントだろうというふうに考えても、本人、お年寄りというのは自分が本当にそうなのかということをお納得するまでにはそれなりの時間がかかる方もいらっしゃると思いますので、そういったことも配慮した上でぜひ進めていただきたいというふうに思います。

市長の答弁にもありました新予防給付などを行う地域包括支援センターの整備についての質問に移りたいと思います。これも新しい取り組みとして、地域の中核機関となる地域包括支援センターの整備も義務づけられたところであります。先ほど言った要支援1と2の方のケアプランの決定や地域支援事業の運営、高齢者の相談業務など多くの業務をこなしていくセンターで、保健師などの人的配置も求められています。こういった人の配置を初め、準備が整わない場合は2年間の猶予期間もあります。次期介護保険事業計画において本市ではどのような整備を検討しているのか、このセンターについても利用者や事業者の声が反映される計画をつくる方針なのかについて伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 滝川市におきましては、地域包括支援センターは18年4月から設置をするよう検討中であります。地域包括支援センターを開設する市町村は、運営協議会を設置しなくてはなりません。この運営協議会がセンターの運営評価、地域連携、職員配置などさまざまな事項に対して意見を具申するということになります。そして、運営協議会の構成員は、サービス利用者、それから第1号及び第2号被保険者の代表、サービス利用者の代表です。それから、介護保険サービス事業者の代表、関係団体代表等に参加をいただくということになりますので、ご質問のございました利用者や事業者の方々の声も反映される体制づくりになるというふうに考えております。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、1点、運営協議会が今言われたようなことで進められ、意見を具申するような組織となるということなのですが、運営協議会の委員の選出の方法についてはどのようにお

考えになっているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 先ほど選出区分の一部を申し上げましたけれども、こういう選出区分に基づいて、それでは具体的にどういうふうに選考するのかというのはこれからの検討課題であります。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは次、自治体独自の利用料減免制度の創設を求める質問に入りたいと思います。この点については、議案が審議されたときに質疑を行って、そういった考えはないというような答弁もいただいているのですが、改めて本会議場で市長にお考えを伺いたいというふうに思います。介護保険法の一部改正による居住費や食費の利用者負担を定める議案については、日本共産党は反対したのですが、国会では可決しました。利用者によってどのように変更になるかを所管のお力もおかりして調査しました。厚生常任委員会で示された標準基準額での新旧比較と社会福祉法人減免を受けている方の新旧比較を行って、改めてその負担増の大きさに驚きました。標準基準額では、新基準で低くなるというふうにされていた方たちが現行法人減免を受けているために新しい法人減免を適用した場合ほとんどの方たちが利用者負担増になるということがわかりました。本人の収入だけでは負担できない、援助していただける家族もない、こうした方たちが必要なサービスさえ削らざるを得なくなる、こういった事態も考えられる状況です。低所得者に対する新しい軽減策が実施されますが、それでも多額の負担増となる方が大勢いらっしゃると思います。こうしたことを解消するために、自治体の独自財源でできることは本当に限られているというふうに思うのです。思うのですけれども、独自の利用者減免について検討し、ぜひ第3期の介護保険事業計画に反映させていただきたいというふうに考えます。具体的な例が幾つかあります。既に東京の荒川区は通所介護と通所リハビリの食費について、世帯全員が住民税非課税の人を対象に各施設が定める食費自己負担額の25パーセントを補助することを決めたり、長野県の松本市では自己負担分を2分の1に軽減する国の社会福祉法人減免制度を独自に拡充して、事業者を民間事業者にも広げ、サービスの種類も訪問入浴や訪問介護、通所リハビリに拡大するなどの例も生まれています。この点について検討していただきたいというふうに思うのですが、市長のお考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 自治体独自の利用料減免制度の創設ということですが、ご質問にありましたように法人減免可能な事業所が実はたくさんあるわけです。当然特別養護老人ホーム緑寿園におきましても法人減免が可能であるわけであります。この対象の皆さん方は、低所得世帯の皆さん方です。したがって、法人減免のあるところに行っていいただければいいし、それは選別の問題であると。法人減免がきかないような施設ばかりであるという場合には何か対策を講じなくてはいけないという気もいたしますが、サービスのケアの状況と、それから支払い可能な金額というのをあわせてプログラムを組まなくてははいけませんし、そういうことでは十分対象の皆さん方とはご相談させていただいて決めていくわけであります。したがって、法人減免のきくところでサービスを受けたいということであれば、それは可能なわけでありますから、基本的に国の制度を超える単独の上乗せ制度

あるいは横出し制度、そういうことを考える気持ちは現在のところありません。

○議長 窪之内議員。

○窪之内議員 市長は、法人減免のことをおっしゃいました。法人減免を受けている方たちが今回負担増が多いのです。というのは、法人減免が1割の半分、50パーセントだったものを25パーセントに減らされる。計算の式はいろいろあるようなのですが、そういうことで法人減免を受けていてよかったなと思う方たちが現状緑寿園に入れば法人減免ですから、そういう方たちが引き続き入っていく場合も法人減免きくのですが、その法人減免の率が下げられたことによって負担がぐっとふえる、年間10万単位でふえてくる方たちがいらっしゃるということもあって、実態を本当によく把握していただいて、市長がおっしゃるように支払い可能とケアと考えていけば、本当はこれだけケアを受けたいのだけれども、支払い可能なお金がないからとやめてしまうケースも生まれかねないということで、改めてもう一度検討していただく気持ちはないかについてお答え願いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 介護保険法の改正は、在宅サービス利用者、それから施設サービス利用者に公平な負担を求めて、そして介護保険制度を安定的に持続可能にするために行うものであります。その一つとして、ご質問のありました法人減免、ほかの方は1割負担でありますけれども、2分の1減免をするという制度がありました。この2分の1減免をするというのは、やはり安定的に持続的に介護保険制度を運営をしていくためには5パーセントでなくて7.5パーセント負担をしてくださいというふうに改正をされたわけであります。私は、なかなか大変だというふうに思いますけれども、しかし滝川市独自で2分の1になるまで穴埋めをするという国の制度を補完する、そういうところまで考えは及んでおりません。ぜひともサービスの水準と負担の水準を考えて、私どもも該当の皆さん方によく相談に乗って、ケアプランができ上がると、そういうふうには最善の努力を尽くしたいと思っております。

○議長 窪之内議員。

◎3、教育行政

1、市内小学校での悲しい出来事を教訓にして

○窪之内議員 残念ですが、市長のお考えが変わらないということですので、3件目の教育行政の方に移りたいというふうに思います。

前段の議員の質問等もありますので、それらを参考に質問をさせていただきたいと思いますが、初めに事故の当事者の子供さん、その方の回復を心から願うとともに、ご家族への適切な対応についてお願いをしたいと思います。その上で質問をさせていただきたいと思います。

児童生徒の心のケアについての基本的な考え方と具体的な対応についてです。けさ付の新聞と先ほどの教育長のご答弁を聞きました。新聞報道では、子供たちの動揺も和らいできており、学校は落ちつきを取り戻しつつあるというふうに掲載されていまして。また、先ほど教育長の答弁では、大分落ちついてきたということで、スクールカウンセラーが現在1名という話もされました。でも、

この状況については、私は認識が甘いのではないかというふうに感じています。地域ではいろんな話が物すごく広がっています。これは本当のことか、いろんな経過について教育委員会が発表されていませんから、それが事実なのか全く根も葉もないことなのかというのは別なのですが、実際には先ほど被害者、加害者という言葉もいじめの問題でされました。加害者の名前を特定して、その名前がかなり広範に広がっております。そのことが子供たちの耳に入り、保護者の耳に入っていることは十分考えられます。子供さんを持たない方たちの間でかなり名前が明らかになっているという状況の中に、一見表面では穏やかな状態になってきているのかもしれませんが、子供たちの心の中は非常に複雑だと、私はそんなふうに思います。いろいろ思い悩んでいる子供さんが数多くいらっしゃると思います。私の親しい方の子供さんは、今までにないほど親に甘えている。こういうのが今も続いているというふうにおっしゃっています。こういったことを本当に理解されているのかなど。きょうはまた違った報道機関が違った記事を出したように、事故後子供たちに対する報道機関の取材があったりと、経験したことのないような、そういった精神的負担を子供たちが受けたことは間違いないと思っています。しかし、子供たち自身がこの事故を受けとめ、先へ進んでいかなければならないわけです。子供さんによっては、乗り越えなければならない壁の高さは違うのだと思いますが、でもそれぞれ全員がこの壁を乗り越えていくためには本当に長期的な対応、今スクールカウンセラーを1人にするのではなくて、今こそそういったことに重きを置きながら長期的な対応が求められているのだというふうに思っているのですが、この辺についてのお考えと事故が起きた学校以外の児童生徒や保護者への具体的な対応はなさったのかについても伺いたいと思います。

◎議事延長宣告

○議 長 本日の会議は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

答弁を求めます。教育長。

○教 育 長 この問題につきましては、先ほど三上議員さんにも申し上げましたとおり極めて大きな問題と、そのように考えておまして、起こさないためにどうするかという問題ももちろんありますけれども、先ほど言いましたように緊急な問題として現在の子供のケアをどうするかと、それから客観的な原因究明等について今全力を挙げていただいていると、そういう状況でございます。その結果につきましては、きのう総務文教常任委員会で報告させていただきました。ただし、それで終わりということではなくて、今後とも原因の究明、ケアあるいは中長期的なことについて、先ほど三上議員にも申し上げましたけれども、取り組んでいきたいと、このように考えております。いろんな情報が錯綜しているということも考えられます。学校といたしましては、起きた直後に早速該当学年の保護者に対しての説明会、あるいは全体の保護者への説明会、それからしばらくたちましてからまた該当学年の保護者を集めて状況等の説明、対応について話し合いをしております。今千羽ヅルを折りながら、静かな環境で励ましていこうと、そういうありがたい保護者の方々の行動が起きておりますけれども、そういったことを今重ねております。来週、まだ日にちは確定しておりませんが、学校といたしましては経過等がございますので、その経過で客観的に申し上げられる内容、これについて来週にでも説明会を開きたいと、その旨日程調整を今図っていると、

そのように承知しております。この種の問題全般でございますけれども、いろんな憶測が出てまいりますけれども、学校といたしましても教育委員会といたしましても客観的な事実は事実として対応いたしますけれども、あらぬうわさについてはできるだけ子供たちに心理的なケア、あるいは悪いインパクトを与えないようにガードをしながら一人一人の子供に対応していると、そういう状況でございます。先週まではうちの指導室長もずっと常駐してその状況の把握に努めておりましたけれども、今も毎日状況の把握に努めて、電話でやりとりやっている、あるいは必要に応じて室長以下教育長、部長等も出かけていって事実関係とか対応に当たっていると、そういうことでございますので、そういう臨戦態勢と言ったら失礼でございますけれども、そんな状況を今後とも続けていきたい、このように考えております。今議員さん指摘のようなことがないように十分対応していきたいと、このように考えております。

さて、心のケアと、そういうことでございますけれども、いろんなことが考えられます。例えば友達の突然の事故、これを身近に経験したり聞いたり、こういったことを起こしますと子供は不眠になったり食欲不振になったり、いらいらが起きたり、さまざまな症状が出ると言われております。これは、臨床心理士にも話聞いておりますけれども、そういう状況であると。あるいは、その症状もその日に出てくる子供、あるいは1週間たって出てくる子供、出る内容と出る時期についてもさまざまな状況であると、そのように分析しております。そのために、何といっても一人一人と接して、その一人一人の状況をいかに把握するか、そして一人一人の状況に合わせたきめ細かな対応が必要であると、これが基本的な立場であると、このように考えております。トータル的には、先ほど三上議員さんにも申し上げましたようにカウンセラーを導入して心のケアに当たっておりますし、あるいは今後とも継続して、これはまだ見通しありませんけれども、少なくとも半年はつけていただきたいということで今対応しておりますから、できたら10月から3月までさらに専門家においていただいて対応していただく旨考えて、今進めているところでございます。はっきりはもちろん決定しておりませんが、ぜひそのような対応で当たっていきたいと思っております。ただ、学校という場合はスクールカウンセラーに任せておけばいいということではございません。専門的な立場で重点的に行うことはスクールカウンセラーの役目でございますけれども、教職の道にある教職員それぞれが専門性を発揮して、そして一体となって取り組んでいくと、そういうことが必要かと思っています。そんなことで今やっていただいておりますけれども、そのためにとにかく子供に接する時間を多くとりたい、授業中に、あるいは行事を通して、あるいは放課後活動を通して一人一人の子供に接する時間を多くしていきたい。そして、その接する時間を通して子供の反応に気づき、それを受けとめ、そして小さな反応であっても対策とケア、教育相談をしていただくと、そういうことで江部乙小学校では取り組んでいただいております。

保護者に対しましては、スクールカウンセラーと相談いたしまして、具体的なプリントをすべての家庭に配布していただきました。家庭においてもそういったことで留意していただきたいということと同時に、スキンシップ、そういったことも十分努めていただけないでしょうか、あるいは、大きなショックを和らげるためにお父さん、お母さんにこんな点に配慮して取り組んでいただけないでしょうかと、そういうプリントをすべての家庭に江部乙小学校は配布させていただいております。

ます。今申し上げましたように、スクールカウンセラーを中心として子供の心のケアをするために校内でチームをつくっております。専ら子供に当たる、これが主でございますけれども、あるいは教職員の連携、具体的な確認事項はどんなものかというチームとか、あるいは外部団体との対応をどうするか、そういったチームをつくって今一生懸命取り組んでいただいていると、そういうことでございますので、私たちも常にそういった情報を確認しながら支援をしていきたいと、このように考えております。大きく……

(何事か言う声あり)

○教 育 長 学校の対応ですね、ほかの学校。ほかの学校につきましては、9日にまず緊急に学校長に集まっておきまして、申し上げていい情報について申し上げ、そしてこういったことが二度と起きないように、そういうことで一人一人の子供の実態把握をしていただきたい。もしこんなことが起きたら困る。ただし、これは江部乙小学校だけの問題でないよと。いつどの学校で、全道の学校で起こるかもしれないという、そういう考えのもとに実態把握と、それから対応をしてくださいということを9日の日に4時から緊急の校長会議を招集いたしました。そして、さらに月曜日、12日に再度校長に集まっておきまして、学校でどういう状況で今活動しているのか、そういったことを話し合いながら、再度綿密な対応をしていただくことで対応しております。それから、15日の日に、今までよりも倍ぐらいの長文でございますけれども、教育長名で通知を出させていただきました。そして、各学校の配慮事項、これを6点ばかり詳しく書きまして、こういったことで対応していただけないでしょうかということを書きをもって15日に通知をしていると、そういうことでございます。校長会といたしましても、江部乙に当初は2人ぐらい、何かあったら支援していただくということで上げて対応していただいていますし、今校長は15日の通知を、スタンス、それをもとにしまして取り組んでいただいている。それから、先ほど言いましたように各学校の現状を把握すると、再点検ということで、幾つかの項目たくさんありますけれども、それを各学校に既にもう配布して、そして今調査をしていただいているところと、それをもとにして先ほど三上議員さんに申し上げたような対応策を早急に中長期の対応もやっていきたいと、そういうことで考えているところでございます。

大きく二つありましたけれども、一つ目について申し上げます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 事故が起きた学校以外への対応については、三上議員への説明と同じ範囲だったのですが、学校長だけではなくて、子供の把握とともに、その学校において学校長から児童生徒や保護者へこういった対応をなさいというような、そういうことは具体的にされていないのかということが1点と、専門家の投与という話もされていて、臨床心理士の話も今出たのですが、特殊な事故が起きた以上、この対応というのはこういうような事故を経験したりこういうような事故にどう対応するかということで経験を持っているような、そういう方たちに来ていただいて対応するという、そういう専門家の投入について昨日の総務文教常任委員会で共産党の清水委員からも要望は出ていると思うのですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議 長 教育長。

○教 育 長 まず、校長の対応でございますけれども、普通の場合十分共通理解を図りながら、そして組み立てていくと、そういうことでございますけれども、まさに危機管理でございます。危機管理の場合は、場合によっては校長のトップダウンで迅速に、しかも最もベターな対応をしていかなければいけないと、そういうことでございます。そういうことから、以前から教育委員会では危機管理の様式を配っておりますけれども、道教委で作成したものもありますので、再度それを配って、学校で取り組んでいただいているということでございます。ただし、校長は、いつ何が起きるかわかりません。危機管理マニュアルがなければできないということではないと思っています。それは一つの参考であって、どんな場合でも校長は緊急の場合に対応しなければいけないと、特に江部乙小学校の場合は起きたときに私、部長も飛んでいきましたけれども、校長は役割分担をして、すぐ実態把握をしようと、そして心のケアをしようと、しかし今は動揺しているので、説明文書をもって、保護者に持たせて子供を帰そうと。そして、帰すときに子供たちを教員が引率して、そして家庭訪問もしようと。家庭訪問で十分相談もしようと、そういうことでケアをしながら送ってまいりました。その対応については、校長は適切な対応であったと考えております。それから、保護者等々が動揺するということがもちろん十分考えられますし、大変な動揺であったかと思っております。そのために、その日のうちにPTAの役員会あるいは説明会等々をして、状況についてご理解いただきました。危機管理の第一歩としては、私は適切な対応であったと、このように思っておりますし、今後とも校長のリーダーシップは大いに発揮していただきたい。ただし、トップダウンばかり続けていくということではございません。教育というのは総合力でございますから、その総合力を発揮するためにいかに教職員が一つになって組織的な動きをするかということでございますので、そんなことで対応していただいているところでございます。

さらにご質問……

(「専門家は」と言う声あり)

○教 育 長 専門家につきましては、スクールカウンセラー、これは臨床心理士です。そこで、こういうことが起きた場合にどういう対応をするかというのは、普通の教員とは違うのです。例えばここにプリントありますけれども、子供たちにあらわれる反応はこういう反応がありますという、臨床心理士であるスクールカウンセラーが出したものでございますけれども、お友達が事故に遭った場面が目前にあらわれるような気がする、事故があったことに対して自分を責める、自分がお友達を助けることができなかったと責める、怖い夢を見る、ふだんは余り言わないのに頭痛、腹痛を訴えるなどなど、専門的な反応の状況、あるいは気をつけていただきたいこと、こういったことを保護者にも配って対応していると、そういうことでございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 スクールカウンセラーがそうした専門的な知識を持っているということは知っていて、私は経験のあると、こういった場面に遭遇し、こういったことの解決に当たっている、そういう意味での経験がある専門家、文書の中ではなくて実際にこういった事故、事件にかかわってきた、そういう専門家をちゃんと投入してほしいという、そういう要望をすべきでないかというふうに質問しましたので、この件についてお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教 育 長 心のケアでございますけれども、重点化を図って進めております。養護教諭、担任、これが常に子供と会っておりますけれども、どうもこの子が沈んでいると、あるいは話したがいと、そういった子供については重点的にスクールカウンセラーがケアをしていると、そういったことで、1番目にこの子供を、2番目にこの子供をとということを今学校でやっていただいております。そして、今スクールカウンセラーの状況では徐々に落ちつきを取り戻してきているという状況でございますけれども、ただ心の葛藤は大きなものがあるかと思えます。ですから、心の奥をつかむ方法は何なのかと、そういったことを今やっている最中でございますけれども、どうしてもちょっとすぐれないとか重いということについては、もちろん医学的な立場で対応することも視野に入れながら現在やっている、そういうところでございます。より専門的なことが必要な場合は対応するということも考えつつ対応しておりますので、申し上げておきたいと思えます。

以上でございます。

○議 長 窪之内議員。

○窪之内議員 それでは、最後についてですが、今後の体制の再検討については、先ほど三上議員の質問の中で大分ご答弁されましたし、私の質問の中でも出てきています。ただ、これを考える前提についての認識についてお聞きしたいというふうに思っているのですけれども、今までいろいろ取り組んでこられました。それで、先日は学校における暴力行為の調査結果が出されて、中学校と高校で減った反面、小学校では前年比18パーセントもふえたということで、今何が起きてもおかしくないという状況の中で、教職員の皆さんは今までもずっと頑張ってこられたわけです。でも、頑張ってこられたのだけれども、こういう事故が起きたわけですから、現行の対応では児童生徒の真の声や心の声を酌み取る点で十分ではなかった、こういう認識に立たないと今後の対応が間違ってくるのではないかというふうに思っているのです。まず、この認識がそういうふうに思っていて、全部間違っていると言っているのではないのです。不十分だったから、こういう事故が起きたのだという認識に立つことが必要だと、こういう認識に本当に立っているのかどうかをお伺いしたいということが1点ですが、この事故が起こった後家庭訪問なされた教師の方が、子供さんの状態がおかしいということで家庭訪問されたのです。その子は仲間外れの状態だということを保護者が訴えたのです。保護者がその現場を見ていて、こういう事実があったというふうに訴えた。それを受けた教師は、その話をそらしたのです。これは実際にあったことですから、この事故が起きた後の同じ小学校における教師の対応でこういうことがあったのです。だから、先ほどからいろいろおっしゃっているのだけれども、中身は違っているのではないのですかということをお伺いしたいというふうに思っているのです。教育委員会が本当につかんでいると思っても、子供たちを抱えた親たちはそういう教師の態度に物すごい不満を抱いているということもありますので、そういうことも現実にあるのではないかとということで今後の対応に当たっていただきたいというふうに思います。1点、その認識のことについてだけお伺いします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 今の後半の件でございますけれども、早速調査をしたいと、このように考えておりま

す。また、その点でもし差し支えない範囲で具体的な事実を教えていただくことができるのであれば、窪之内議員さんにも直接相談したい。そして、具体的な事実を確認して、早速対応していきたいと、このように考えております。

今回の事故に対して、教育委員会も含めてですけれども、学校に対してどのような認識を持っているのかと。基本的には三つの観点で学校を考えております。一つは、このような事故が起きたと、こういったことで何らかのサインがあったのではないかと、そのサインをつかめなかったということについては極めて残念であると。そういった意味では、教育が行き届いていなかったのではないかと、こういったことで第1点目認識を持っております。二つ目の認識でございますけれども、6年生の子供でございますので、学級経営がうまくいっていたのかどうか。学級経営というのはいろんな学級経営のねらいがありますけれども、よりよい人間関係を醸成するという意味の学級経営がうまくいっていたのかどうか。例えば学級担任と当該児童、それから学級担任と学級の子供たち、それから学級の子供たちの人間関係、そういう意味で学級経営が至らなかったのではないかとという認識を持って二つ目は対応させていただいています。それから、三つ目でございますけれども、こういった事故が起きたということは、学校全体の組織体制、こういったことが問題でありますし、その体制についてもこの際もう一度作り直すと、そういったことを考えておまして、体制についても不十分であったと、こういう認識。学校に対しては三つ持って、今対応しているところでございます。ただし、この三つを統括して指導、助言するのは教育委員会、教育長でございますから、今までの留意してやったつもりでございますけれども、教育委員会の指導徹底という面でも深く反省しなければいけないと、そういう認識のもとに対応させていただいております。

なお、若干つけ加えますけれども、この認識のほかにどんなことで取り組んでいくかということでございますけれども、体制の再構築、さっき言いました3点目、これを何としてもつくっていきたい、このように考えております。そのために、いつでもどこでもだれでもということを基本にして、教職員が常に一体となっていていっているのかどうかの基本姿勢、これを大事にしていきたい。さらに、一人一人の心に響く授業をやっているのかどうか、一人一人に出番のある学校経営、学校行事をやっているのかどうか。やっているとしても不十分ではなかったのか。遊びを通して心の触れ合いを深めることができたのかと、ともに汗する体験を共有することができたのか。あるいは、教師と児童生徒、児童生徒同士の人間関係、先ほど言いました。さらに、教師が受容的な態度で子供に接することができたのか。再度繰り返しますけれども、教師としてこれらのことを踏まえつつ、子供のサイン、子供の心の奥の叫び、こういったものをつかめなかったのか、つかむためにどんな改善をしなければいけないのか。教師としては、特にはっと気づく感性、これが何よりも大切だと思っています。ですから、この感性を磨くために教師の情熱とか真剣さとか思いやりとか責任感、使命感、こういったものをもう一度よみがえらせるように私どもは努力していきたい、このように考えております。そのために、さっき言いました再点検を今図っていると、そういうことでございまして、何よりも教師が環境として一番大事でございますので、教師の専門性、人間性、社会性、こういったものをもう一度考えながら教師の総合力を高めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○窪之内議員 終わります。

○議 長 以上をもって窪之内議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することと決めました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 4時13分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員

平成17年第3回滝川市議会定例会（第18日目）

平成17年 9月29日（木）

午前10時02分 開 議

午後 2時40分 閉 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

日程第 3 議案第14号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

日程第 4 報告第 4号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

日程第 5 報告第 5号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について

日程第 6 報告第 6号 株式会社滝川グリーンの経営状況について

日程第 7 報告第 7号 監査報告について

報告第 8号 例月現金出納検査報告について

日程第 8 意見書案第1号 自治体病院の医師確保対策を求める要望意見書

意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第3号 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める要望意見書

意見書案第4号 17年産米の需給適正化等に関する要望意見書

意見書案第5号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書

意見書案第6号 がん対策の推進強化を求める要望意見書

日程第 9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○出席議員（21名）

1番	山 腰 修 司 君	2番	三 上 裕 久 君
3番	久 保 幹 雄 君	4番	大 谷 久美子 君
5番	石 田 昇 君	7番	渡 辺 精 郎 君
8番	清 水 雅 人 君	9番	本 間 保 昭 君
10番	大 累 泰 幸 君	11番	田 中 敏 男 君
12番	堀 田 建 司 君	13番	谷 口 昭 君
14番	山 木 昇 君	15番	酒 井 隆 裕 君
16番	窪之内 美知代 君	17番	中 田 翼 君
18番	田 村 勇 君	19番	藪 内 英 之 君
20番	井 上 正 雄 君	21番	水 口 典 一 君
22番	坂 下 薫 君		

○欠席議員（0名）

○説 明 員

市	長	田 村	弘 君	助	役	深 村	完 市 君
収 入	役	門 山	伸 夫 君	教 育	長	安 西	輝 恭 君
監 査 委 員		八 幡	吉 宣 君	総 務 部 長		末 松	静 夫 君
市民生活部長		大 竹	敏 章 君	保健福祉部長		松 井	雅 昭 君
経 済 部 参 事		江 上	充 明 君	建設水道部長		池 田	隆 君
建設水道部参事		木 下	善 雄 君	教 育 部 長		辰 巳	信 男 君
監 査 事 務 局 長		谷田部	篤 君	病院事務部長		東	照 明 君
秘 書 課 長		若 山	重 樹 君	総 務 課 長		高 橋	賢 司 君
企 画 課 長		舘	敏 弘 君	財 政 課 長		西 村	孝 君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	林	弘 君	事 務 局 次 長	飯 沼 清 孝 君
主 査	中 川 祐 介 君	主 査	鈴 木 靖 子 君	

開議 午前10時02分

◎開議宣告

○議長 長 ただいまの出席議員数は21名、全員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において渡辺議員、清水議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長 長 日程第2、前日に引き続き一般質問を行います。

なお、この場合5名の方の質問が既に終了しておりますので、プリントの順位6番目の方の質問に入ります。質問、答弁とも要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようにご留意願います。

酒井議員の発言を許します。酒井議員。

○酒井議員 おはようございます。私からは今回市立病院改築問題一本に絞りまして質問をいたしたいと思います。

◎1、市立病院改築問題

1、市立病院のあり方について

まず最初に、財団法人医療機能評価機構による病院機能評価の認定についてお話ししたいと思います。17年6月20日付で財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定を当市立病院が受けました。空知管内でも初めてとなるこの認定、サービス向上のみならず今後の病院運営そのものにも影響を与える大変有意義なものであったと思います。これからも病院運営はさまざまな問題ございますが、有意義な運営をこれからお願いするものでございます。さて、今議会の補正予算で調査委託費が計上されまして、滝川市立病院建てかえ計画素案づくりがスタートいたしました。この病院建てかえ問題、去る合併協議会でも大きな論点となりましたように、市民にとって極めて関心の高い問題であります。将来に禍根を残さないために十分議論する、このことは当然でございますが、それと同時にできるだけ早期に新病院となることも重要であります。今回の一般質問は、具体的な規模や診療科目などは基本構想、基本計画策定の中で検討される中身でもありますので、こうした構想策定の前提となる今後のあり方の素案づくりに向けた現在の基本姿勢について伺うものでございます。

それでは、通告の順に従いまして、質問したいと思います。現市立病院は、外来患者数1日平均1,087人、入院では296人を抱える地域に欠くことのできない病院となっております。受診患者も滝川市のみならず新十津川町、雨竜町に責任を持ち、遠くは浜益からも来院されている、こうした患者さんがいらっしゃる。こうした急性期疾患の患者を担う基幹病院でございます。しかし

ながら、中空知2次医療圏域におきましては医療法に基づく入院ベッド数が1,819床に対し2,306床と487床過剰となっております。地域医療のあり方に関する懇談会報告書では、圏域内病床数の適正化とその手順の中で、当面各病院1割程度削減することを目標に検討し、圏域内で一定程度削減することが望ましい、一般病床についてこのように書かれております。その一方で、病院間の連携により地域完結型医療を目指すことが求められており、質の高い医療サービスを提供し、圏域内の医療水準の向上を図るため、圏域の病床減数の一部を核となる病院機能の強化、拡充について活用することが望ましいと報告され、核となる病院、砂川市立病院についてはベッド数の削減がされないような表現となっております。仮に2割減となりますと、精神の50床を除いた一般病床においては現在の350床から60床減の290床となります。一般的にはベッド数がその病院の規模を図る尺度になります。9月3日付プレス空知では、8月31日のまちづくり懇談会においての小さくとも新しく最先端の医療機器を入れた環境のよい病院が患者や医師確保のためには必要とする市長の考えが掲載されておりますが、小さな病院では医師として魅力が低下し、ますます医師確保が難しくなる可能性は十分あるのではないのでしょうか。その中で結果として質の低下が避けられないのではないかと考えますが、市長の考えを伺います。

○議 長 答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。昨日に続きまして大勢の皆さんの議会傍聴がございました。私としても市民の皆さん方とともに考えて行動する立場として、大変敬意を表するものであります。

以下、ご質問にお答えをさせていただきます。一般病床の削減に関するご質問であります。中空知保健医療圏の公的な病床数というのは、中空知の人口がピークのころに比べてそう大きく減少していないのではないかとということが他面国によっても指摘されているわけでありまして。私は、病床数は過剰病床だと指摘している国の考え方というものも判断根拠に入れなくてははいけない。一方、滝川市の市立病院のベッドは常に満杯というわけではありません。病床の使用されている状況、病床の利用率、こういうものも考えなくてははいけません。そしてまた、将来の人口、そういうものも配慮の中に入れていかなくてははいけません。そういう総合的なことを考えながら病床数については考えていく必要があると。ご指摘のありました懇談会の中では、質問のありましたように当面各病院1割程度削減することを目標に検討し、圏域内で一定程度削減することが望ましいという結論であります。なお、病床の削減については、各自治体の実情もあることから、可能なところから取り進めることとするという結論でもあります。私は、市立病院は可能な限り早い時期に建てかえをすることが最も望ましいというふうに考えておりますので、建てかえの時期に合わせて実態に合った病床数を考えていく必要があるというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 病床数についてお答えございました。早いうちに建てかえに合わせてというご答弁ございましたが、今度の素案づくりはともかくといたしまして、その後の計画づくりの段階でベッド数というのは当然示されるべきだと思うのですが、ベッド数について示されるという、そういった時期はいつごろを考えておられるのかお伺いします。

○議 長 市長。

○市長　ことし調査費の予算を今議会において議決していただきましたから、まず構想策定のための調査にかかります。その後において構想策定ということであります。私としては、先ほど申し上げましたようにできるだけ早い時期に改築を進めていくためにはできるだけ早い時期に構想及び計画をまとめたというふうに思っております。今のところ、それでは何年何月に構想段階がまとまり、計画がまとまるのかというのは表明できる状況にございませんけれども、できるだけ早い時期に仕事を進めていきたいというふうに思います。

それから、先ほど病床数の削減については、これは施設整備が当然伴うものでありますから、病床数の削減に合った病院を建てなくてはいけないというふうに思います。ただ、これは、建てかえがなくても病院経営にもかかわる問題であります。したがって、病院経営にかかわって、例えば医師の配置とか医療技術者の配置がすべてかかわっていくわけありますから、16年度9,100万円の赤字決算、これを黒字化していくさまざまな対策の中で現状の病床数の検討ということは十分あり得るというふうに思います。

○議長　酒井議員。

○酒井議員　病床数については構想策定後というお話でございましたが、その中でもう一度確認しておきたい部分がございます。小さくとも新しくという部分、私も新しく最先端の医療機器を入れた環境のよい病院、それについては十分納得できる部分でございますけれども、小さくともという真意、先ほどの病床数1割減について、おおむね1割減について望ましいということで確認されたということでございますけれども、その真意について再度確認したい。

○議長　市長。

○市長　これからの2次保健医療圏の中ですべての病院が大きな病院として成り立っていくという状況にはありません。2次医療を担う病院については、そういう機能を持つ。それは、残念ながら砂川市立病院であります。センター病院としての機能を持つのは砂川市立病院であります。それと同じような機能を持った規模の病院を整備をするというのは、現実問題としても国の方針としても、これは極めて難しいことだというふうに思います。したがって、百貨店のようには考えられるすべての科目が1セット整っていくというのは極めて難しい。そういう面はセンター病院と十分な連携をとる必要があるというふうに思っております。しかし、滝川の市立病院は、主に滝川市、新十津川町、雨竜町の基礎的な機能を担う病院であります。救急医療も担わなくてはなりませんし、休日、夜間診療も担わなくてはなりませんし、滝川市立病院のお客さんは滝川と新十津川と雨竜町が9割を占めるわけであります。極めて重要な役割を担っておりますから、それに対応できる体制は整えなくてはいけないというふうに思います。

それと、二つ目は、病院は競争、淘汰の時代に入ってきました。したがって、滝川市立病院は特色あるものにしないといけないというふうに思います。私は、規模がどうのこうのということではなくて、医療と保健との連携システムが地域医療には重要だと思います。その核を担わなくてはならないというふうにも思います。これから高齢化社会を迎えながら、生活習慣病に対する対応というのは極めて重要な課題になってまいります。それが10年後とか15年後とか、いろんな影響を及ぼしてくるということになります。したがって、そういう特色のある病院にしない

くてはいけない。百貨店的に何でもある病院ということにはならない。そういう意味では、病院としての規模は小さくても特色のある、したがって医療と保健に十分対応できるような仕組みづくりと、そういうことを思っております。大きければいいという問題ではない、何が地域医療に必要なのか、これからの医療に必要なのか。しかし、そういうものはしっかりと整っていて、そういう仕組みもあり、それに対する先端的な医療も行われ、医師もしっかり整うと、そういうものにしなければ逆に医療技術者の確保さえできないと。そういうことのないようなことにしたいというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 病床数については、滝川市立病院についてはおおむね理解したところでございますけれども、ここで部長にお伺いしたいのですが、事務長会議の中で核となる病院について、これについて申し合わせの中では1割減という話が書かれておりますけれども、核たる病院については圏域の病床減数の一部を核となる病院機能の強化、拡充について活用することが望ましいというふうに書かれてありまして、砂川については適用外のような表現でございまして、これについてはどのようなお話し合いをされたのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 事務部長。

○病院事務部長 ただいまご質問のありましたセンター病院であります砂川市立病院の病床数のことについて、どのようなことであったかということでございます。正直言いまして、この問題についてもかなり議論がございました。それぞれの病院で見解が違うというところももちろんあったわけございまして、これらのことについてはいろんな意見を交わしていった中で、最終的にこういう表現ということでございます。求めていますのは、センター病院と、2次医療圏の中で基本的に地域の医療がほぼ完結すると、こういう体制についてはすべて皆さんが望んでいるところだと。そういう中で、センター病院は砂川市立病院ということで、診療科目等も多いということももちろんございます。そういう中で、砂川市立病院が担うべきと。ただ、あわせて砂川さんの場合は砂川市民の方々の基本的な医療というようなことも担っているという実情もあります。そういう中では砂川さんとしては、実際に病床の利用率が高いという中ではもっと増床してほしいという、こういう要望はございました。しかしながら、今後将来的にも人口が減っていくときに、そこが果たして増床できるのか、センター病院としての必要な病床数と地域としての必要な病床数、これらについていろいろ分けて考えるべきでないかと、こういういろいろな意見も出てきたところでございまして、表現としては先ほど議員さんが言われたような表現ということでございますが、地域全体としては先ほどご質問にもありましたように過剰病床にあるということが明白でございますので、この表現をもってして直ちに砂川市立病院は削減対象にならないということにはならないと思っております。したがって、砂川さんがこれから起債の申請等をいたしていく場合に、許可する方としても果たしてそれが圏域として適正な病床数なのかと、こういう判断がされると思っております。ただ、先ほども言っている表現の中でセンター病院としての必要な機能と、こういうものは一面では考慮されると思いますので、この辺についてはしたがって砂川さんの削減がないということではあり得ない、そういう表現ではない。しかしながら、それがどこまでなのかということについては、最終

的には国等の判断にゆだねられるのかなと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 先ほど病床利用率についてのお話がありました。15年度実績におきましては、滝川市立病院は一般病床においては79.4パーセントということでございます。先ほど砂川の方が高いという形でございましたけれども、これで見ますと82.3パーセント、それほど差があるとは思えない部分でございます。そこで、ちょっと確認したいのは、緊急にあけておかなければならない病床なんていうのももちろんあると思うのです。そういうのを除いた適正な病床利用率というのは、これはかなり低いというふうに見るのでしょうか、それとも若干低いと見るのか、おおむね適正だと見るのか、それだけ確認したいと思います。

(「ご質問の趣旨、もう一回ちょっとお願いします」と言う声あり)

○酒井議員 病床利用率についてでございます。今回の79.4パーセントの一般病床の利用率、これが低いと見るのか高いと見るのか。

○議長 長 病院事務部長。

○病院事務部長 病床利用率については、先ほどの資料ということで、砂川さんの先ほどの部分でいろいろと言われているのはたまたま昨年の、直近の部分ですけれども、ことしの正月のころ、そのころにほとんど満床状態になった時期があったと。これは、当然シーズンによっていろいろ違います。これは、病床利用率については果たしてどれぐらいが適当かというのは明確な部分がありません。ただ、経営的に一般的に言われているのは大体85パーセント程度を確保するのが望ましいというのが一般論でございます。

(何事か言う声あり)

○病院事務部長 病床の場合につきましては、100パーセントというのはなかなか難しい部分がございます。それは、各病棟にそれぞれ診療科目によってある程度振り分けをしている。それから、当然入院される方、退院される方、予約のある方ということがございますから、常にこれが100パーセント埋まるというのは非常に難しいという状況でございます。それで、うちの滝川市立病院の場合の七十数パーセントの部分というのが果たしてどうなのかという状況でございますが、これも診療科目等によって少し違いがあります。昨年の9月から産婦人科が砂川市立病院に統合になったというようなことで、現在産科での入院というのがゼロでございますので、そういう意味ではそういう病棟は非常に病床利用率が低いという状況もありますし、また内科等ではかなり高い病床利用率の部分もあるということでございます。全体的にトータルで判断をしていかなければならないと思っておりますが、先ほど市長の方から病床の部分につきましては病院の健全経営の面からもとというお話がちょっとございました。今うちの病院としては、産科の部分がないというようなことでいくと、今のままの病床でこのままいくのが適当なのかどうかということも、もちろんこれは考えてみなければならぬ問題だと思っております。病院建てかえの部分の前段としてそういうものもまた一方では考えなければならぬのかなと。したがって、実際どれぐらいの幅の利用率がいいのかということになりますと、先ほど言った85パーセントから90パーセントぐらい、この辺が実際の許可病床数と利用病床の中での適当な規模ということに、適当利用率といいますか、そういう

状況にあるのかなというふうに考えるところでございます。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 産科がゼロというのもあって、そういうのもトータルに考えますと79.4パーセントは必ずしも低いものではないなと私自身も感じたわけでございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。地域医療のあり方に関する懇談会では、自治体病院6施設の事務長が参加して、今後の地域医療のあり方について協議されていますが、その内容について伺いたいします。この中では、核となる病院の検討の中でその方向性について圏域のセンター病院である砂川市立病院が中核病院として機能を果たしていくことが望ましい、このように書かれています。その一方で参加者からの意見として、センター病院の機能を充実すると病院の一極集中が進み、周りの病院が寂れてしまう。地域の病院が生き残るような配慮も必要であり、センター病院の機能と病院の一極集中を分けて考えるべきであると、こうした意見についてお考えを伺います。

それから、滝川市立病院の機能分担としても同じように書かれています。ここでは、滝川市、新十津川町、雨竜町など広い地域の患者が受診していることから、引き続き救急医療を含め比較的高度な医療に対応できる体制整備を図っていくことが望ましい。また、成人病対策など保健的な活動を充実して、予防医療、在宅支援に資するとともに、大体そういうことが書かれています。そこで先ほども特色ある病院としてという市長のお話ございました。具体的にどういったものを考えているのか、成人病対策などと書かれています。これについてお考えをお伺いいたします。

○議長 市長。

○市長 先ほども触れさせていただきましたけれども、これからどんどんふえていくということが想定されます生活習慣病に対するしっかりとした対応ができる、そういうものが必要だと思います。従来のように何々科、何々科というのは、やはり必要だというふうに思うのです。しかし、生活習慣病、例えば糖尿病をとってみますと、それは内科だけでは対応できないわけです。眼科も関係する、整形外科も関係する、いろんなセクションが関係しなければ対応できないようになってくるわけであります。従来でありますと、目が悪くなったら眼科です。そういうことではこれからの生活習慣病は対応できない。そういう総合的な病状に合った対応ができるようなものにしないといけない。それがこれからの特色ある病院の重要な要素になってくるというふうに思います。それと、センター病院がセンター病院の機能を維持しながら圏域の保健とも連携をとった包括システムをつくっていくというのは、これは難しいというふうに思います。滝川市立病院は、4万6,000人及び周辺の自治体含めて医療と保健を総合した包括システムとして住民の健康を守っていくということが極めて効率的に行われなければならない。そういうのもこれからの健康に過ごしていくための重要な役割であるというふうに思います。そういう意味で、そういう特色を持ったものにしないといけないというふうに思います。あわせて、例えば今休日・夜間急病センターは別です。市立病院は市立病院で休日、夜間も急病であれば受け入れます。こういう非効率はなくした方がいいのだろうというふうに思うのです。いろんな意味でこれからの医療に求められる特色のあるものということを考えていきたいというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 特色を持ったものということについてさまざまご説明ございました。また、センター病院についてのご説明もございました。一つ確認したいのは、センター病院と準センターの考えというのは前と変わらないのかどうか、それだけ確認したい。

○議 長 市長。

○市 長 センター病院という表現ありますけれども、準センター病院という公式な表現はありません。滝川市は、これまで2次医療圏における準センター病院という表現を確かにしてまいりました。しかし、それは公式な表現ではありません。センター病院に準ずるような機能を持つようなという意味でこれまで滝川市は準センター病院という表現を使ってきたというふうに思いますけれども、私はそういうことよりもこの市立病院が基礎的医療と、ある部分については2次医療も担う、ある部分については1.5次医療も担う、しかもできることならば基礎的医療圏だけではない、ある部分については、先ほど特色のあるというふうに申し上げましたけれども、北海道じゅうから、あの病院のここはいいぞというふうにならなければ生き抜いていけないというふうにも思っております。準センター病院というこれまでの概念にこだわるつもりはありません。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、次の質問に移りたいと思います。新病院建設場所について、これについて北海道新聞の報道におきますと現病院を含んだ中心市街地で検討すると、こうしたものが出されております。これについての真意をお尋ねいたします。

○議 長 市長。

○市 長 どういう真意でどうお答えすればいいのかよくわかりません。しかし、新病院の建設場所についてどう考えているのかということについてお答えを申し上げたいというふうに思います。私は、市民の皆さん方が利用に便利な位置に建設する必要があるというふうに思っております。したがって、過去は大規模な公共施設を郊外立地することによって都市化を誘導していくという政策がとられた時期もありました。しかし、私は基本的にそういう時期ではないというふうに思います。どこか広大なあいている土地にぽつんと病院を建てる考え方はありません。したがって、中心市街地及び隣接地を含めたエリアで必要だと、そういうエリアが考えられなくてはならないというふうに思います。しかし、今ある位置は一番皆さん方が利用しやすい位置なのだろうというふうに思います。したがって、これから調査をしていく作業としては、かなり大きなものになりますから、現位置において建てかえることができるのかできないのかと、この検討はやってみなくてはならないというふうに思います。少しずつ建てて、患者さんを少しずつ移動するなんていう手法はなかなかとれないでありましょうから、したがって現位置に建てる場合には何かを撤去してそれを建てて、完成して患者さんに移動していただくというやり方しかできないわけです。そういうことが可能かどうかという検討とあわせて、駐車場がどうなのかということも含めて、まずそういう検討はしてみる必要があると、これが物理的に難しいし、将来に禍根を残すと、理想的なものにならないという場合には先ほど申し上げました条件の中で最適地を選ぶ必要があるというふうに思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、次の質問に移りたいと思います。4番目の質問ですが、地域医療のあり方に関する懇談会で確認された報告が今後首長などが参加する中空知地域保健医療福祉推進協議会において協議され、11月ごろに地域医療のあり方の方向性が合意される、こういう予定となっていると書かれております。この合意される予定の内容、こうした内容は相当今後の基本構想策定に影響することが予想されるわけでございます。こうした位置づけについてどのように考えているのかお尋ね申し上げます。

○議長 市長。

○市長 ご質問のありましたように、中空知地域保健福祉推進協議会に報告をするという北海道の考え方であります。報告をされた中で、きっといろいろ議論もなされるのだろうというふうに思います。最終的に懇談会の報告書がまとまった場合には、それを尊重するという立場をとらなくてはならないというふうに思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 まとまったら尊重しなければならない、これは当然のことだと思うのですが、これは事実上のあり方に関する素案の一部になるのではないかと思います。そこについてもう一度伺いたいします。

○議長 市長。

○市長 滝川が構想をつくっていく素案の一部になるというふうには考えておりません。しかし、構想そのものはそれを尊重しなくてはならないというふうに思います。したがって、事務長及び一度については6病院の病院長が集まって議論をして、そしてまとめたものであります。それがさらに中空知の協議会の幅広い皆さん方がお集まりをする、実は首長も入っております、そういう中で報告をされ、さらに意見が反映されるのでありましょう。その段階で意見としてまとめられたものは、やっぱり報告書の中でも尊重して報告書が最終まとめられるはずだというふうに思っております。そういうふうになった場合には、尊重しなくてはならないと。しかし、そのことの一部がそのまま構想にのっかっていくと、構想は滝川市が主体的につくるものであります。そういう立場でまとめていきたいというふうに思います。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 次の質問に移りたいと思いますが、総務省自治財務局によります自治体病院再編等推進要領、この中で複数の自治体が共同で行うことが望ましいと、2次医療圏における医療体制の確保を図るためと、こういうふうに書かれております。ここで、改築に当たりまして、他市町との連携、もちろん砂川市立病院も含めてでございますけれども、そうした連携についてどのように考えているのか、これについて伺いたいします。

○議長 市長。

○市長 議員ご承知のように合併論議の中で広域の統合した病院の議論が行われました。それが合併の解消とともにそういうプランもなくなったわけですが、私もその後広域的な統合病院の可能性ということについて検討もし、打診もしてまいりました。しかし、具体的な案として議論をするというレベルには至りませんでした。したがって、砂川市立病院は従来の計画どおり

その計画をお進めになる、滝川市としては滝川の市立病院改築計画を打ち上げさせていただくと、そういう歩みになったわけであります。しかし、機能分担は当然図らなくてははいけない。その機能分担のあり方というのが先ほどの懇談会の中の大きな柱であります。機能分担をした以上は、その機能分担に伴う連携策というのが必要になってくるというふうに思います。私は、これから構想をつくっていく中で地域センター病院との連携、さらに滝川市内の民間診療所との病診連携、そういうものについてしっかり議論していく必要があるというふうに思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 広域医療については先ほどのご説明で理解したところでございますけれども、病院内の連携です。そうしたものにおいて、例えば砂川市立病院さん、奈井江と連携されるという報道もされました。あとの方の質問で起債について質問いたしますが、これではなくて、例えば赤平さんとの連携ですとか歌志内さんとの連携ですとか、そうした他の自治体病院との連携ということについて、そうしたものについてはお考えになっていないのかどうか伺いたい。

○議長 長 市長。

○市長 砂川市立病院と奈井江国保病院との連携は、すばらしいというふうに思います。ああいう連携はこれからも必要になってくるというふうに思います。私といたしましては、他の自治体病院との連携、それは具体的な連携と施設間相互の、病院相互間の連携ということもあるというふうに思いますし、それからそこをご利用なさる患者さんに伴う個別の連携ということもあるというふうに思います。それから、公立病院だけでなく、先ほど申し上げました病院と診療所との連携、滝川は民間診療所が極めて充実している、小さなまちとしては非常に特色のあるまちです。したがって、病診連携ということも十分考えていく必要があるというふうに思います。いずれにしても、公立の病院間、あるいは民間の病院間の連携はしっかりやる公立病院でなくてははいけないというふうに思います。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、次の質問に移りたいと思います。昨年8月31日をもちまして、産婦人科医師引き揚げによって滝川市立病院では分娩ができなくなりました。そのため、産婦人科は、砂川からの出張医として派遣されることとなり、月、水、金の午前診療という状態が続いております。市民は、ほかにも引き揚げや出張医化する診療科がないのか心配しています。特に他の自治体病院の小児科では医師不足などからセンター病院集約化などの動きがあるという情報もあります。こうした情報について伺いいたします。私の昨年的一般質問でも同じ問題を取り上げました。このときには産婦人科医師確保については難しいとしながらも、常駐医師確保のため取り組んでいく、こうした答弁がされました。小児科についてはそういった情報はつかんでいない、こうした答弁がなされました。現在の状況についてお尋ね申し上げます。

○議長 長 市長。

○市長 今産婦人科、小児科、麻酔科を中心といたしまして医師不足、全国的な問題であります。産婦人科、滝川の市立病院で出産できないということから、それに至るまで、それから現在もお病院長には全国飛び回っていただいております。ただ、残念ながらどこでも同じ問題でありま

して、産婦人科のお医者さんは大学病院の方にお帰りになる、それからセンター病院に集約されると、そういう流れがあることは非常に残念なことでありますが、引き続き産婦人科医の確保に努力をしてまいりたいというふうに思います。1人ではだめなのです。最低2人いなかったらだめなのです。ですから、2人の確保ということには引き続きあきらめずに努力をしていきたいというふうに思います。小児科、麻酔科も含めて全国的な問題であります。今後どうなるかわかりません。そうならないような努力をしなくてはいけませんけれども、現在のところ小児科の集約化という提案はなされておられません。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 引き続き努力される、このことは評価したいと思います。現在産婦人科の医師がいないということは、私も本当に残念に思います。そこで、例えば岩見沢市さんが行ったような自前で確保すると、そうしたことの検討というのはなされたのかどうかお伺いしたい。

○議長 市長。

○市長 医局で再三の要請、反対だと、何とかしてほしいということを道も含めて大学病院に要請してきたわけであります。しかし、医局としては対応できませんということでありますから、産婦人科医を見つけるためには医局とはかかわりのないところでお願いしなくてはいけません。それが成功したのが岩見沢であります。したがって、大学病院も病院長には九州の果てまで回ってもらいました。しかし、医局としては、医育大学としては対応できる状況ではないという状況でありますから、有力なもう一つの方法としては岩見沢方式だというふうに思います。そういうことも含めて、最善の努力をするつもりであります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 こうした医師の不足、原因というのは国レベルの問題であるというふうに思うわけです。全国各地の医師不足の要因とされるのは、国立大学の独立行政法人化、これも一つの問題であります。それから診療報酬の引き上げ、こうしたものもございます。さらに、臨床研修の必修化、これも原因の一つだと言われています。こうした国の医療政策、これについてどのようにお考えなのかお伺いしたい。

○議長 市長。

○市長 私は医療政策の専門家ではありませんから、国の医療政策について論評する立場にはありません。しかし、私が国の政策について望みたいことは、医療僻地と言われるところがなくなるように、そしてまた4万6,000人いる人口規模は少なくはない地域において、公立病院において出産もできないという状況はやはり適切な状況ではないというふうに思います。住民の命を守る医療というものが全国くまなく体制が整えられていくと、システムがしっかりしていくと、そういうことを心から望んでおります。

○議長 酒井議員。

○酒井議員 現在の状況は適切な状況ではない、そのとおりでございます。ここで、滝川市立病院の広報紙、ここに記載されているのをちょっと紹介したいと思います。ここには、最後の出産に花束というものが載せられておりまして、私も「ふれあい」というこの広報紙をいつも読ませていた

だいておるのですが、最後の出産のときの談話でございます。しばらくの間分娩室から元気な産声が聞けなくなりますが、またいつの日か当院で新しい命が生まれる瞬間に立ち会い、真っ白な産着を着た元気な赤ちゃんを抱ける日が一日でも早く来ることを願っています。私も同じ考えでございます。恐らく市民の皆さんも同じ考えだと思います。引き続き努力されることを心から望むものでございます。

それでは、次の質問に移ります。補正予算の討論でも若干触れましたが、基本構想策定に当たって市民アンケートなどを実施する考えはないのかどうかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 構想を策定するときに市民の皆さん方のご意向というものをしっかり把握をしていきたいというふうに思っております。したがって、内部的な構想を策定する組織はもちろんであります。市民委員会を設置していろいろな立場からご意見をいただきたいというふうに思っております。そういう市民委員会にさまざまな情報を提供して、ご意見を賜る、そういう情報として何が必要かということはアンケートも含めて検討してみたいというふうに思います。いずれにしても、市民の皆さん方の意向が適切に把握されていかななくてはいけないというふうに思います。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 アンケートを含めて検討されると、意向把握のためしっかり尽くしていただきたいと思います。この市民委員会、以前のタッグ計画ですか、そのときぐらいの市民委員会というふうに想定していいのかどうか確認したいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 どういう皆さん方にお集まりをいただいて、どういう時期にどういう規模でというのはこれからの検討課題でありまして、急いでプランをまとめたいと思っております。

○議 長 酒井議員。

○酒井議員 それでは、最後の質問に移りたいと思います。病院事業債等取扱要領、これも総務省自治財政局発行によるものでございますけれども、この中で病院等の新設、増改築に当たっては、当該病院の経営状況、当該団体の財政状況等を十分に踏まえる中で適正な規模にすることとあります。こうした問題をクリアする見込みについてお伺いいたします。委員会の質疑の中で、こうした問題について見通し、可能性は十分にあると、経営状況についてもいろんなことがありますけれども、十分あるというふうなことを部長がご答弁されましたが、こうしたものについてしっかりとしたものというのが見えないのです。この前の委員会の質疑のこうした見通し、可能性は十分あるという起債のことについて再度お伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 病院を建設する場合にいろんな建設手法があるというふうに思います。PFIの手法もないわけではない。したがって、事業手法をどうするのかというのはこの調査の重要な課題でもあります。ただ、ご質問のありましたように国からお金を借りると、病院事業債を借りてやるということになった場合には、起債の許可をもらうための理解が得られなくてはなりません。そういう意味では、病院の経営性でありますとか、あるいは適正な規模でありますとか、そもそも自治体そ

のものの財政状況でありますとか、こういうことというのはやはり議論されていくのだろう、審査の状況に入っていくのだろうというふうに思います。そういうことについては、しっかりやらなくてははいけない。そのためにしっかりとした構想を立てるということでもあります。事業手法をどうするか、財源対策をどうするか。それがクリアできなかったらいろんなものがクリアできないわけですから、その最善の努力をしていくと。それから、起債という面ではなくて、病院そのものの許認可にかかわるようなものについては、それは国としても広域的な調整がちゃんととれるものにならなくてはならないということでもありますから、それは懇談会の中で合意されたものは広域的な調整がとられたものだというふうな理解がいただけるのではないかとこのように思っております。

○議長 長 酒井議員。

○酒井議員 これから病院についてしっかり検討されるということでございますけれども、市民の意見などもよく取り入れながら、一番いい病院のあり方は何か、これに向けて市議会も一緒になって私もやっていきたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長 長 以上をもって酒井議員の質問を終了いたします。

清水議員の発言を許します。清水議員。

○清水議員 日本共産党の清水雅人です。通告質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎ 1、ポスフル出店の影響と市長判断

- 1、進出による影響について（調査結果も踏まえて）
- 2、國學院短大が賃貸する場合の収支と責任
- 3、國學院短大との協議状況
- 4、賃貸収入でも教育目的にかなうか
- 5、土地規制維持について
- 6、遊休地の活用方法への提案

まず、1件目ですが、ポスフル出店の影響と市長判断ということについてですが、前議会でも多数の議員が質問されました。今回私だけが通告をしているということで、前段この問題の一番初めの北海道新聞を少し紹介させていただきたいと思います。これは5月28日付ですが、地域と共生が第一と國學院短期大学短大蛸原学長が会見、総合スーパー道内最大手のポスフルが市内文京町の國學院短大所有地への進出を計画していることについて、蛸原短大学長は地域との共生が第一、市と滝川商工会議所の考えを踏まえ、國學院短大の理事会に近く報告、内容を協議することになるということで、この用地は6万5,000平方メートル、1991年に市が3億9,000万円の取得資金を寄附した学校用地だけに、同短大側としては市と地元経済界の意向を尊重する意向を示したと。これから約4カ月が過ぎた時点での質問ということになります。まず、1項目め、進出による市民生活への影響についてということで、これについては市が調査をされた結果が経済建設常任委員会の方に示されております。こういう内容にも基づきながら質問を行いたいと思います。ま

ず、1 要旨目ですが、市長は前議会で市場は拡大する、この拡大する市場をどうメリットに結びつけるのかと述べていますが、既に市内大型店のチラシが芦別や美唄まで広がっている中で、新たな広がりは何億円程度が見込まれるのか伺いたいと思います。

○議長 市長。

○市長 私がさきの議会において市場は拡大すると申し上げたのは、一般論で申し上げております。ポスフルがどういう業態で進出してくるのか、どういう主力製品をもってどういうプラスアルファのサービスをしていくのか、業態がどうであるのか。さらに、規模がどうであるのか、あるいは販売戦略、経営戦略がどうであるのか、そういうことが商圈の拡大に影響してくるのだろう、極めて大きな影響を及ぼす。しかも、どの地域のどんな消費者の皆さん方を対象として営業戦略組んでいくのかと、そういうことと大いに関係してくるというふうに思いますから、何億円程度の市場拡大が認められるのだと言われても、私はそれを評価する能力はありません。前議会でご答弁をさせていただいたのは、一般論として市場は拡大すると、そういう評価をさせていただいたということであります。

○議長 清水議員。

○清水議員 この調査報告書では、ポスフル出店による影響試算というものが出されています。この図では、出店後に売り上げ全体、これは滝川市内だけではなくて60分以内で到着できるエリアということですから、芦別や美唄を越えて想定しているエリアです。これでいうと、ポスフルは10パーセントの商圈、売り上げをとると。これを仮に今の滝川市内の売り上げにすると585億円の1割ですから、約60億弱ということ、大体そういうことを想定された報告書というふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長 市長。

○市長 修正ハフ・モデルによる影響度のデータを提供させていただきました。一つの分析としてご理解をいただきたいというふうに思います。修正ハフ・モデルは、商調協の制度がなくなるところから使われなくなりました。それは、極めて大きなメガストアが出てくる、あるいはコンビニエンスストアのような新業態が出てくる、あるいはパワーセンターのようにある部分に特化した新しい業態が出てくるということから、必ずしも適合しないということで、実は商調協にもデータ提供がなされなくなった時期があります。ただ、私は、それでは影響度というのはまるっきり分析しなくていいのだろうかという疑問も片一方では感じています。いろんな問題をこの修正ハフ・モデルは多く持っております。実は重力モデルであります。大きなところが引っ張っていくという引力のモデルであります。したがって、引力が働かない特殊な業態をやっている場合には、これは機能しないのです。だけれども、何の情報提供もなくいいのかということから、修正ハフ・モデルによるデータ提供をさせていただきました。これがこのとおり影響を受けると、あるいは受けないという評価はなかなか難しいと思いますが、一つの判断根拠として、議論をする根拠として提出をさせていただいた。修正ハフ・モデルを計算する自治体というのは、私は北海道の中では知りません。極めて真摯に情報提供をさせていただいているということをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 予測が十分できる方法が余りないのだという中で努力されたということだと思います。これは、まちづくりを考える会、市商連が中心になってつくられた資料で、データは滝川の統計です。ですから、それを表をグラフにしたというものですが、ここで1点、市長、見えますか、赤い線なのですが、平成6年まで滝川市の年間販売額、それはずっと上がって、それから下がり続けているのです。一番最高のときの売り上げが……ちょっとあれですけども、いずれにしても最高時に比べると3割ぐらい落ちているのです。それで、ここで私言いたいのは、下がり続けている中で、平成6年から下がり続けるのですが、平成8年にホームック、マックスバリュ、ダイエー、ツルハ、朝日町東等々に一気にたくさん大型店が進出したのです。それにもかかわらず市内の売り上げはずっと減少しているということを考えれば、今回のポスフルでこういう減少傾向がとめられるのか、あるいはこれを上向きに変えられるのかという、量的でなくて、どんな傾向だということだけでもお答えをいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 私は、大型店及び新業態の進出と滝川市内の小売商品販売額との因果関係を分析したことはありません。したがって、そのことについてお答えすることはできません。ただ、販売額自体は、商圈人口の推移あるいは景気の動向、それから札幌及び特に旭川における商業集積の動向、あるいは年齢構成の変化、そういうものに大きく影響を受けていくだろうと。現在の販売額の推移というものは、さらに最近大きくなっているのは無店舗販売です。こういう総合としての販売額の減少があるというふうには考えておりません。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次の要旨に移らせていただきます。大型店同士の価格競争は、消費者にとって一時的に魅力的ですが、競争の結果近くのスーパーが撤退することになれば、高齢者はもちろんのこと市民全体にとって大変な問題です。りょーゆーの岩見沢店や江別店、砂川店、歌志内店などが撤退したようにポスフルが進出すればりょーゆー各店やJ A各店等が撤退せざるを得ない状況に追い込まれる可能性は高いのではないのでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 大型店の出店は、基本的に自由であります。そこで市町村長が何らかの制限を加えられる部分というのは、例えば交通上、生活環境上あるいは廃棄物処理等公害の側面から意見を言うことが認められていたのです。そういうものについては、しっかりと意見を言うべきだというふうに思います。しかし、従来の商業調整を行っていくという機能は法律的になくなりました。そういう状況にあるということをご認識をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 私は、市民生活への影響調査をされたということを踏まえて質問をしております。同じ表でこのように書いています。中心市街地で約10パーセント以上の売り上げ減少につながることを予測したということですので、ハフ・モデルで予測されたのか、その他の方法も加えたのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 これは、修正ハフ・モデルによる予測の結果であります。先ほどもちょっと触れましたけれども、この修正ハフ・モデルは分析をするデータとしては商業集積の大きさ、つまり売り場面積が何平米であるか、それと商業集積と商業集積との間の距離が離れているか、近いのかと、そういう二つの要素が大きな要素として入れられるわけです。したがって、その店の経営戦略とか努力とか、そういうものは全く除外しています。面積と距離だけの極めて物理的判断であります。しかし商売は面積と距離の物理判断だけではないというふうに思います。そこに可能性がまた出てくるのではないかというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 りょーゆーさんやＪＡさんに対して聞き取り調査を行われたかどうかを確認したいと思います。

○議 長 答弁調整で若干休憩いたします。

休憩 午前１１時２０分

再開 午前１１時２１分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

市長。

○市 長 いろんな団体の皆さん方のご意見をお伺いをいたしました。商工関係団体あるいは消費者の立場での団体、さらに町内会連合会等の地域団体、さらに老人クラブ、障害者のお立場の団体、さらに文化芸術面での団体、そういう多くの団体の皆さん方のご意見をお伺いさせていただきましたけれども、ご指摘のありました企業につきましてはヒアリング調査はやっていないという報告を受けております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この通告の前にＪＡ各店、りょーゆー各店を私回りました。コンビニエンスストアも何軒か行きましたが、非常に危機感を持っています。例えばＪＡでは、栗山店が周辺の影響で閉店をしていると。それで、１年間に前年度対比で１割とか２割売り上げが減るといいます。この数字というのは、閉店に匹敵するような売り上げの減少だと。今の不況の中でこれを食いとめるというのは大変なのです。ですから、今回ポスフルが出れば１割から２割というふうに某ＪＡの店長さんが言われておりました。という影響が出るという私の聞き取り調査の結果をまず参考にさせていただきたいなというふうに思います。

次、３番ですが、時間ありませんので、簡単にお聞きします。住宅街と文教地区に隣接する超大型店の夜１０時までの営業、これが確実となりますが、青少年育成や防犯上の問題点や課題、こういったことについてお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 新たな商業集積がその地域に出てくるということになりますと、いろんな影響は出て

くるというふうに思います。住宅街、文教地区に隣接する地域に出店をするということによって、では具体的に青少年の教育上悪いということになるのかどうかです。これは、ポスフールの出店にかかわらず、これまでは土地利用の純化というのが進められていたのです。これは、都市計画法によって土地利用をどんどん純化させると、住宅地は住宅地、工業用地は工業用地、供給処理施設用地はそこ、こういうふうにやってきたわけであります。その結果、かいわい性がなくなってきたという問題が生じてきて、これからは混在型でいこうということも積極的に進められていく、法制的にもそういうことが求められていく、そういう時代になってまいりました。当然のごとく混在型になれば、またいろんな問題がきつと出てくるのだろうというふうにも思いますけれども、時代の流れはそういうかいわい性が求められていると。整然として極めて機能純化された、それが最もいいまちであるというふうなことだけではなくてなってきたというふうに思います。私は、商業施設というものが子供たちの教育上に悪影響を及ぼすというふうには必ずしも考えません。しかし、長時間営業やると、そこに子供たちが遅くに買い物に行く可能性はゼロではないだろうというふうに思いますし、あるいは仮にゲームセンターができればそこにたむろするということがないわけではないだろうというふうに思います。しかし、それは問題が想定される、あるいは問題が起きる、そういう場合の個別の対応としてしっかりやるべきだというふうに考えております。文教地区で騒音であるということもあるかもしれません。交通量が何倍になるのかということもあるであります。そういうことについては、交通上の対策としてしっかり考えていくべきであって、だからといって商業施設が悪いということにはきつとまらないのだろうというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次、第4 要旨ですが簡単にお伺いします。交通問題への影響ですが、マックスバリュやホーマックの前、ここは出入り口や住宅街での市道での事故が慢性化していたり、4カ所で1丁目通りから自由に出入りさせているということで、警察も市も基本は業者次第という、法的にはかなりそういう部分があるので、なかなか打つ手がないと。しかし、こういうことがまた繰り返されてはいかんということで、今の時点で予定地に出店した場合の予想、大丈夫なのかと、事故の危険性ないのか、すっきりした通りになるのかということについて伺います。

○議 長 市長。

○市 長 短大の土地に立地された場合にはどういう計画でそれを建てるのかということとも関係いたしますけれども、交通上は滝川市長としてしっかりと意見を言わなくてはならぬという状況があるというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 影響調査はされましたでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 売り場面積の規模を想定をしながら、これぐらいの発生交通量があるであろうというふうな分析はいたしております。しかし、それは、開発計画がどういう形で上がってくるのか、売り場面積は一体何平方メートルになるのか、さらに関連するサービス施設としてどういうものになってくるのか、そういうものが明らかにされないで発生交通量はどれくらいで、どの道路にどれぐ

らの負荷がかかる可能性があるという分析はできませんので、それは開発計画の状況によるというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、今の来店法では駐車場についてのいろんなことは市長も意見を述べられるのですが、道路の渋滞とかについては恐らく項目入っていないのです。それで、苫小牧市は、パチンコ屋さんが出店する場合は太い道路、何メートル以上でないと出店だめだという条例つくっています。ですから、まちづくり条例とかそういうのをつくらないと、恐らく今の法律だけではだめだと思いますが、まちづくり条例等についての考えを伺います、必要性等について。

○議 長 市長。

○市 長 まちづくり条例の必要性は、認めたいというふうに思います。しかし、それを制定するかどうかというのは、今後の検討課題だというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 それでは、次の要旨に移ります。雇用についてですが、調査では店舗数は激減しているが、従業員数は大きく落ち込んでいないということです。実際そういう数字になっていますが、中身は正社員が大幅に減ってパート職員に入れかわるという点では雇用上はやはりトータルでプラスにはならないと。そういう点で、今度ポスフルが進出しても市内の全従業員数は、これは直後でないですよ、二、三年ぐらいの期間をとった場合にふえるのではなく、やはり減少傾向をとめることはできないというふうに見るべきではないでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 出店をしてこられるときに、ポスフルとしては、たしか400名でしょうか、新たな雇用発生があるという数字なんかも出されておりますけれども、それはその商業集積における新たな発生する雇用でありまして、その地域全体の雇用はどうなるかということ、そんなことではないだろうというふうに思います。当然出店による新たな雇用開発が進んでいくという面はあるというふうに思いますが、一方では従業員の皆さん方が移動していくということもあるでありましょう。しからば、それがどういう程度になるのかというのは少なくとも今の状況の中で分析するのは難しいというふうに思います。ほかのまちも実際地元の従業員とかそういうものを調査はしておりますけれども、額面どおりにはいかぬだろうというふうに思っております。

○議 長 清水議員。

○清水議員 次の要旨ですが、パートタイマーの賃金上昇があるのではないかと、前議会での本間議員への答弁ですが、日本一低い求人倍率の中空知で本当にそのように考えられているのか伺います。

○議 長 市長。

○市 長 想定としてそういう場合もあるだろうというふうに申し上げているのでありますが、私はその根拠は求人倍率そのものの数字がパートタイマーの雇用に結びついていくのかどうかというのはちょっと疑問に思っています。というのは、私パートタイマーの求人倍率というのはどれくらいかよくわかりませんが、全体的に0.3幾らとか、こういう数字だけ見ると、働き手はたくさ

んいるのだと、したがって買い手市場であるというふうにはきっとならないのではないかと、パートタイマーとして遊んでいる人はそれほど数多くはいないと。とすると、職場を移動する、そういう人たちが出てくるのではないかと。やっぱり売り手市場なのではないかと。とすると、売り手市場の中にあって従業員をしっかり確保するためには賃金を上げなかったら人が集まらぬのではないかと。私は、中小企業への逆の影響としてそういうことが出てくるのではないかと。そこに入るパートタイマー、その方にとっては賃金上昇というのはいいことでありますけれども、しかし雇用主にとっては困った問題でもあります。私は、メリット、デメリットを議論していくときにそういうことも考えてみる必要があるのではないかと、一つの課題としてそういうことをご説明を申し上げたということでもあります。

○議長 清水議員。

○清水議員 この問題は、かなり複雑な話でもあります。ただ、ある店長さんが言われていました。400人求人しても困らないと。何が進むかというと、人少なくなれば労働強化で対応すると。要するに大型店というのはどんどんコストを下げるという下げる競争をやるわけですから、そういうことをやりながらパート賃金は上げなくても対応できるということを言われていたことを参考にさせていただきたいと思います。

それでは次、今は市民生活への影響ということでお伺いいたしました。次は、國學院短大の影響、どんなふうになるのかということをお伺いしたいと思います。まず、この土地を賃貸する場合にかかる固定資産税や都市計画税の試算額について、あわせてお聞きします。今土地賃貸の相場は大型店の場合300坪当たりで50万とも100万とも言われている。坪当たりでいうと1,500円から3,000円ぐらい。そうすると2万坪で3,000万から6,000万ということになるのですが、この収入から固定資産税や都市計画税、法人税を引いた國學院短大の実質手取り見込みについて伺います。

○議長 市長。

○市長 個人及び企業の土地の課税額は公表しておりませんし、そういうことを基礎にして計算をしてご説明することはできません。ただ、土地の課税額は路線価にさまざまな補正を加えて評価額が出てまいります。その評価額に税率を掛けると、それによって固定資産税額が出てくるという計算過程であります。

○議長 清水議員。

○清水議員 確かにプライバシーに係る話であります。ただ、そうだというのは固定資産税でも言えます。私が聞き取りしたダイエーやマックスバリュの土地を貸している地主さんの話を聞くと、10年ぐらいたったら撤退すると。ダイエーだとかマックスバリュさんの地主の方は、もう既に撤退したらどうするかと考えているのです。そうすると、もとの農地には戻せない。そうすると、宅地の課税で固定資産税だけが残ると、もう自己破産するしかないみたいな、そういう表現をされる方もいらっしゃる。わかりました、金額としては出ないと。ただ、いろいろ言われていますけれども、4,500万から固定資産税等を例えば2,000万引いたら、多くて3,000万ぐらいだろうなということは想定されます。しかし、これは私の考え方だということで、この点につい

ては終わって、次に移りたいと思います。

次に、深夜営業と広い店舗、住宅地や小学校の近くという条件、こういう中でいろんなことが起きる可能性がある、そういう点では社会的道義責任が出てくるわけですが、國學院短大の事業としてはこの事業はリスクが大き過ぎるのではないのでしょうか。

○議長 市長。

○市長 それは、國學院短期大学及び法人が判断されることだというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 次の点に移りたいと思います。４要旨目です。１０年か１５年先かはわかりませんが、将来撤退し、賃貸収入がなくなり、固定資産税だけを払わなければならない事態を想定する必要がありますが、その場合に遊休地であろうとなかろうと学校用地であることを理由に再び固定資産税を非課税とするようでは、これ免除と書いていますけれども、非課税です、とするようでは過保護に過ぎ、市民の理解は得られないのではないのでしょうか。こういった点も将来のリスクというふうを考えられますが、将来こういうふうに撤退した場合、非課税に戻る条件はどのようにお考えになっているかお伺いいたします。

○議長 長 市長。

○市長 学校教育の用に供する土地として活用されれば当然非課税となりますし、その他の用として供されれば課税対象というふうに考えます。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 ここで、通告順でなくて３を飛ばして４、５をやった後に３に戻るということで進めたいと思いますが、お願いいたします。

○議長 長 はい。

○清水議員 次に、賃貸収入でも教育目的にかなうかということで、前議会で窪之内議員への答弁で、私は教育目的というのはさまざまな目的がある。それは、その状態にあって、もし國學院が相談したいということなら相談に応じたい。いろいろな形の中に教育目的に使われていけば目的にかなうと述べられています。市長は、賃貸収入を教育に使えば教育目的だと考えているというふうに市民は受け取っていますが、お考えに変わりありませんでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 教育目的というのは、いろいろな場面で判断基準があるというふうに思います。私は、今税金を課税するか非課税とするかの判断は、それが学校教育の用に供する土地として活用されれば、それは非課税だというふうに申し上げたわけです。さきの議会でさまざま議論があった中で、土地の寄附目的とかそういうさまざまな質問もあったわけです。それは、現実に寄附目的にかなっているのかと、それは教育の用に供されれば寄附目的にはかなっているというふうに実は申し上げたわけであります。課税対象かどうかというのは、これは税法によって判断していくことでありますから、どういう視点で教育目的かというのは、それを対象とするものによって異なっていくというふうに思います。私は、今あくまでも税法に基づいて、税金の扱いについてご質問がありましたから、それについてお答えをしたわけであります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私の質問の仕方が悪かったようで、4点目は前の資産税と切り離したのですが、今のことだったので、また資産税の話に戻したいのですが、順番がもう一度飛ぶのですが、6番で遊休地の活用方法への提案と、20ページの上から2升目ですが、これも前議会の窪之内議員への答弁で、最近は使っている実態はないのではないかとということで、そういう場合の非課税措置はどうなのかと窪之内議員が前議会で聞いているのですが、時間がなかったのか、答弁がそのままないという状況なのですが、これについてどうなのかということと、國學院が、仮にポスフル撤退した場合に更地ですよ、その状態でもすぐ非課税ということが学校用地だというだけでなるのか、その2点について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 一時使用されました。造成費4,000万円かけて短大はグラウンド造成したわけがありますから、それは使われたわけであります。しかし、その後学生の減少等によって現実には利用度の極めて低い土地になっているというふうに思います。しかし、現在は教育目的のためにある土地でありますから、それは非課税の扱いであります。しかし、仮にあそこに商業施設が建ちますと、それは税法上は学校の用に供していないわけでありますから、これは課税ということになります。万が一その商業施設がなくなった場合に学校法人としてその用地をどういうふうに使っていくのかと、あるいは使われるのか、こういうことが課税、非課税の判断根拠になっていくというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 現在使われている実態はないのではないかと市長は述べられているにもかかわらず、以前使っていたということをもって学校用地だと、だから非課税だということは地方税法上問題ないような考え方ですか。

○議 長 市長。

○市 長 私は、今使われていないなんて一言も言っておりません。利用効率は低い実態にあるというふうに考えるというふうに言っているわけでありまして、使われていないという表現は使っておりません。

○議 長 清水議員。

○清水議員 利用率が低い場合の非課税措置が正しいかどうか、これについてはいろんな判例等があると思いますので、別の場所に譲りたいと思います。

この問題で焦点ですが、3番目、19ページの3、國學院短大との協議状況について伺います。6月以来の協議状況について市長は2定で、寄附目的は達したが、市と協議したいということであり、協議の土俵に乗りたい、最終判断は市長がするべきと本間議員への答弁で述べておられます。國學院短大との協議状況について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 國學院短期大学及び法人との協議は、これからの課題であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 全く協議をされていないのかという点とポスフルから國學院に新たな接触があったかどうかについて、わかっていればお答えをいただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 学校法人及び短大からこういう要請があるという説明は受けております。しかし、それは協議とは言わないのだろうというふうに思います。そういう説明を受けていると。そしてまた、ポスフルとしても進出意向が表明をされたと、そして要請があったということでもありますから、それに対する影響の状況というものを私どもとして調査をし、データ提供をさせていただいたと、各団体の皆さん方のさまざまなご意見もお伺いをしたという今の状況であります。國學院短期大学及び法人からしかるべき時期には話があるというふうに想定をされますけれども、そういうことを含めてどういうお考えを短大がこれからの経営ということについてお持ちであるのかどうかということを含めて協議をさせていただく場面はこれからだと。それ以外のことについては、一切協議という内容のものは行っておりません。

○議長 清水議員。

○清水議員 市長は、協議の土俵に乗りたいと。要請があったという説明を受けたと。要するにあちらから市に対してあることが要請をされたわけですから、次は市からいく順番ということで理解していいですか。

○議長 市長。

○市長 要請を受けたという状況説明が私にあったということでもあります。短大から市長に、あれは建てるように考えてくれないかという要請があったわけではありません。ポスフルから法人及び短大に、あそこに立地したいと、検討してほしいという要請があったということでもあります。それは、誤解のないようにお願いしたいというふうに思います。

それから、ポスフルからはあります。あそこに建てたいのだという表明は、ありました。短大から、あそこに建てたいから、市長としてどう考えるのかと意見を求められているわけでも何でもありません。出店意向の表明がありましたという報告がありましたということでもあります。

○議長 清水議員。

○清水議員 確認になりますが、協議の土俵に乗りたいと、この姿勢は変わらないと。ただ、その協議を始める場合は、國學院短大から今の段階では説明があっただけで市の考えを聞かせてくださいという要請はないので、こちらから動く予定はないというふうに理解していいですか。

○議長 市長。

○市長 何らかの判断を、土地を買収するための財源として市が寄附をしているという関係があるわけですから、滝川市の意見を聞きたい、あるいは地域経済にも影響を与えるということであり、経済界のご意見もお伺いをしたいと、こういう話は私は新聞紙上で知っております。一方、進出意向が示されたというふうに短大及び法人から市長に説明がなされたわけでもありますから、何の作業もしないでほかっておくというわけにもこれまたいかない。やはり短大は、滝川市にとって大変な財産であります。したがって、意見の表明が求められた段階においてはしっかりとした意見開陳ができる準備はしておかななくてはいけないということで、いろんなことをやっているわけであり

ます。したがって、意見を求められるという段階においては市長としてのしっかりとしたご意見を申し上げたいというふうに思っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 最後に、この問題で国の動きについて参考にしていただきたいと。経済産業省の産業構造審議会と中小企業政策審議会は、全国各地の中心市街地を活性化するために大型商業施設や病院などの郊外立地を制限して、高齢者が歩いて暮らせるまちづくりを目指すべきだとする中間報告をまとめています。これは、新政会の中田翼議員が私に、こういう情報があるよということで渡していただきました。参考にしていただきたいと思います。

○議長 長 清水議員、2番目の件名に入りますか、國學院の関係は終わりましたか。清水議員。

○清水議員 通告してありますので、5番については一応お聞きをします。もし2ヘクタールの部分、この部分について土地規制の緩和をするとすれば、今までの基本姿勢の転換につながると。前回の議会では1平方メートルもだめということではない、また違う議論になるとおっしゃられていますが、あのバイパス沿いの2ヘクタールの農振の部分です。これについては、基本姿勢は変わっていないのかということを伺います。

○議長 長 市長。

○市長 基本的な考え方は変わりありません。というのは、私は大規模に新たに土地利用規制を解除して大型商業施設を立地誘導する考え方はないというふうに申し上げたのであります。現状の土地利用規制のないところに商業立地がされる、これはもうどうにもならないことであります。その場合にさまざまな問題が出てくる。仮にその問題が一部農用地の除外というふうなことがなければ問題解決ができないということになったときには、それは別の問題として考えるべきだというふうに思っております。私が申し上げているのは、大規模に例えば農振農用地を除外して、積極的にそこに立地誘導していくと、そういう考え方は基本的に持たないという表明をさせていただいたわけであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 この問題では、あの2ヘクタール、バイパス沿いを当然出店側は使いたいと、とにかく車が駐車場にすごく入りやすい、利用しやすいというのが今の大型店の一番の勘どころですから、そういう点では郊外型立地誘導になるというふうに私は考えますが、今後の議論にしたいと思います。

6番については、時間がありませんので、省略します。

次、2件目、入札制度の適正実施……

○議長 長 清水議員、ちょうどお昼ですから、これは午後からしたいと思います。

お諮りいたします。昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。
清水議員。

◎2、入札制度の適正実施について

- 1、名義借り情報への対応について
- 2、契約問題への姿勢と各種情報への対応について

○清水議員 それでは、2件目の入札制度の適正実施についてお伺いします。この問題では、滝川地区広域消防事務組合に談合に関する情報、8月1日、匿名が寄せられております。市は、事務組合から相談を受けるとともに、指名願業者名簿の管理者として対応しなければならなかったと思いますが、どのように対応されたでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 談合情報に関する事務処理につきましては、滝川地区広域消防事務組合より照会がありましたので、市としてはその事務処理方法について回答したということであります。なお、ご質問の指名願業者の名簿の管理者としての対応ということですが、今回の広域消防事務組合の案件は名簿管理者は滝川市ではありません。消防事務組合であります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 事務組合に指名願業者名簿を使うことを許しているのではないのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 消防事務組合の財務規則で、単独経費に係るものについては構成市町に登録された名簿を使うことができるということになっておりまして、この財務規則に基づいて名簿が整備され、その管理者は消防事務組合であるということです。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、相談を受けた段階で談合情報の内容を市の職員は、財政課契約グループは知ったと。その時点から、もう市の問題なのです。消防事務組合は全く関係なく、市の名簿についてその中のある業者が名義借りの疑いがあるということに対応する必要があったのではないかということをお聞きしております。

○議 長 市長。

○市 長 指名競争入札が滝川市の案件であればそういう必要も生じたというふうに思います。しかし、これは滝川市の案件ではないのです。したがって、こういう場合に処理はどうしたらいいかという情報を、事務処理の方法を回答したということであります。

○議 長 清水議員。

○清水議員 財政課契約グループは、談合情報の内容を知りましたか。

○議 長 市長。

○市 長 当然のごとく匿名ではありますが、その情報は滝川市職員として把握をしているというふうに思います。私も、後の話ではありますが、こういう匿名情報が寄せられたというのは把握をいたしております。それは、あくまでも消防事務組合の指名競争入札に対する匿名情

報であるという認知の仕方であります。

○議長 清水議員。

○清水議員 談合情報では名義貸しについては、建築情報システム研究所（株）の管理１級建築士、M氏、これは昨日渡辺精郎議員の質問の中で松原英雄氏ということですが、名義貸しが実態であるということで、ここまで書かれております。この業者は、滝川市の名簿に載っていますが、この名簿について、この質問の第３要旨、契約実績及び入札指名、見積もり合わせの実績を伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 平成１５年度、１６年度における当該資格者の実績は、指名競争入札は２回の指名を行い、落札契約はありません。見積もり合わせについては、８回の指名を行い、１回落札契約に至っております。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 契約グループは、こういう名義借りの疑いが名簿に載っている業者にあると、しかも２回見積もり合わせ、そのうち１回は江陵団地の設計ですから、４億円の仕事です。落札はせずとも、見積もり合わせでは８回やって１回落札、これは明苑中学校の台風の屋根改修調査、実際に落札もしているのです。こういったことがある業者について調査する必要があるというふうには考えませんでしたでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 この案件が滝川市の案件であるとすれば当然滝川市の立場で調査をするはずであります。今まで過ぎ去った過去の案件についてそういうことをする必要はないと。今回の案件は消防事務組合でありますから、その処理の仕方の相談があったから、こういうふう処理をするべきですよという回答をして、消防事務組合はそれに基づいてやったのではないかというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 今回の決算認定の委員会、これまでの実績の後に仮に名義借りが道によってはっきりして取り消されるということになったら、これまでの実績についての市民の不利益についてどのように対処するのかということに対しては必要な部分に対処しなければならぬという答弁がされておりますが、確認をしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどご質問いただいたのは、１５年度、１６年度にわたることだというふうに思います。つまり決算認定が行われている中身であります。私は、当該年度において、しかも仕事が遂行されている中においてそういうことが判明した場合には、滝川市の案件であればそれはしっかりした調査が必要だというふうに思います。あるいは、その調査の結果、明らかに不正があるというふうに認められた場合には、それぞれ個別に法律もあるわけありますから、そういう対応をするべきだというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 建築士法の第２３条の４では登録を取り消す場合がありますが、この場合どういう要件でしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 第23条で建築士事務所の登録について規定しておりますが、読み上げてもあれなのでしょうが、法律に基づいて1級建築士、2級建築士の業務に係ることを業とするときは、1級建築士事務所、2級建築士事務所、または木造建築士事務所、さらにこの建築士事務所についてこの法律に定められたように登録を受けなければならないと。第23条の2において登録の申請をして、第23条の4で登録の拒否等が掲げられております。登録は、取り消し含めて資格の問題、それから管理建築士がいないだとか、そういう判断だとかさまざまな論拠の中で登録が取り消されることになると思っています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 名義借りで取り消された場合、以前にやった市との契約あるいは建築確認申請、こういったものについては道の判断があればそれ相応に処理しなければならないというふうに決算委員会で答弁されていますが、そういうことで対処しなければならないのです。ところが、名義借りの重大な疑いがあったときに、空知支庁に連絡しましたか。

○議長 長 市長。

○市長 先ほどもご答弁しておりますように、この案件は滝川市の案件ではないのです。消防事務組合の案件なのです。したがって、消防事務組合から相談を受けて、処理の仕方について答えてはいますけれども、滝川市の案件ではありません。滝川市の案件として発生してくる。ただいま空知支庁で調査をしているようであります。結論についてはまだ出ていないと、少し時間がかかるということであります。もし資格要件がないのに登録をされているということであれば、その段階で滝川市は名簿の管理者としてしっかりと対応をするべきだというふうに思います。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 一部事務組合との関係で知り得た疑い、もしそれが本当だとすれば市が重大な被害を受けるということがわかっていても市の関係では何も対応しないということでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 明らかにそれが事実であれば対応する必要があるというふうに思います。しかし、今調査中であります。しかも、匿名による情報が一部事務組合に寄せられたわけであります。そういう情報に基づいてさまざまな行動を直ちに行うということは適切性を欠くのではないかと。名簿の管理はしっかりと管理しなければなりませんけれども、資格要件を欠くときには、資格要件がなくなった時点で、これは届けてもらわなかったらならないという義務もあるわけであります。私は、登録業者がしっかりと資格要件をみずから確認をするとともに、その欠格要件に至ったときには届け出してほしいというふうに思いますのと同時に、数千件に及ぶ登録業者がいるわけであります。それをすべて毎回毎回調査して、管理するわけにはいかない。したがって、滝川市の案件が生じたときに、それはしっかりと審査をしながら判断をする。しかし、客観的に欠格要件が明らかになったという場合には、やっぱりしっかりと調査が必要であるというふうに思います。しかし、その調査は空知支庁が今やっているのであります。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 空知支庁の調査は、9月の9日からです。それは、告発があって、始めています。ですから、8月1日の匿名から1カ月以上たっています。それで、この建築士法の取り消しに係る監督官庁と、立入調査をできるのはどこでしょうか。

○議長 総務部長。

○総務部長 道は、当然立入調査権があると思っています。それと、立入調査権を有するのは公取委員会だと思っています。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 疑いが本当かどうか、これを市役所の中で何ぼ調査しても、これは素人調査です。監督官庁に調査を依頼するなりという必要があったのではないのでしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 当市の談合情報に関する事務要領というのがありまして、それに基づいて消防も事務要領をつくって、それに基づいて事情聴取をして、公取委員会に報告をしているという報告は受けております。

以上です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 公取は、名義借りの監督官庁でしょうか。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 名義借りなり貸しがある1級登録事務所については、これは空知支庁が行います。1級建築士の資格については、国土交通省が行います。公取委の第11条において関係省庁連携のもとでやるという規定もございますので、その辺は連携の中でやられるものと思っています。失礼しました。第7条です。

○議長 長 清水議員。

○清水議員 警察が捜査すべきものは、警察です。この場合は、空知支庁なのです。ここに調査を依頼しなかったことについて、なぜすべきだったということが言えないのか、これは市民に対して説明つかないだろうというふうに思いますが、今もって調査を依頼しなかったことは正しい選択だったというふうに思いますか。

○議長 長 市長。

○市長 何度も申し上げますけれども、一部事務組合の案件なのです。相談があって、この処理はこうした方がいいですよということにお話を申し上げて、そして消防事務組合としては会議において調査をし、そしてその結果を公正取引委員会に報告をしたということであり、それは確かに談合情報についての件でありましょう。一方、消防事務組合としては、名義貸しの実態があるのかどうかということを調査をして、そしてその実態はないということが委員会で確認をされて、改めて入札が執行されたという報告を受けております。私は、そういうことに基づいて滝川市の名簿管理を直ちに、空知支庁に調査してくださいとか、談合情報がありましたから公正取引委員会で調査してくださいとか、滝川市の名簿管理をする上で直ちにそういうことになるのかどうか、それは私は疑問だというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 末松部長は、消防一部事務組合の職員ではありませんが、今回指名選考委員会や調査職員会議のメンバーになっていますが、一部始終を見ているのです、一部始終を担当しているわけです。そういうところで、名義借りについての監督官庁である空知支庁に消防事務組合として調査依頼していないということはご存じの中での話ですから、今市長が事務組合ではなかったと言ったから、そんなことになっているのだということの説明にはならないと思いますが。

○議 長 助役。

○助 役 総務部長は、広域消防事務組合の審議会の委員という立場がございます。構成する3市町からそういう立場の者が参画をして、指名選考なり、あるいは職員会議のメンバーということで携わっているわけであります。

以上。

○議 長 清水議員。

○清水議員 審議会委員であることは知っています。職員ではありません。それで、末松部長は、そういう中身を知っていて、要するに監督官庁に言っていないことをわかっている、滝川市としても監督官庁にする必要がないというふうに考えましたか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 両面の立場があるので、調査した内容含めて、多分消防議会に私は参考人として呼ばれることになるだろうと思います。それは、そのままできちっと話していきたいと思います。市の立場として管理している、登録をしている立場ということになるのでしょうかけれども、先ほど市長も申し上げましたように財務規則においてうちの登録があります。その登録を消防の財務規則において構成市町の名簿を使うことができるということで、名簿管理者はあくまで消防であります。では、今回の行政サイドの私としての判断を含めていくと、監督官庁、行政処分庁では、登録については各建築士がそれぞれ申請を行って登録をして、検査権も有して、立入調査権も有して、定期検査権も有して登録を認定したわけです。うちの登録は、建築士法による1級建築士事務所または2級建築士事務所の登録を受けていること、その写しでもって判断しております。疑義があるか否かについては、最終行政処分庁がすることだろうと、その推移を慎重に見守る必要があるという判断の中で調査は依頼はしておりません。かつ、消防の方の事情聴取において、その事実は無かったという報告を受けていることをかんがみながら調査を依頼していないということでご理解いただきたいと思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 第4要旨で、適正化指針では談合その他の不正行為の排除の徹底に関する事項で厳しい対応を求めています。読みますと、不正行為の疑いがある場合に発注者がこれを見過ごすことなく毅然とした対応を行うことによって、発生した不正行為に対する処分の実施を促すとともに再発の防止を図ろうというものであります。これは、自治体の首長にも求められていることですが、この指針に沿って、今回の対応はどうだったのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 何度もご答弁を申し上げておりますが、適正化指針に基づいて処理はするべきだと。それから、適正化指針についてはガイドラインというものもありますから、ガイドラインについては努力目標の部分でありますから、適正化指針のすべてが滝川市の場合に行われているかという、必ずしもそうではないものもあります。しかし、必ずやらなくてはならない部分とガイドラインの部分がありますから、ガイドラインの部分でできていないもの、ガイドラインの部分も滝川はかなり一生懸命取り組んできましたけれども、いまだ行われていないものについては今後検討していかなくてはいけないというふうに思っております。先ほども答弁申し上げておりますように、しっかりとした調査をやったという報告を受けております。私としても、片一方では消防事務組合の組合長の立場でありますから、しっかりとした事実認定が行われて、問題なしとしてそのような対応が行われたわけであります。しかし、結果として問題が生じれば、例えば官製談合防止法というのがあるわけですから、この法律に基づいた適切な措置は必要であるというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 先ほど押し問答みたいになっていましたので、一般論で聞きます。滝川市の入札に関して名義借りの情報が寄せられたら、その場合は監督官庁に行きますか。

○議 長 市長。

○市 長 まず、第一義的にはみずからがしっかり調査、確認をするということが求められるというふうに思います。それで疑義が生じる場合には、上位監督官庁に協議をするという話になるというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 私は、滝川の職員が一部事務組合にかかわっていて市にも損害を与える可能性があるという情報を知った場合は、市民のことを考えて、すぐそのことを市に置きかえて行うべきだというふうに思いますが、消防事務組合で談合情報があつた場合と市に直接あつた場合とでは対応に違いがあるのです、今のお考えでは。それは、一緒にすべきだというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 一部事務組合において結論が出た事象については、滝川市の名簿管理者としての対応をやる必要があるというふうに思います。しかし、ただいま直接的に影響のないものについて滝川市の名簿が仮に活用されたといたしましても、直ちに影響がない場合については直ちに行動する必要もないというふうに思っております。しかし、その結論が途中において疑義が生じたという場合には、またその段階での判断が必要だというふうに思います。

○議 長 清水議員。

○清水議員 直ちに損害が生じる可能性がないとおっしゃいましたけれども、既に入札と見積もり合わせ合わせて10件の入札に参加しているのです。いつ仕事が出て、いつ札を出して、とるかもしれないのです。そういう可能性がないかということ言えますか。

○議 長 市長。

○市 長 ですから、先ほどから何度も言っているのです。滝川の案件が出た場合には、しっかりとやりますと。それから、滝川が関連する一部事務組合においてそういう事象が明確になった場合

には直ちに対応しますと言っているわけです。

○議長 清水議員。

○清水議員 一部事務組合で不正はなかったという結論だったからというふうに理解していますか。

○議長 市長。

○市長 一部事務組合において、いわば今途中経過にあるわけでありすけれども、この結論が出たら、その結論に基づいて滝川を主体的に考えなくてはいけない。一部事務組合が何らかの結論を出したから、滝川はそれに応じてやるのだと、そういう考え方はありません。空知支庁の1級建築士事務所に関する資格要件が欠格事由が生じたと、そういう場合にはそれに基づいて滝川市は名簿管理者として主体的に判断していきます。一部事務組合がやったから、滝川市はそれに右へ倣えなんていう考え方は全くありません。

○議長 清水議員。

○清水議員 私が言っているのは、一部事務組合は市長に、監督官庁に調査依頼しなかったのです。一般市民の告発があつて初めて市長が動いたのです。それがなかったら今の時点でも市長は調査していないのです。だから、最後に申し上げたいのは、こういう疑いをどこで知り得たにしても、市としてはきちんと監督官庁に調査を依頼する、しかも迅速にやるということが今入契法の実施で求められているわけですから、そのような職員の教育、これをきちっとやっていただくことを求めて、一般質問を終わります。

○議長 以上をもって清水議員の質問を終了いたします。

（「答弁ください」と言う声あり）

○議長 市長。

○市長 名簿管理はしっかりとしなくてははいけませんし、その意味での職員の対応、研修、それはこれまでもしっかりとやってきたと。私は、滝川市はかなりしっかりやっている方だというふうに思っております。それから、匿名情報によって振り回されるということがあつてはならない。その真偽性、しっかりと客観的に判断しながら対応しなくてはならない。これまでもそういう考え方でやってまいりましたし、これからもそういう考え方でしっかり名簿管理はやりたいと思います。

○議長 これをもちまして一般質問を終了いたします。

◎日程第3 議案第14号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

○議長 日程第3、議案第14号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

○助役 ただいま上程されました議案第14号 平成17年度滝川市一般会計補正予算（第6号）についてご説明をいたします。

今回の補正は、台風14号の豪雨によります江部乙排水場管理委託料金の増額と滝川新生園のアスベスト改修工事費に伴うものでありまして、調査結果に基づき金額積算等を行い、早急に予算措置が必要でありますことから、追加議案ということで提案をさせていただくものでございます。

第1条で歳入歳出にそれぞれ455万円を増額し、予算の総額を213億6,012万1,000円とするものであります。

歳入歳出の補正は、第1表によるところでございます。

第2条、地方債の追加は、第2表によるところでございます。

2ページ、3ページは第1表、歳入歳出予算補正、5ページは第2表、地方債補正でございますので、お目通しをいただきたいと思います。

続いて、歳入歳出予算補正について説明をいたします。最初に、歳出の10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。3款1項3目知的障害者福祉費、補正額375万円につきましては、知的障害者通所更生施設滝川新生園の運営管理に要する経費の補正でございます。新生園の第1、第2作業指導室、面積は104平方メートルでございますが、内壁の一部がセメント板という、約90平方メートルとなっておりますが、目地を埋める材料にアスベストが混入しているということが判明をいたしました。これを除去するための工事費の補正でございます。

8款3項1目河川維持費、補正額80万円につきましては、河川の維持管理に要する経費の補正でございます。9月7日の台風14号による豪雨により江部乙救急排水場の緊急運転の必要性があったことから、国からの委託金が増額をされ、同額を歳出として計上するものでございます。

以上、歳出合計で455万円の増額補正となったところでございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開き願います。15款3項3目土木費委託金80万円、一つ飛んで22款1項1目民生債280万円は、いずれも歳出関連でございます。

戻りまして、20款1項1目繰越金15万円は、繰越金により今回の補正に係る一般財源の調整をしたいとするものでございます。

以上、歳入合計455万円の増額となったところでございます。

以上を申し上げまして……

(「95万」と言う声あり)

○助 役 申しわけございません。20款1項1目繰越金95万円でございます。

以上を申し上げまして議案第14号の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決されました。

◎日程第4 報告第4号 株式会社滝川振興公社の経営状況について

○議長 長 日程第4、報告第4号 株式会社滝川振興公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部参事。

○経済部参事 株式会社滝川振興公社の経営状況報告についてご説明をいたします。

今回は第43期、平成16年の6月1日から17年の5月31日までについてのご説明といたします。

最初に、1ページの営業報告をお開きください。市民ゴルフ場は、ゴルフ人口減少の影響などから利用者数は2万6,733人、売上額は前年比9.4パーセント減の9,065万8,000円となりました。

また、駐車場につきましては、第一パーキングの一般延べ利用台数は前年比32.9パーセント減の7,961台で、月決め利用台数は前年比38.7パーセント減の238台となりました。第二パーキングは、平成17年3月末に営業を休止し、4月以降は平面駐車場にて月決め営業のみ行い、一般延べ利用台数は前年比37.4%減の7,190台、月決め利用台数は前年比6.2パーセント減の362台となりました。大町駐車場の月決め利用台数は、前年比1.5パーセント減の256台となりました。

賃貸建物事業は、学生会館、その他賃貸建物で一般入居者を積極的に募集するなど入居者の確保に努めたほか、ほぼ満室状態となり、売上額で前年比6.7パーセント増の3,908万5,000円となりました。

2ページの2、庶務事項には株主総会、取締役会、3ページに監査役会、株式その他の事項について記載しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

4ページの役員名簿につきましてもお目通しいただきたいと存じます。

次に、決算についてご説明申し上げます。資料の金額は円単位になっておりますが、1,000円単位で申し上げます。まず、5ページの貸借対照表でございますが、資産の部の流動資産では預金から未収入金までの合計で1億1,554万8,000円です。固定資産はすべて有形固定資産で、8億490万1,000円となります。これは、減価償却後の期末帳簿価格であります。投資その他の資産は1,313万7,000円で、そのうち長期未収受託事業1,311万2,000円は緑町学生会館の建築受託分です。

以上、資産の部合計は9億2,044万9,000円であります。

次に、負債及び資本の部であります。まず負債の部では流動負債で短期借入金から未払消費税

等まで合わせて9億2,240万4,000円です。固定負債は長期借入金が2,636万円で、負債合計が9億4,876万4,000円となりました。

資本の部では、資本金2,000万、利益剰余金はマイナスの4,831万5,000円で、資本合計でマイナスの2,831万5,000円となりました。

以上、負債及び資本の部の合計は9億2,044万9,000円となったところです。

6ページの損益計算書についてご説明をいたします。売上総利益1億6,124万3,000円となり、これから販売費及び一般管理費1億4,409万5,000円を差し引きますと1,714万8,000円の営業利益となったところであります。この金額に営業外収益230万2,000円を加え、営業外費用206万1,000円を差し引きますと1,738万9,000円の経常利益となったところであります。さらに、固定資産除却損6万4,000円、法人税等充当額20万6,000円を差し引きますと、当期純利益が1,711万9,000円となったところであり、当期末処分損失は4,913万5,000円となり、次期繰越損失として処理したところであります。

7ページの附属明細書につきましては、資本金及び準備金の増減明細書、借入金の増減明細書、8ページに固定資産の取得及び処分減価償却費明細書が記載しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

次に損失金処理計算書、10ページは監査報告書でございますけれども、お目通しいただきたいと存じます。

次に、12ページの第44期事業計画書につきまして、まず受託事業、主要事業計画はお目通しいただき、13ページの予定損益計算書をご説明いたします。売上総利益1億5,863万6,000円、これから販売費及び一般管理費1億3,490万円を差し引きまして2,373万6,000円の営業利益とし、さらに営業外収益200万円を加え、営業外費用210万円を差し引き、経常利益で2,363万6,000円を見込んだところでありますが、滝川第二パーキングの固定資産除却損3,045万2,000円を見込んでいることから、マイナス681万6,000円、税引き前当期純損失と見込んだところであります。

以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第4号は、報告済みといたします。

◎日程第5 報告第5号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況について

○議 長 日程第5、報告第5号 株式会社滝川農業開発公社の経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部参事。

○経済部参事 株式会社滝川農業開発公社の経営状況につきましてご説明いたします。

今回は第16期で、16年の7月1日から17年の6月30日まででございます。

最初に、1ページの営業報告をお開き願います。営業報告でございますが、(1)の農産加工事業につきましては、タマネギを原料とする冷凍製造加工が約90パーセントを占めております。当期売上高は1億1,662万4,000円、税引き前利益1,062万6,000円と当初計画を大幅に上回る実績となりました。この黒字決算の主な理由でありますけれども、新規アイテムの取引でありますとか、製品製造原価を引き下げたことによるものでございます。

2ページの(2)の当期の主な製品製造販売数量でございますけれども、ソーサーからスライス、ペーストなどの500トンほどの製品製造となっております。

次に、(3)の滝川市から業務委託を受けた肥育センターの管理運営事業は、計画どおり完了いたしました。

2の庶務事項には定時株主総会、取締役会、3ページの監査役会の開催などについて記載しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

3の株式その他の事項についてですが、株式の増減もその他の特に記載すべき事項もございません。

次に、決算についてご説明申し上げます。資料の金額は円単位になっておりますが、1,000円単位で申し上げます。まず、4ページの貸借対照表でございますが、資産の部の流動資産で現金預金から原材料までの合計4,172万円です。固定資産はすべて有形固定資産で、2,989万6,000円、これは減価償却資産の期末帳簿価格であります。投資等は4万円の出資金で、これは取引金融機関に対するものであります。

以上、資産の部合計7,165万6,000円であります。

次に、負債及び資本の部であります。流動負債では当座借越金から未払消費税まで合わせて8,892万4,000円です。固定負債は、長期借入金で1,581万2,000円、負債の部合計が1億473万7,000円、資本の部では資本金3,500万円、当期末処理損失6,808万1,000円で、資本の部合計が3,308万1,000円となり、負債及び資本の部の合計は7,165万6,000円となったところでございます。

次に、損益計算書についてご説明いたします。売上高は1億1,891万3,000円、当期売上原価は9,960万1,000円で、差し引き売上総利益は1,931万2,000円、これから販売費及び一般管理費を差し引きますと1,241万3,000円の営業利益となったところであります。さらに、この金額に営業外収益を加え、営業外費用を差し引きますと税引き前当期利益は1,062万6,000円であります。これから法人税と充当金を差し引きますと、当期利益1,042万円となったところであり、当期末処理損失は6,808万1,000円となり、次期繰越損失として処理いたしましたところであります。

次に、5ページは損失金処理案、6ページは監査報告でございますので、お目通しいただきたいと思っております。

次に、7ページの17期の予定損益計算書についてご説明いたします。売上高は1億659万8,000円、当期売り上げ原価8,569万4,000円を差し引きますと売上総利益2,090万4,000円、これから販売費及び一般管理費773万5,000円を差し引いて1,316万9,000円の営業利益とし、さらに営業外収益を足して営業外費用を差し引き、経常利益1,137万円を見込んだところであります。

以上で報告第5号の説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議長 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第5号は、報告済みといたします。

◎日程第6 報告第6号 株式会社滝川グリーンズの経営状況について

○議長 長 日程第6、報告第6号 株式会社滝川グリーンズの経営状況についてを議題といたします。

説明を求めます。経済部参事。

○経済部参事 株式会社滝川グリーンズの経営状況等の報告についてご説明いたします。

今回は第10期で、16年の4月1日から17年の3月31日まででございます。

最初に、1ページの営業報告をお開き願います。営業報告でございますが、オープン8年目を迎えましたが、長期化する景気低迷の中、大変厳しい状況下での営業でありました。自社のイベント開催などを積極的に行い、事業の推進に努力してまいりましたが、温泉部門におきましては入浴客26万2,000人と前期と比べ1万5,000人減の対前年比95パーセントとなったほか、飲料部門、地ビール部門、物販部門においても売り上げが昨年を下回る結果となりました。特に地ビール部門においては、昨年度に引き続き夏季限定、冬季限定ビールを製造し、あわせて会券の販売や独自のイベント、市内外でのイベントへ積極的に参加するとともに、外販においても販路拡大に鋭意努力したところでありますけれども、過去最低の売り上げとなり、製造中止と決定いたしました。

2ページの2、庶務報告には株主総会、取締役会、3ページには監査役会、株式その他の事項について記載しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

4ページの株主名簿と5ページの役員名簿につきましてもお目通しいただきたいと存じます。

次に、決算についてご説明申し上げます。資料の金額は円単位になっておりますが、1,000円単位で申し上げます。まず、6ページの貸借対照表でございますが、資産の部の流動資産では現金から立替金までの合計で5,617万円です。固定資産ではすべて有形固定資産で、1,122万3,000円となります。これは、減価償却後の期末帳簿価格であります。投資等は1万円の出資金で、これは電気カートカーに対するものであります。

以上、資産の部の合計が6,740万2,000円であります。

次に、負債及び資本の部であります。まずは負債の部では流動負債で買掛金から未払消費税等まで合わせまして7,010万9,000円です。固定負債は長期借入金3,000万円で、負債合計が1億10万9,000円となりました。

資本の部では、資本金1,200万、欠損金は4,470万7,000円で、これは当年度損失1,834万円を含む当期末処分損失であります。

以上、負債及び資本の部の合計が6,740万1,000円となったところです。

7ページの損益計算書についてご説明いたします。売上高は1億8,050万1,000円、売り上げ原価は3,726万5,000円で、差し引き売上総利益1億4,326万6,000円となり、これから販売費及び一般管理費を差し引きますと1,258万3,000円の営業損失となったところであります。この金額に営業外収益39万8,000円を加え、営業外費用10万7,000円を差し引きますと、1,229万2,000円の経常損失となったところであります。さらに、固定資産除却損584万2,000円、法人税等充当額20万6,000円を差し引きますと当期損失が1,834万1,000円となったところであり、当期末処分損失は4,470万7,000円となり、次期繰越損失として処理したところであります。

8ページの附属明細書については、資本金の状況、借入金の明細、固定資産の取得及び処分、減価償却費明細書が記載されておりますので、お目通しいただきたいと存じます。

次に、9ページは損失金処理案、10ページは監査報告でございますので、お目通しいただきたいと存じます。

次に、11ページの第11期事業計画書について、まず運営方針、事業計画はお目通しいただき、12ページの予定損益計算書をご説明いたします。売上高は1億7,368万円、売り上げ原価2,820万9,000円を差し引きますと売上総利益1億4,547万1,000円、これから販売費及び一般管理費1億4,508万7,000円を差し引いて38万4,000円の営業利益とし、さらに営業外収益を加えて営業外費用を差し引き、経常利益42万8,000円を見込んだところであります。

以上、報告第6号の説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。本間議員。

○本間議員 それでは、滝川グリーンの決算につきまして、株主総会などが終わった後の話ですが、不明な点についてご質問させていただきます。

まず、6ページでございます。貸借対照表でございますけれども、まず3,000万という未収入金があるのですけれども、これは一体何なのか。平成16年度には4,045万1,300円という金額でありました。これの内容についてお知らせをいただきたいということと、それから未払いなのでも、2,011万6,636円、これ通常費用の支払いを繰り越す場合にはちょっと多いかなという感じがするのです。これについて内容をお知らせいただきたいということと、それから短期借入金と長期借入金について滝川市に返済が1,500万行われているというこ

とになっておりますが、非常に厳しい経営状況の中で普通預金などを取り崩した経営、16年の普通預金残高が2,154万7,548円が859万になっているわけです。だから、その意図についてお知らせをいただきたいということと、次のページ、7ページです。特別損失の除却損です。これは、建物、機械装置で五百八十何がしということです。これは、地ビールにかかわるものなのかどうなのか、お知らせいただきたいと思います。

それから、続きまして、11ページ、事業計画の数字につきましてですけれども、第10期から第11期に向けての利用者数の目標数値になっておりますけれども、26万2,000人が26万5,000人ということで増を見込んでいるということに対する決定的な対策というか、もくろみをお知らせいただきたいと思います。

それから、その次のページ、12ページ、経常損益の部の売上高なのですけれども、1億7,368万ということで予定されているのですけれども、左の今見ました売り上げ見込み金額の内訳などを見ながらかんがえますと、16年度から17年度の決算までの売り上げ減少割合が85パーセント程度なのです。仮に17年度の決算の1億8,500万程度の85パーセントというとなれば1億5,000万になってしまうわけです。仮に1億8,500万の決算から非常に頑張ったとしまして、地ビールの減少分をすばっと差し引いたとしたら約1,400万程度差し引かれると、1,660万になってしまうわけです。1億7,368万という数字は、たたき出すことは非常に難しいのではないかと。先ほどの利用者数のことも含めて、同じような質問になるのかもしれないのですが、その考え方の根拠と、それから決定的な何か改善策というものをお持ちなのかということ。

それから、販売費、一般管理費は、決算より1,000万程度低くなっております。これは、一体何を減らそうとされたのかということについてまずお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 参事、承知している範囲で。

○経済部参事 それでは、6ページの資産の部の未収入金の3,000万ですが、これは市からの貸付金ということの未収入金ということです。

それと、負債の部の未払い金については人件費、それから委託料というようなことでございます。

それと、7ページの固定資産の除却損につきましては、地ビールの休止に伴って、プラント等を一部グリーンズで造成した部分がありましたので、その部分の除却損になります。

それと次に、11ページで温泉の方の実績26万2,000人から11期には26万5,000人ということで、3,000人ほどふえておりますが、これにつきましては特に夏の繁忙期におきまして今まで毎月1回の定休日がありましたけれども、その定休日をやめて営業するということでの利用増を見込んでおります。

それと、12ページの予定損益計算書の中で販売費及び一般管理費が1億4,500万ということで、これは前期よりも1,000万落ちているということでございますが、これは地ビールを休止したことによって酒税でありますとかビールにかかわる消耗品でありますとか光熱費、それとランニングコストといいたいまいしょうか、施設管理費の経営改善に伴う減額ということでございます。

あと、売り上げです。1億7,300万の関係でございますが、これは現在料飲部門におきまし

でも地ビールから市販ビールの販売によって利益幅がふえるという部分であったり、それからまた地ビールの関係でいろいろなパーティーもしたという部分もありますし、スポーツ行事の誘客でありますとかエージェントも含めた誘客の中での温泉の方の増であったり、また物販においてもことはいろいろな物産展などもいたしまして、そのような物販品の販売額の増を見込んでおりまして、その中でまたバーベキューにおいても営業日数などもことは昨年よりも延長しているというようなことの計画の中でこの売り上げ額を設定したということで聞いております。

以上でございます。

○議 長 本間議員。

○本間議員 議長、これ何回まででしたっけ、これで終わりですか。

(「いや、3回までです」と言う声あり)

○本間議員 わかりました。済みません、変なこと聞きまして。

それでは、再質疑をさせていただきます。

この決算については今さらいろんなこと言っても仕方ないのですけれども、ただこれに基づいて予算をされていることに対して、内容についてこんなのでいいのかなと思ってしまうわけです。まず、利用者数についても、これは私も商売なんかやってもわかるのですけれども、基本的にふえる要素はありません。どこにもないと思います。例えば定休日を減らすぐらいで埋まるものでもないのかもしれないという世の中でないでしょうか。まず、そういう予算の立て方、収入の立て方というのは非常に問題だと思います。それとあと、もちろんそれに伴う売上高です。売上高は、これは実は16期よりアップしている売り上げ計画なわけです。増額の計画なのです。増額の計画を立てて、目標はいいのです、高く。だから、目標利用者数とか書いてありますけれども、目標と予算とは違うということをちょっと認識してほしいというふうに思うわけです。目標は、例えば1億7,368万でもいいのです。ところが、販売費、一般管理費を抜いた税引き前当期利益が63万4,000円という予算立てをされていると。どこに逃げ道があって、どこにのり代があるんだというふうに思うわけです。この販売費、一般管理費に対する内訳については確認をさせていただいていないのですけれども、基本的に1,000万の減というのは多分地ビールをやめるとその程度は減るのかなというふうな印象を受けます。では、それ以外はどうするのというふうに思うわけです。一番そこで大きいのは、例えば人件費だとかそういう部分にウエートがかかるわけです。だから、何ぼタッグ計画を組んで一生懸命市でやっても、これをこういう予算立てていたら絶対だめです。というふうに思うのですが、それについてどのように、この予算の立て方について、例えば田村市長、社長としてはどのようにお考えなのかとかをお知らせをいただきたいなというふうに思うのですけれども。

(「経費に入る部分については質疑の対象から外れますんで、あくまで株式会社の方から滝川市長に報告受けて、市長がそれを認めて認定したという内容で答弁していただく、そういうことで経費の部分には入らない」と言う声あり)

○議 長 市長。

○市 長 滝川市長の調査権の範囲内ということでありまして、前期やっぱり大赤字出

しました。大赤字出した原因は、入浴客の減少、それから地ビールの売り上げ不振による初めての赤字計上、しかし結構大幅になりました。そういうものが主なものであります。したがって、地ビールについては当面休止という扱いにさせていただきました。一方、地ビールを製造するためにグリーンズ独自の資産ありますから、この資産を処理したことによって先ほどの除却損というものも生じて1,800万円、人件費も結構削減したのと職員も最小限ということでやってこの数字にとどまったわけでありすけれども、こういう結果が生じたのは残念であります。それで、私も定期的に会議は、経営会議に月1回通っております。その中でさまざま点検をしているわけでありすけれども、本年度、第11期における26万5,000人という数字は減少すると、26万2,000人の実績、これはやっぱり減少していくということをベースに置いています。減少していくのだということを前提に置いて、営業戦略でふやさなかったらだめだと、来るお客さんを待っているといけないと。したがって、当然先ほど説明をいたしました休日日数なんていうのもできるだけ減らすというのは一部でありまして、札幌初め営業戦略組んで新たな顧客開発をしなければだめだということで、具体的に積み上げて、これは頑張ろうではないかという新たな利用客の増を見込んだ数字であります。これは、それではどの部分でふやすのかということをその具体的な戦略として組んで、計上しております。

既に半年たちました。今これのやり方の点検に入っております。私は、第3セクターということもあり、滝川にお客さんが来ていただくのは観光政策上も、あるいはこの設置目的であります農業振興上もいいことであると。だから、管理委託任せておりますけれども、観光政策を含めて市職員も挙げて観光客誘致の立場から営業戦略を展開しようということで今年度進めてきているところであります。この半期の結果に基づいて、さらに残り半期の営業戦略再組み立てをしていきたいなというふうに思っております。今はどうかというと、残念ながら下がっています。したがって、それはどこでどういうことがやられないためにそういうことになったのかという点検はしっかりやって、半期の営業戦略を組むと。この間もその会議1回やりました。いろいろご意見いただける時期は少ないというふうに思いますが、こういう機会にまた叱咤激励してほしいというふうにも思います。

それから、売り上げは、客数が減っているのと同時に売店でも物買ってくれなくなったのです。それから、地ビールも16年度、10期もそうです。交通取り締まりが厳しくなったせいかどうかわかりませんが、本当に売れなくなりました。何とか客単価を上げたいというふうに思っております。そのためにいろいろ言っていただきますと、今年度ロビーで結構イベントやっているのですが、なかなか売り上げ向上に結びつかないというのが頭の痛いところであります。ただ、地ビールは、赤字だったのだけれども、今度は売れたら売れた分だけ利益生じるのです。これは、多少プラスに機能していく。何とか客の増加、新たな市場開拓による客の増加と売り上げ単価増ということでさらに半期しっかりやりたいというふうに思っております。

販売費及び一般管理費です。10期で人件費に手をつけました。11期についても、滝川市長がここまで言っているのかわかりませんが、聖域ではないという形で第1回目の半期における点検を終わったところであります。当期利益42万8,000円というふうになっておりますけれ

ども、黒字転換の最大限の努力をしなくてはならないというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 いろいろ戦略を立てられてやられていることは、理解できました。また、半期で見直されて、また戦略を再構築されてやられるということも理解できました。

しかしながら、体質というか、こういう予算の出し方、考え方ということ自体、例えばこういう決算をしたら会社は大体すぐつぶれています。金貸してくれなくなるし、多分すぐつぶれてしまいます。そういう状況の中で滝川市がかかわってやるので、何とかということなのでしょうけれども、ちょっと無責任ではないかなというふうに感じるわけです、支出に関しての出し方なんかでも。そういうふうに自分は感じますが、ただぜひ頑張ってもらいたい。別に意地悪で質疑しているわけではないので、やっぱり頑張ってもらいたいと思います。

そこで、もう一つ聞きたいことは、今々この残り半期とかいう話はよくわかりました。ところで、長期的に見たときに、例えばこの施設の将来についてどういう選択肢があって、どういうふうに考えられていて、可能性として例えば本格的な委託をするとか、本当に観光にも役立っているし、いろんなことに役立っているのだったら、再度ここに委託料を投入するとか、もうちょっとはっきりした方がいいのではないのかなと思うのです。だから、ただただずるずる赤字になるような状況が明らかに続いていくはずであります。施設は老朽化するし、きれいにすることできないし。だから、そうした中で中長期ビジョンというものをお示しいただきたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 長 これは、グリーンズの取締役会の権威にかかわる問題でもあります。私は社長でありますし、取締役会も従来のやり方とは違う、今回の計画についても根拠を明確にすると、そしてしっかりとご説明をして、しっかりとした意見が開陳されております。私は、かつてのグリーンズの取締役会とは明らかに違うと。ご質問のありましたいいかげんなような説明したら大変なことになります。これは、しっかり議論をして、いいかげんな数字の積み上げで保証がないものではないということをご認識をいただきたいというふうに思います。

それから、ことしの11期、市の貸付金を削減をいたしました。削減したら資金ショートします。滝川市長としては、滝川市は金融機関でないと、したがって資金ショートしようが何しようが貸付金は削減するというので、貸付金削減しました。資金ショートしそうになりました。私は、別途資金対策を組みました。滝川市からの貸付金だけにおぶさっている企業であってはいけないということで、そう大きな金額ではありませんけれども、滝川市の貸付金を削減して別途資金対策を組みました。私は、このグリーンズに対して市がいつまでも損失補償を続ける、あるいは貸付金をずっと貸し付けしていく、そういうことは少しずつ解消すべきだと、そのことが企業の健全性を確保することにつながるというふうに思って、市長就任以来ずっとそのことを努力してきたつもりであります。今後ともできるだけ、一気に何かやると言ったら、これは難しいですから、率直に今ご質問のありましたようにだれも金貸してくれませんから、少しずつそういう本来の企業経営の姿に戻していくべきだというふうに思います。そのことは何かというと、そこに働いている従業員が資金

対策、市にばかりおぶさっていたら大変なことになると、本当の本来の企業でないのだという意識を持って一生懸命稼ぐと、収入を得る、利益を得る、こういう努力をしなくてはならないということを今従業員には社長就任以来一生懸命説いて、暴力的ではありましたが、市の貸付金を削減したと、そういうことがあります。

それから、いつまでも赤字垂れ流しと、そして市からの短期貸付金がふえていくと、そんなことは全く考えておりません。指定管理者制度でありますから、私は指定管理者制度の本来の目的に沿った形でやっていく必要があると。赤字だから、委託料をどんどんふやすという考え方もまた持っておりません。健全化するということが本来でありますので、率直に言ってこの会社を委託するのが適切ではないというふうに思った場合には滝川市長としては新たな判断を議会、市民の皆さん方に提案することもあり得ます。赤字をこのまま垂れ流しするなんていう考え方は一切持っておりません。

○本間議員 終わります。

○議 長 ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第6号は、報告済みといたします。

◎日程第7 報告第7号 監査報告について

報告第8号 例月現金出納検査報告について

○議 長 日程第7、報告第7号 監査報告について、報告第8号 例月現金出納検査報告についてを一括議題といたします。

説明を求めます。八幡監査委員。

○監査委員 報告第7号 監査報告についてご説明いたします。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行いましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象につきましては、建設水道部の上下水道課であります。

監査の範囲につきましては、平成16年度執行事務についてであります。

監査の期間及び監査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通し願います。

監査の結果は、おおむね適正に執行または管理されていると認められましたが、所属に対する講評において、一部に改善、検討が必要と思われる事項として、文書事務関係については決裁漏れ、決裁年月日の記載漏れなどの処理方を、出張、外勤関係では決裁漏れ、外勤簿への記載漏れなどの処理方を、備品、出納簿関係では行政文書の用紙規格のA判化にかかわる実施方針に基づく処理方を、支払い、負担行為関係では決裁漏れ、検針員等業務委託料請求印漏れの処理方を、公印台帳関係では上下水道課管守の一般公文書用印を契約書に使用しているので、公印規定に基づいた処理方を、水道利用加入金納入日の記載漏れの処理方を、契約関係については決裁印漏れのほか収入印紙

の額などについて指導を行ったほか、監査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を要望しておりますので、その内容は省略いたします。

以上で報告第7号 監査報告の説明を終わります。

次に、報告第8号 例月現金出納検査報告についてご説明いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成17年5月分から7月分までの例月現金出納検査を行いましたので、同条第3項の規定によりその結果を報告いたします。

検査の対象につきましては、一般会計、各特別会計、病院事業会計、水道事業会計、各基金、歳入歳出外会計の現金、預金、一時借入金等の出納保管状況を対象に実施いたしました。

検査期日及び検査の方法につきましては、記載のとおりでありますので、お目通しを願います。

検査の結果につきましては、各会計、各基金及び歳入歳出外会計とも計数上の誤りは認められませんでした。各所属に対する講評において、請求書については正当な請求書の要件であるあて名が市長名でないもの、請求印が代表者印でないもの、住所の記載のないものがありました。また、支払い遅延、請求書の受理手続が遅延しているものなどが見受けられましたのでその処理方を、事務決裁規程による専決の委譲等について指導を行ったほか、検査の過程において軽易な事項につきましてはその都度直接事務担当者に是正または処理方を指導しておりますので、その内容は省略いたします。

なお、厳しい財政事情からも、予算の執行に当たっては前例踏襲にとらわれることなく、合理的、効率的な執行により、なお一層経費節減に努められることを要望しております。

以上で報告第8号 例月現金出納検査の報告を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

報告第7号及び第8号は、報告済みといたします。

◎日程第8 意見書案第1号 自治体病院の医師確保対策を求める要望意見書

意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書

意見書案第3号 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める要望意見書

意見書案第4号 17年産米の需給適正化等に関する要望意見書

意見書案第5号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書

意見書案第6号 がん対策の推進強化を求める要望意見書

○議 長 日程第8、意見書案第1号 自治体病院の医師確保対策を求める要望意見書、意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書、意見書案第3号 個人所得課税における

各種控除の縮小を行わないことを求める要望意見書、意見書案第4号 17年産米の需給適正化等に関する要望意見書、意見書案第5号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書、意見書案第6号 がん対策の推進強化を求める要望意見書の6件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。堀田議会運営委員長。

○議会運営委員長 それでは、意見書案6件について説明を申し上げます。

なお、説明に当たっては、内容を省略し、件名と送付先のみを申し上げます。

意見書案第1号 自治体病院の医師確保対策を求める要望意見書。送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第2号 自治体財政の充実・強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

意見書案第3号 個人所得課税における各種控除の縮小を行わないことを求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣であります。

意見書案第4号 17年産米の需給適正化等に関する要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、農林水産大臣であります。

意見書案第5号 国の季節労働者冬期援護制度の存続・拡充を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣であります。

意見書案第6号 がん対策の推進強化を求める要望意見書。送付先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣であります。

以上、滝川市議会会議規則第13条の規定により提出するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本件については、議会運営委員会の方々の提案にかかわるものですので、この場合、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、直ちに一括採決いたします。

本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号から第6号までの6件は、いずれも可決されました。

◎日程第9 常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出について

○議長 長 日程第9、常任委員会及び議会運営委員会閉会中継続調査等の申出についてを議題といたします。

お手元に印刷配付のとおり、第3回定例会以降における閉会中継続調査等の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査

等とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査等とすることに決しました。

◎市長あいさつ

○議長 長 以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。この場合市長から発言の申し出がありますので、これを許したいと思います。市長。

○市長 第3回定例市議会、平成16年度の各会計の決算、さまざまなご意見をいただきましたけれども、いずれも認定をしていただきましたことに厚くお礼を申し上げたいと存じます。あわせて、補正予算を含めて各議案に慎重なご審議、ご意見をいただきました。そういうことを踏まえながら今後の行政運営に最善を尽くしてまいりたいというふうに思います。

追加でアスベスト対策の予算もご決定をいただきました。ご意見は一般質問の中でもいろいろございましたけれども、できるだけ早く安心、安全にかかわるものについては対応すべきであるという基本の中で取り扱いをさせていただきましたことにご賛同をいただきました。ありがたく、心からお礼を申し上げたいというふうに思います。

あわせて、今回の議会におきましては江部乙小学校におけるあつてはならない事件のことについても大変ご心配をいただく形での議論がなされたわけであります。私は、やはり再発防止はしなくてはいけない、それから子供たちのケアはしっかりやらなくてはいけない、それは、教育委員会、学校、そして地域の方々も含めてそういう気持ちを十分持つていくことが必要であるというふうに思います。しかし、一面では心配の余り不確実な情報も飛び交っているという話もありました。私は、子供たちの立場、子を持つ親の立場と、そういうことを考えますときに、ぜひとも静かな冷静な対応を市民の皆さん方にもお願いをして、かかる出来事が再び起こらない、子供たちの心にも傷が残らない、そういう状況になりますことを心から市長の立場からも願うものであります。

慎重にご審議いただきましたことに心から感謝を申し上げ、お礼のごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長 長 本定例会に提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成17年第3回滝川市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時40分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員